# 那霸市公報

#### 第1666号その2

毎月2回 1, 15日発行 発 行 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市総務部総務課

# 目 次

# ◇告 示◇

○個人情報業務届出書及び個人情報業務廃止・変更届出書の公表について(総務課) 
○那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について(市営住宅課)424
○那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について(市営住宅課)424
○固定資産の価格等の登録について(資産税課)425
○那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約について(生活衛生課)425
○包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する閲覧について(行政経営課)426
○那覇市公設市場使用料等の集金代行業務委託について(なはまちなか振興課)
○那覇市歴史博物館観覧料の収納事務委託について(文化財課)428
<ul><li>○平成 27 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)</li><li>(ちゃーがんじゅう課)</li></ul>
○平成 28 年度那覇市介護保険事業特別会計予算(ちゃーがんじゅう課) 430
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について(保護管理課)
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について(保護管理課)
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について(保護管理課)

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について(保護管理課)435
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について (保護管理課)
○那覇市保育所保育料等の収入事務委託について(こどもみらい課) 438
○那覇市立幼稚園保育料等の集金代行業務委託について(こどもみらい課) 439
○平成 27 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号) (市街地整備課) 439
〇平成 28 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算(市街地整備課) 441
○平成 27 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第 1 号)(市街地整備課) 443
○平成28年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算(市街地整備課)445
A.1. # A
<b>◇公 告◇</b>
<ul><li>◇公 告◇</li><li>○那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画変更の決定について(市街地整備課)</li></ul>
○那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画変更の決定に
○那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画変更の決定について(市街地整備課)
<ul><li>○那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画変更の決定について(市街地整備課)</li></ul>
<ul><li>○那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画変更の決定について(市街地整備課)</li></ul>
<ul> <li>○那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画変更の決定について(市街地整備課)</li></ul>
<ul> <li>○那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画変更の決定について(市街地整備課)</li></ul>
<ul> <li>○那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画変更の決定について(市街地整備課)</li></ul>
○那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画変更の決定について(市街地整備課) 447 ○那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課) 448 ○那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課) 449 ○那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課) 450 ○平成28年度一般競争入札の実施について(クリーン推進課) 451 ○随意契約の公表について(締結後)(クリーン推進課) 452 ○都市計画の案に関する公聴会の開催について(都市計画課) 453
<ul> <li>○那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画変更の決定について(市街地整備課)</li></ul>

那 覇 市 公 報 第1666号その2 2016(平成28)年4月15日	
<ul><li>○行政不服審査法の施行に伴う関係規程の整理に関する規程</li></ul>	58
○那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程46	62
○那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程46	63
○那覇市上下水道局請負工事検査規程の一部を改正する規程46	66
○那覇市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程46	69
○那覇市上下水道局分課規程の一部を改正する規程47	74
○那覇市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程 47	76
○那覇市上下水道局会計規程の一部を改正する規程47	79
○那覇市上下水道局企業職員の人事評価実施規程の一部を改正する規程 48	83
○那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程48	85
○那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程 48	87
◇上下水道局告示◇	
<b>◇上下水道局告示◇</b> ○那覇市排水設備指定工事店の異動について	90
<ul><li>○那覇市排水設備指定工事店の異動について</li></ul>	
○那覇市排水設備指定工事店の異動について49	
<ul><li>○那覇市排水設備指定工事店の異動について</li></ul>	91
<ul> <li>○那覇市排水設備指定工事店の異動について</li></ul>	91
<ul><li>○那覇市排水設備指定工事店の異動について</li></ul>	91
<ul> <li>○那覇市排水設備指定工事店の異動について</li></ul>	91
<ul> <li>○那覇市排水設備指定工事店の異動について</li></ul>	.91 .93
<ul> <li>○那覇市排水設備指定工事店の異動について</li></ul>	.91 .93
<ul> <li>○那覇市排水設備指定工事店の異動について</li></ul>	.91 .93
<ul> <li>○那覇市排水設備指定工事店の異動について</li></ul>	.91 .93 .95

那 覇 市 公 報 第1666号その2 2016(平成28)年4月15日					
────────────────────────────────────					
○那覇市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則532					
◇公平委員会訓令◇					
○那覇市公平委員会処務規程の一部を改正する訓令533					
◇保健所長訓令◇					
○那覇市保健所長の事務決裁規程の一部を改正する訓令535					

告 示

**那覇市告示第 591 号** 平成 28 年 3 月 31 日 掲 示 済

個人情報業務届出書及び個人情報業務廃止・変更届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第7条第5項及び同施行規則第2条第2項の規定に基づき、個人情報業務届出書及び個人情報業務廃止・変更届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

#### 個人情報業務届出書

平成28年3月25日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

701年月		世紀初第1年第1月	の規定により、例	てのとおり届け出ます。
届出	担当部課	こども	みらい部 こど	も政策課 電話 内2536
個人情	青報管理責任者	こども政策部	長	
業務	ろ 名 称	那覇市こども	政策審議会の運	営業務
業 務	ちの目的	に関することを	審議する附属機	の福祉、その他こども関連の施策 関の運営
個人作	青報の対象者 —————	審議会に属す	る委員	
業務の	の開始年月日	平成19	9年9月28日	
		一般的取扱事項	Į.	制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
個	■個人番号	□職業	□収入	□思想□宗教
人	■ 氏 名 ■住 所	□地 位 ■学 歴	□資産状況 □公租公課	□支持政党 □主義主張 □ □ 型 座 等
情	□性 別	□資格	□経済取引	□その他 ( )
報	■生年月日	口団体加入	□公的扶助	
羊区	□国 籍	■賞 罰	□そ の 他	上記事項を取扱う理由
の	□本 籍	□学業成績	( )	
記	□続 柄	□勤務成績		
pL	□親族関係	□その他		
録	□婚姻離婚	( )		
の	□そ の 他 ( )	心身	その他	
1	( )	□健康状態		
内		□容 姿 □ □病 歴		
容		□□陥・歴□□に関する		
		□足の他		
個人情報の収集方法		, ,	 以外(本人同意・氵	生令等・公知性・緊急性・審議会)
個人情報の収集時期		□定期( 月~		宇(委員への委嘱する時 )
本人への通知方法		□文書 □口頭 □通知不要 (那覇市個人情		規則第3条第2項第 号に該当)
個人情	報の記録形態	■文書 □図画	□電磁媒体	
備 — <u>—</u> ——	考	届出が必要との	 の認識をしておら	ず、事後の届出となった。

#### 個人情報業務届出書

那覇市長 宛

平成28年 3月 2日

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

カトキがコー					
届出	担 当 部 課	福祉部ちゃーか	ぶんじゅう課	電話	861-1274
個人情報	報管理責任者	ちゃーがんじゅ	う課長		
業務	の名称	介護認定審査会	業務		
業務	の目的	介護度の認定に	ついて審査を行	う審査会の運営	
個人情	報の対象者	介護認定審査会	委員に任用され	た者	
業務の	開始年月日		平成12年 4	月 1日	
		一般的取扱事項	į	制限的	取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動		信条等
個	■個人番号	■職業	□収入	□思想	□宗教
人   !	■氏 名	□地 位	□資産状況	□支持政党	□主義主張
^	■住 所	□学 歴	□公租公課	□趣味嗜好	□犯歴等
情	■性 別	■資 格	□経済取引		( )
報	■生年月日	□団体加入	□公的扶助	,_	` ,
TFIX [	コ国 籍	□賞 罰	□その他	上記事項を取扱	う理由
-	□本 籍	□学業成績	( )		
<b>≕</b> ¬ !	□続 柄	□勤務成績			
-	□親族関係	□その他			
bod.	] 婚姻離婚	( )			
	□その他 [	心身	その他		
()	)	□健康状態			
内		□容 姿			
容		□病 歴			
47		□障がい程度			
		口その他			
		()_			
個人情報の収集方法 ■本人		■本人 □本人!	以外(本人同意・注	法令等・公知性・	緊急性・審議会)
個人情報の収集時期 □定期(		□定期( 月~	月) ■随時	步(任用時、個人情	新報変更時 ) 「報変更時 )
本人への通知方法 口通		□文書 □□頭 □通知不要 (那覇市個人情	□告示 報保護条例施行	規則第3条第2項第	5 号に該当)
個人情報	の記録形態	■文書 □図画		]その他(	. )
備考		個人情報業務の	の届出が必要な業	養と認識している	なかったため。

#### 個人情報業務届出書

平成28年3月17日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

741-174	A TO THE PERSON OF THE PERSON	ZWN1W1W1Z	V MERCE S V	人のとおり油り出ます。
届出	1担当部課	福祉部 ちゃ	一がんじゅう課	電話(直通) 862-9010
個人情	青報管理責任者 		ちゃーがん	
業務	の名称		支給に関	関する事務
業務	あ の 目 的     ロ			保険給付を行うため
個人作	情報の対象者	当該申請を行 当該申請の一	う者、及び配偶 一切の件を委任さ	者並びに同一世帯に属する者。れた者。
業務の	の開始年月日	平成12	年 4月 1日	
		一般的取扱事項	[	制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
個	■個人番号	□職業	■収入	
	■氏 名	□地位	■資産状況	□思想□宗教
人	■住所	口学 歴	■貝座水坑	□支持政党 □主義主張 □趣味嗜好 □犯 歷 等
情	■性 別	□資格	□経済取引	_ 12 E 4
	■生年月日	□団体加入	■公的扶助	□その他 ( )
報	□国 籍		口その他	しおまでからい。 とおまでは、154回と mull
の	□本籍	□学業成績	( )	上記事項を取扱う理由
. 07	■続 柄	□勤務成績	, ,	
記	■親族関係	日その他		
録	■婚姻離婚			
3/4/	□そ の 他	心身	その他	
の	( )	□健康状態		
内		□容姿		
1		□病 歴		
容		□障がい程度		
		□その他		
		( )	_	
個人情報の収集方法 ■2		■本人 □本人	以外(本人同意・ <sup>注</sup>	生令等・公知性・緊急性・審議会)
個人情報の収集時期		□定期( 月~		宇(支給申請のあったとき等)
本人への通知方法 口道		□文書 □口頭 □通知不要 (那覇市個人情		規則第3条第2項第 号に該当)
個人情報の記録形態		■文書 □図画		]その他( )
備	考	個人情報業務届! が遅れたもので	出の提出の必要性 ある	Eを認識していなかったため提出

#### 個人情報業務届出書

那覇市長 宛

平成28年2月29日

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

131-17.	A THE POST OF THE PROPERTY OF	マベバオ・木先1点	ツ 別 作 に よ り 、 じ	人のとおり届け出ます。
届 出	1 担 当 部 課 —————	福祉部 ちゃ	ゃーがんじゅう課	電話 2413·2414
個人作	青報管理責任者	ちゃーがんし	じゅう課長	
業 派	多の名 一	介護保険料販	式課、徵収業務 	
業務	密の目的	介護保険料の	対は課及び収納状	況確認業務を行う
個人	情報の対象者	介護保険第1	号被保険者	
業務は	の開始年月日		平成12年4月	1日
		一般的取扱事項	1	制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
個	☑個人番号	□職業	☑収 入	□思想□宗教
人	☑氏 名 ☑住 所	□地 位 □学 歴	☑資産状況 ☑公租公課	□支持政党  □主義主張
情	☑性 別	□資格	□経済取引	
±n	☑生年月日	口団体加入	☑公的扶助	凵その他 ( )
報	□国 籍	口賞 罰	口その他	上記事項を取扱う理由
の	☑本 籍	□学業成績	( )	二
æn	☑続 柄	□勤務成績		
記	☑親族関係	□そ の 他	1	
録	☑婚姻離婚	( )		
0	口その他	心身	その他	
の	( )	□健康状態		
内		□容 姿		
容		□病 歴		
		□障がい程度		
		□その他		
		( )		
個人情報の収集方法 □本人		□本人 ②本人	以外(本人同意・《	生令等・公知性・緊急性・審議会)
個人情報の収集時期 □定期(		□定期( 月~	月) ☑随時	デ(対象者に異動がある場合等)
本人への通知方法 ☑通知不要			, , ,	規則第3条第2項第2号に該当)
/E   let tl = == 1				その他( )
備	考	業務開始当時、作かったため、提出	個人情報業務届出 出が遅れてしまっ	の提出の必要性を認識していな
(1)		- 7 7/01	~~~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	<u></u>

#### 個人情報業務届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

7314493		一一一	の死化により、 <sub>(</sub> )	とおり届け出ます。
届出	担当部課	健康部 健康	長増進課	電話 内線6008
個人情	青報管理責任者	健康部 健身	東増進課長	
業務	秀の名 称	健康危機管理	里に関すること	
業務	多の目的	止するよう努め	りるとともに、健	通じて健康危機の発生を未然に防 康危機が発生したときは、その規 整を図り、健康危機管理対策を実
個人情	青報の対象者	健康危機管理	対策に関する会	議の委員
業務の	の開始年月日	平成25年4月	1日	
		般的取扱事項	Į	制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
個人情報の記録の内容	■■■■■□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	■■ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□ 収	□思 想 □宗 教 □ 支持政党 □ 主義主張 □ 趣味嗜好 □ 犯 歴 等 □ そ の 他 (
個人情報の収集方法		■本人□本人	以外(本人同意・i	生 生 会等・公知性・緊急性・審議会)
個人情報の収集時期		□定期( 月~	- 月) ■随	時( 委員の委嘱時 )
本人への通知方法		□文書 □口頭 □通知不要 (那覇市個人情		規則第3条第2項第 号に該当)
個人情報	報の記録形態	■文書 □図画		]その他( )
備	考	業務開始時に届けていたため。	出をするべきでは	かったが、手続きが不要と誤認し

#### 個人情報業務届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市長

届出担当部課 健康部健康増進課 電話853-796 個人情報管理責任者 健康増進課長 業務の名称 地方独立行政法人那覇市立病院の評価業務等 地方独立行政法人法及び地方独立行政法人那覇市立統員会条例に基づき、市立病院の業務実績の評価並びに取び中期計画等の意見聴取を行うことを目的とする。 個人情報の対象者 地大独立行政法人服理するでは、	31
健康増進課長 業務の名称 地方独立行政法人那覇市立病院の評価業務等 地方独立行政法人法及び地方独立行政法人那覇市立 員会条例に基づき、市立病院の業務実績の評価並びに び中期計画等の意見聴取を行うことを目的とする。	
地方独立行政法人那覇市立病院の評価業務等 地方独立行政法人法及び地方独立行政法人那覇市立 業務の目的 員会条例に基づき、市立病院の業務実績の評価並びに び中期計画等の意見聴取を行うことを目的とする。	
業務の目的 員会条例に基づき、市立病院の業務実績の評価並びに び中期計画等の意見聴取を行うことを目的とする。	<del></del> -
個人情報の対象者	病院評価委 中期目標及
地方独立行政法人那覇市立病院評価委員	
業務の開始年月日 平成20年4月1日	
一般的取扱事項制限的取扱事	——— 項
基本的事項 社会的活動 経済的活動 思想・信条等	
個 ■ 個人番号 ■ 職 業 □収 入 □思 想 □宗	
│ 人 │■ 氏 名 │■ 地 位 │□資産状況 │□支持政党 □主	義主張
	歴 等
情 ■ 性 別 □資 格 □経済取引 □その他 (	)
報 生年月日 ■ 団体加入 □公的扶助	
□国   □   □   □   □   □   □   □   □   □	
の □本 籍 □学業成績 ( )	
□続柄□勤務成績□□・□を関係□□を関係□□□を関係□□□□・□□□□□□□□□□□□□□□□□	
口私族関係「口での他」	İ
内	ľ
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
容   □障がい程度   □	
個人情報の収集方法 ■ 本人 □本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急会)	性・審議
個人情報の収集時期 ■ 定期(2年任期 6月ごろ) □随時(	)
□文書 □口頭 □告示 本人への通知方法 □通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に	
個人情報の記録形態 ■ 文書 □図画 ■ 電磁媒体 □その他(	)
備 考 個人情報の収集等に係る業務の届出の認識がなかったたと	め

#### 個人情報業務届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

WINDS THE STATE OF	2不77分1不分1人	ツがたにより、も	欠のとおり届け出ます。
届出担当部課	健康	部 健康増進課	電話6047
個人情報管理責任者	健身	東増進課長	
業務の名称	那覇市感染症	<b>主診査協議会</b>	
業務の目的 個人情報の対象者	し、感染症患者び公費負担なと	音に対する就業制 ごに際し必要な事	と基づき、感染症診査協議会を設置  限、入院勧告、入院期間の延長及 項を協議する
業務の開始年月日		平成25年4月1	日
	一般的取扱事項		<b>期限的取扱事</b> 度
基本的事項	社会的活動	経済的活動	制限的取扱事項
個■個人番号			思想・信条等
個人情報の記録の内容   ■   ■   ■   ■   ■   ■   ■   ■   ■	■■■■□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□思 想 □宗 教 □ 支持政党 □主義主張 □ 型 歴 等 □ で の 他 ( ) 上記事項を取扱う理由
	□そ の 他 ( )		
個人情報の収集方法	■本人 □本人	以外(本人同意・	法令等・公知性・緊急性・審議会)
個人情報の収集時期	□定期( 月~	夕 月) ■随	時( 委員委嘱時 )
本人への通知方法	□文書 □口頭 □通知不要 (那覇市個人情	□告示 報保護条例施行	規則第3条第2項第 号に該当)
個人情報の記録形態	■文書 □図画	■電磁媒体	
備	業務開始時にしていたため。	届出をするべき	であったが、手続きが不要と誤認

## 個人情報業務届出書

那覇市長 宛

平成28年2月1日

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

701 17	1111 HAY CILLY (MAIN)	区本内为 未免1次	ツルににより、	火のとおり届け出ます。
届出	1担当部課		東増進課	電話 (内線:6001)
個人情報管理責任者		健康部 健康	東増進課長	
業者	第の名 郡	那覇市保健所	<b>沂運営協議会</b>	
業系	務 の 目 的	地域保健法領保健所の運営は	第11条の規定に基 二関する事項を審	づき、本市における地域保健及び 議すること。
個人	情報の対象者 	<b>物業</b> 4 5 4 5 1		員(臨時委員も含む)
業務は	の開始年月日		平成25年4月1	月
	<u> </u>	一般的取扱事項	<u> </u>	制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
個	■個人番号	■職業	□収入	□思想□宗教
人	■氏 名	<ul><li>■地 位</li><li>■学 歴</li></ul>	□資産状況 □公租公課	□支持政党 □主義主張 □趣味嗜好 □犯 歴 等
情	■性 別	■資 格	□経済取引	□その他 ( )
報	■生年月日	■団体加入	□公的扶助	
	□国 籍	□賞 罰	□その他	上記事項を取扱う理由
の	■本籍	口学業成績	( )	
記	□続柄	□勤務成績		
	□親族関係	口その他		
録.	□婚姻離婚 □そ の 他	( )		
の	( )	心身	その他	
内		□健康状態 □容 姿		
容		□病 歴		
47		□障がい程度		
		□その他		
	却の仮告士法			
一——	報の収集方法 —————	■本人 □本人	以外(本人同意・氵 ——————	生令等・公知性・緊急性・審議会)
個人情報の収集時期		■定期(4月~7	月) 口随時	
		□文書 □口頭 □通知不要 (那覇市個人情	□告示 報保護条例施行	規則第3条第2項第 号に該当)
個人情報の記録形態		■文書 □図画	■電磁媒体 □	
備 	考	業務開始時に	届出をするべきて	であったが、手続きが不要と誤認

#### 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

				<u> </u>		
届	出担当部課	出 担 当 部 課 都市計画部建築指導課 電話098-951-3244				
個	人情報管理責任者	建築指導課長				
業	務の名称	建築物等に関する指導	業務			
業	務の目的	建築基準法並びに所管 報収集、調査、査察、 及び助言を行うため。	建築基準法並びに所管法令等に基づく報告等に関する要求、受理、情報収集、調査、査察、立ち入り検査等を行い、建築物等に関する指導 及び助言を行うため。			
個	人情報の対象者	建築主、所有者、管理	者、占有者、設計者、	工事監理者、工事施工者		
業	務の開始年月日	昭和27年12月15日				
		一般的取扱事項		制限的取扱事項		
個	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等		
	□個人番号	■職業	■収入			
人	■氏名	■地位	■資産状況	□応応   □宗教		
情	■住所	□学歴	■公租公課	□支持政党		
.tm	■性別	■資格	□経済取引	□主義主張		
報	■生年月日	■団体加入	□公的扶助	□趣味嗜好		
の	■国籍	□賞罰	□その他( )	□犯歴等		
<b>≓</b> ⊓	■本籍	□学業成績	,	□その他( )		
記	■続柄	□勤務成績		上記事項を取扱う理由		
録	■親族関係	□その他( )		( )		
の	■婚姻離婚	心 身	その他	,		
	■その他(電話番号					
内	■その他(印影)	□容姿				
容		□病歴				
117		□障がい程度				
		口その他( )				
個丿	個人情報の収集方法 ■本人 ■本人以外(法令等・審議会)					
個人	個人情報の収集時期 □定期 ■随時(報告時等)					
本力	本人への通知方法 □文書 □口頭 □告示 ■通知不要(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号に該当)			市個人情報保護条例施行		
個人	、情報の記録形態	■文書 ■図画 ■電磁	滋媒体 □その他(	)		
備	帯 考 届出済みであるが、明確化するため業務目的毎に細分化した。					

<sup>(</sup>注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

#### 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

届出担当部課	届出担当部課都市計画部建築指導課電話098-951-3244				
個人情報管理責任者	個人情報管理責任者 建築指導課長				
業務の名称	違反建築是正指導業務				
業務の目的	建築基準法に違反する	 建築物等に関する是』			
個人情報の対象者	違反建築関与者				
業務の開始年月日	昭和27年12月15日				
	一般的取扱事項		制限的取扱事項		
個基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等		
□個人番号	■職業	■収入			
人 ■氏名	■地位	■資産状況	□宗教		
情 ■住所	□学歴	■公租公課	□支持政党		
■性別	■資格	□経済取引	□主義主張		
報   ■住が	■団体加入	□公的扶助	□越味嗜好		
の■国籍	□賞罰	□その他( )	□犯歷等		
■本籍	□学業成績	,_ , _ ,	□その他( )		
記 ■続柄	□勤務成績		上記事項を取扱う理由		
録 ■親族関係	□その他( )		( )		
■婚姻離婚	心身	その他	,		
の ■その他(電話番号	)  □健康状態	■意見等			
内 ■その他 (印影)	□容姿	(建築基準法第9条			
	□病歴	第3項の規定による			
容	□障がい程度	意見聴取)			
	□その他( )				
個人情報の収集方法	■本人 ■本人以外(法	令等・審議会)			
個人情報の収集時期 □定期 ■随時(現場調査のとき等)					
本人への通知方法 □文書 □口頭 □告示 ■通知不要(那覇市個人情報保護条例施行 規則第3条第2項第4号に該当)			市個人情報保護条例施行		
個人情報の記録形態					
備    考	届出済みであるが、明確	<b>催化するため業務目的</b>	毎に細分化した。		

<sup>(</sup>注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

#### 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

		<del>数 /                                   </del>	— 6 7 6		
届出担当部課	都市計画部建築指導課	都市計画部建築指導課 電話098-951-3244			
個人情報管理責任者	建築指導課長				
業務の名称	道路の位置の指定、変	更及び廃止業務			
業務の目的	るため。		更及び廃止の申請を審査す		
個人情報の対象者	申請者、土地の権利者 道路管理者、報告者	、代理者、図面作成。	者、測量者、工事施工者、		
業務の開始年月日					
	一般的取扱事項		制限的取扱事項		
個基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等		
□個人番号	■職業	□収入			
人│■氏名	□地位	■資産状況	□ 応応   □宗教		
情│■住所	□学歴	□公租公課	□支持政党		
□性別	■資格	□経済取引	□主義主張		
報   □生年月日	□団体加入	□公的扶助	□□越味嗜好		
の□国籍	□賞罰	□その他( )	□犯歴等		
□本籍	□学業成績		□その他( )		
記│□続柄	□勤務成績		上記事項を取扱う理由		
録 □親族関係	□その他( )		( )		
□婚姻離婚	心身	その他	,		
の ■その他(電話番号	分) □健康状態				
內 ■印影	□容姿				
	□病歴				
容	□障がい程度				
·	□その他( )				
個人情報の収集方法					
個人情報の収集時期 □定期 ■随時(申請時)					
本人への通知方法 □文書 □口頭 □告示 □通知不要( )					
個人情報の記録形態 ■文書 ■図画 ■電磁媒体 □その他( )					
備 考 届出済みであるが、明確化するため業務目的毎に細分化した。					

#### 個人情報業務届出書

那覇市長 宛

平成28年3月7日

那覇市長 城間 幹子

## 那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	都市計画部建築指導課 電話098-951-3244			
個人情報管理責任者	建築指導課長			
業務の名称	建築計画概要書等閲覧業務			
業務の目的	建築基準法に基づく建築計画概要書等の閲覧を管理するため。			
個人情報の対象者	閲覧者			
業務の開始年月日	昭和47年5月15日			
	一般的取扱事項制限的取扱事項			
個 基本的事項	社会的活動経済的活動思想・信条等			
人情報の記録の内容	□職業 □地位 □学歴 □公和公課 □資格 □団体加入 □賞別 □その他( □学業成績 □その他( □対務成績 □その他( □を変と □病歴 □商がい程度 □でがい程度 □での他( □である) □である。 16条等 □に表す。 10月			
個人情報の収集方法				
固人情報の収集時期 □定期 ■随時(閲覧時)				
本人への通知方法	本人への通知方法 □文書 □口頭 □告示 □通知不要( )			
固人情報の記録形態 ■文書 ■図画 ■電磁媒体 □その他( )				
描 考 届出済みであるが、明確化するため業務目的毎に細分化した。				

## 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

本人への通知方法 □文書 □口頭 □告示 ■通知不要(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当) ■文書 □図画 ■電磁媒体 □その他( )				/ Щ 6 7 0
業務の名称 建築審査会及び開発審査会の委員任命に関する業務  業務の目的 建築審査会及び開発審査会の委員任命を行うため。 個人情報の対象者 建築審査会及び開発審査会の委員 業務の開始年月日 昭和27年12月15日	届出担当部課 都市計画部建築指導課 電話098-951-3244			
業務の目的 建築審査会及び開発審査会の委員任命を行うため。 個人情報の対象者 建築審査会及び開発審査会の委員 業務の開始年月日 昭和27年12月15日  -般的取扱事項	個人情報管理責任者 建築指導課長			
個人情報の対象者   建築審査会及び開発審査会の委員	業務の名	建築審査会及び開発審	査会の委員任命に関	<del></del> する業務
業務の開始年月日 昭和27年12月15日  一般的取扱事項	業務の目的	カ 建築審査会及び開発審		
一般的取扱事項	個人情報の対象を	者建築審査会及び開発審	 査会の委員	
個	業務の開始年月	日 昭和27年12月15日		
個		一般的取扱事項		生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生
個人番号(各審査 会委員)	個基本的事項		経済的活動	
会委員	』■個人番号(各:			
■氏名	へ 会委員)	■地位	* " "	
単住所		■学歴	*	
■性別	전네	■資格		
記 □ 国籍 □本籍 □続柄 □続柄 □規族関係 □ 姆姻離婚 □ その他( ) □ をの他 □ 機康状態 □ 容姿 □ 方の他( ) □ をの他( ) □ を変と □ 方をを □ を変と □ 方をを □ を変と □ たの他( ) □ 本人 □ 本人以外(審議会) (各審査会委員候補者の所属する団体から収集) □ 定期 ■ 随時(各審査会委員委嘱の承諾時) 本人への通知方法 □ 文書 □ 口頭 □ 告示 ■ 通知不要(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当) ■ 文書 □ 図画 ■電磁媒体 □ その他( ) □ をの他( ) □ をのめ( ) □ をのめ( ) □ をのめ( ) □ をのめ( ) □ をのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのを	1生为		□公的扶助	*
記 □本籍 □ 勤務成績 □ その他( ) □ 規族関係 □ は康状態 □ での他( 年齢) □ での他( 年齢) □ での他( 年齢) □ である			□その他( )	□犯歴等
録 □続柄 □親族関係 □ は	=			□その他( )
□親族関係 □婚姻離婚 □その他(電話番号) ■その他(印影) □をかい程度 □をの他(印影) □を変したの他(リアを) □を変したの。 □を変したの。 □を変した。 □を変したる。 □を変した。 □を変した。 □を変した。 □を変した。 □を変した。 □を変した。 □を変したる。	口 个 稍			上記事項を取扱う理由
の □婚姻離婚 □健康状態 □容姿 □病歴 □でがい程度 □その他(印影) ■本人 ■本人以外(審議会) (各審査会委員候補者の所属する団体から収集) □定期 ■随時(各審査会委員委嘱の承諾時) 本人への通知方法 □文書 □口頭 □告示 ■通知不要(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当) ■文書 □図画 ■電磁媒体 □その他( )	344			( )
内 ■その他(電話番号) □   □   □   □   □   □   □   □   □   □				
■その他(印影)	□知処所は何			
容 □障がい程度 □その他( ) ■本人 ■本人以外(審議会) (各審査会委員候補者の所属する団体から収集) 個人情報の収集時期 □定期 ■随時(各審査会委員委嘱の承諾時) □文書 □口頭 □告示 ■通知不要(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当) ■文書 □図画 ■電磁媒体 □その他( )	r J			
□その他( ) ■本人 ■本人以外(審議会) (各審査会委員候補者の所属する団体から収集) 個人情報の収集時期 □定期 ■随時(各審査会委員委嘱の承諾時) 本人への通知方法 □文書 □口頭 □告示 ■通知不要(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当) 個人情報の記録形態 ■文書 □図画 ■電磁媒体 □その他( )	容			
個人情報の収集方法 ■本人 ■本人以外(審議会) (各審査会委員候補者の所属する団体から収集) 個人情報の収集時期 □定期 ■随時(各審査会委員委嘱の承諾時) 本人への通知方法 □文書 □口頭 □告示 ■通知不要(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当) 個人情報の記録形態 ■文書 □図画 ■電磁媒体 □その他( )				
(各審査会委員候補者の所属する団体から収集) 個人情報の収集時期 □定期 ■随時(各審査会委員委嘱の承諾時) 本人への通知方法 □文書 □口頭 □告示 ■通知不要(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当) 個人情報の記録形態 ■文書 □図画 ■電磁媒体 □その他( )	 個人情報の収集方法	■本人 ■本人以外(審		
本人への通知方法 □文書 □口頭 □告示 ■通知不要(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当) ■文書 □図画 ■電磁媒体 □その他( )		· (各審査会委員候補者の	の所属する団体から収	集)
本人への通知方法 規則第3条第2項第1号に該当) 個人情報の記録形態 ■文書 □図画 ■電磁媒体 □その他( )	個人情報の収集時期 □定期 ■随時(各審査会委員委嘱の承諾時)			
	本人への通知方法		示 ■通知不要(那覇 該当)	市個人情報保護条例施行
備 考 届出済みの業務に含まれるものと誤認があった。	個人情報の記録形態	■文書 □図画 ■電磁	英媒体 □その他(	)
	備考	届出済みの業務に含まれ	いるものと誤認があっ	た。

<sup>(</sup>注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入 すること。

#### 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

届出担当部課	都市計画部建築指導課	電話098-951-3	244	
個人情報管理責任者	個人情報管理責任者 建築指導課長			
業務の名称	公聴会、建築審査会及	 び開発審査会に関する		
業務の目的	公聴会、建築審査会及	<del></del>	<del></del>	
個人情報の対象者	傍聴人、審査請求人、	—————— 申請人、公聴会の出席	·	
業務の開始年月日	昭和27年12月15日			
	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
個 基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等	
人情報の記録の内容 ■ 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	□職業 □地位 □学歴 □学格 □団体加入 □賞罰 □学業成績 □労務の他( □・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	□収入 □資産状況 □公租公課 □公的扶助 □その他( )	□思想 □宗教 □支持政党 □主義主張 □趣味嗜好 □犯歴等 □その他( ) 上記事項を取扱う理由 ( )	
	□その他( )			
個人情報の収集方法	個人情報の収集方法 ■本人 □本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期 □定期 ■随時(各審査会及び公聴会開催時、審査請求時)			審査請求時)	
本人への通知方法	本人への通知方法 口文書 口口頭 口告示 口通知不要( )			
個人情報の記録形態 ■文書 ■図画 ■電磁媒体 □その他( )			)	
備	備 考 届出済みの業務に含まれるものと誤認があった。			

<sup>(</sup>注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

#### 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

	THE PERSON NAMED IN COLUMN NAM	T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	こう 人のとおり油り	лыку.
届	届出担当部課都市計画部建築指導課電話098-951-3244			
個.	個人情報管理責任者 建築指導課長			
業	務の名称	指定確認検査機関から	の確認審査報告書等処	D.理業務
業	務の目的	指定確認検査機関からめ。	う提出された確認 審査	E報告書等の処理を行うた
個	人情報の対象者	申請者、建築主、設計	者、代理者、工事監理	里者、工事施工者、届出者 图
業	務の開始年月日	平成11年5月1日		
		一般的取扱事項		制限的取扱事項
個	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
人	□個人番号 ■氏名	■職業□地位	□収入 □資産状況	□思想□宗教
情報	■住所 □性別	□学歴 ■資格	□公租公課 □経済取引	│□支持政党 □主義主張
	口生年月日	□団体加入	□公的扶助	□趣味嗜好
の	□国籍	口賞罰	□その他( )	□犯歴等
記	□本籍	□学業成績		□その他( )
	□続柄	□勤務成績		上記事項を取扱う理由
録	□親族関係 □婚姻離婚	□その他( )		( )
の	□ヶ州州州 ■その他(電話番号	心身	その他	
	■その他(電話番号			
内	■ C 42 IE (H-35)	□容姿   □病歴		
容		□四畑		
		□その他( )		
個人	個人情報の収集方法 □本人 ■本人以外(法令等)			
		□定期 ■随時(報告時)		
本人への通知方法 □文書 □口頭 □告示 ■通知不要(那覇市個人情報 規則第3条第2項第2号に該当)		市個人情報保護条例施行		
個人	情報の記録形態	■文書 ■図画 ■電磁	滋媒体 □その他(	)
備	考	届出済みの業務に含まれ	 つるものと誤認があっ	た。

<sup>(</sup>注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

#### 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

731	からい 同人に は かられ						
届	出担当部課	都市計画部建築指導課	都市計画部建築指導課 電話098-951-3244				
個。	人情報管理責任者	建築指導課長					
業	務の名称	優良宅地造成認定業務					
業	務の目的	租税特別措置法に基づ ため。	く優良宅地等の認定の	の申請に対する審査を行う			
個。	人情報の対象者	認定申請者		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
業	<b></b> の開始年月日	昭和49年8月30日					
		一般的取扱事項		制限的取扱事項			
個	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等			
	□個人番号	■職業	■収入	□思想			
人	■氏名	□地位	□資産状況	□ 応応   □宗教			
情	■住所	□学歴	□公租公課				
,,,	□性別	■資格	□経済取引	│□支持政党 □□主義主張			
報	□生年月日	□団体加入	□公的扶助	□ 上 聚 土 版 □ □ 趣 味 嗜 好			
o l	□国籍		□その他( )	□極味情好			
•	□本籍	□学業成績		□犯歴寺  □その他( <b>)</b>			
記	□続柄	□勤務成績		上記事項を取扱う理由			
録	□親族関係	□その他( )					
अक्षर	□婚姻離婚	心身	その他	(			
の	■その他(電話番号						
内	■その他(印影)	□容姿					
P)	120/20	□病歴					
容		□障がい程度					
		口その他( )					
個人	個人情報の収集方法 ■本人 □本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)						
個人	個人情報の収集時期 □定期 ■随時(認定申請時)						
本丿	本人への通知方法 □文書 □□頭 □告示 □通知不要( )						
個人	個人情報の記録形態 ■文書 ■図画 □電磁媒体 □その他( )						
備	考	届出済みの業務に含まれ	いるものと誤認があっ	た。			

<sup>(</sup>注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

#### 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

		7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	<u> </u>	/ща у о			
届	届出当部課都市計画部建築指導課電話098-951-3244						
個.	人情報管理責任者	建築指導課長	建築指導課長				
業	務の名称	優良住宅新築等認定業	務				
業	務の目的	租税特別措置法に基づため。	く 優良住宅等の認定	の申請に対する審査を行う			
個	人情報の対象者	認定申請者					
業	務の開始年月日	昭和49年4月1日					
		一般的取扱事項		制限的取扱事項			
個	基本的事項	社会的活動	経済的活動				
	□個人番号	■職業		思想・信条等			
人	■氏名	□地位	■収入	□思想			
情	■住所	□学歴	■資産状況	□宗教			
	■ 圧別   □性別	□子座	□公租公課	□支持政党			
報	□生年月日		□経済取引	□主義主張			
		□団体加入	□公的扶助	□趣味嗜好			
の	□本籍	口賞罰	□その他( )	□犯歴等			
記	□続柄	□学業成績		□その他( )			
A=1	□親族関係	□勤務成績		上記事項を取扱う理由			
録	□婚姻離婚	□その他( )		( )			
の	■その他(電話番号	心身	その他				
	■その他(電話番号						
内	■てい他(印象)	□容姿					
容		□病歴					
74		□障がい程度					
		□その他( )					
個人	個人情報の収集方法 ■本人 □本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)						
個人	個人情報の収集時期 □定期 ■随時(認定申請時)						
本丿	本人への通知方法 □文書 □口頭 □告示 □通知不要( )						
個人	個人情報の記録形態 ■文書 ■図画 □電磁媒体 □その他( )						
備	考	届出済みの業務に含まれ	──── いるものと誤認があっ	た。			

## 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

Г		7,0,0	517 117 117	Щ 5 7 6		
届	出担当部課	都市計画部建築指導課 電話098-951-3244				
個	個人情報管理責任者 建築指導課長					
業	務の名称	受理業務		生律に基づく届出及び通知		
業	務の目的	建設工事に係る資材の の受理を行うため。	再資源化等に関する	法律に基づく届出及び通知		
個,	人情報の対象者	届出者、通知者、元請	負者			
業	務の開始年月日	平成14年5月30日				
		一般的取扱事項		制限的取扱事項		
個	———————— 基本的事項	社会的活動	⟨又 >☆ ト/->工:手L			
lle:	□個人番号	■職業	経済的活動	思想・信条等		
人	■氏名		□収入	□思想		
情	■住所	□地位	□資産状況	□宗教		
1月	□性別	□学歴	□公租公課	□支持政党		
報		□資格	■経済取引	□主義主張		
, -	□生年月日	□団体加入	□公的扶助	□趣味嗜好		
の	□国籍	□賞罰	□その他( )	□犯歴等		
記	□本籍	□学業成績		□その他( )		
	口続柄	□勤務成績		上記事項を取扱う理由		
録	□親族関係	□その他( )		( )		
	□婚姻離婚	心 身	その他			
の	■その他(電話番号	号)□健康状態				
内	■その他(印影)	□容姿				
_		□病歴				
容		□障がい程度				
		□その他( )				
個人	個人情報の収集方法 ■本人 □本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)					
個人	個人情報の収集時期 □定期 ■随時(届出時又は通知時)					
本人	本人への通知方法 口文書 口口頭 口告示 口通知不要( )					
個人	個人情報の記録形態 ■文書 ■図画 ■電磁媒体 □その他( )					
備	考	業務開始時に届出すべき	だが、手続不要と誤	認したため。		
42.5						

#### 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

届出担当部課	届出担当部課都市計画部建築指導課電話098-951-3244				
  個人情報管理責任者					
	>144 13 1344				
業務の名称	建設工事リサイクルパ	トロール			
業務の目的	建設現場において建設 いての行政指導等を行		資源化等に関する法律につ		
個人情報の対象者	建築主、工事施工者				
業務の開始年月日	平成14年10月21日				
	一般的取扱事項		制限的取扱事項		
個 基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等		
人情報の記録の内容 ■氏住性生年籍籍 (国本統 )	■職業 □地位 □学格 □団体加入 □賞罰 □学業成績 □数の他( ・) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	□収入 □資産状況 □公租公課 ■経済取引 □公的扶助 □その他( )	□思想 □宗教 □支持政党 □主義主張 □趣味嗜好 □犯歴等 □その他( ) 上記事項を取扱う理由 ( )		
	□その他( )				
個人情報の収集方法	個人情報の収集方法 ■本人 ■本人以外(審議会)				
個人情報の収集時期	個人情報の収集時期 □定期 ■随時(現場調査のとき等)				
本 人 へ の 通 知 方 法 □文書 □口頭 □告示 ■通知不要(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号に該当)			市個人情報保護条例施行		
個人情報の記録形態	個人情報の記録形態 ■文書 ■図画 ■電磁媒体 □その他( )				
備考	備 考 業務開始時に届出すべきだが、手続不要と誤認したため。				

<sup>(</sup>注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

#### 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

		_			
届	出担当部課	都市計画部建築指導課 電話098-951-3244			
個。	個人情報管理責任者 建築指導課長				
業	務の名称	屈	出の受理及び審査業	務	基づく建築物の省エネ計画
業	務の目的	垣履	ネルギーの使用の合 出の受理及び審査を	理化に関する法律に 行うため。	基づく建築物の省エネ計画
個.	人情報の対象者		出者、建築主、代理	人、設計者	
業	務の開始年月日	平	成21年4月1日		
			一般的取扱事項		制限的取扱事項
個	基本的事項	_	社会的活動	経済的活動	
	□個人番号		■職業		思想・信条等
人	■氏名		■概果   □地位	口収入	□思想
情	■住所			□資産状況	□宗教
i fil	□性別		」□子歴 」■資格	□公租公課	□支持政党
報	□生年月日		│■貨幣 │□団体加入	□経済取引	□主義主張
Ø			│□□□平加入 │□賞罰	□公的扶助	□趣味嗜好
0)	□□本籍		│□貝司 │□学業成績	□その他( )	□犯壓等
記	□続柄		□子果		口その他( )
Δ=	□親族関係		- 10 11 1		上記事項を取扱う理由
録	□婚姻離婚			7 0 11	( )
の	■その他(電話番号	L\	心身	その他	
	■その他(印影)	′′	□健康状態		
内			口容姿		
容			□病歴		
-			□障がい程度		
			□その他( )		
個人	、情報の収集方法 		本人 口本人以外(本	人同意・法令等・公外	四性・緊急性・審議会)
個人	個人情報の収集時期 □定期 ■随時(届出時)				
本丿	本人への通知方法 □文書 □口頭 □告示 □通知不要( )				
個人	固人情報の記録形態 ■文書 ■図画 ■電磁媒体 □その他( )				
備	# 考 業務開始時に届出すべきだが、手続不要と誤認したため。				

<sup>(</sup>注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

#### 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	都市計画部建築指導課	電話098-951-3	244				
個人情報管理責任者	建築指導課長	建築指導課長					
業務の名称	バリアフリー法による	特定建築物計画認定業	美務				
業務の目的		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定 建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請に対する審査を行う ため。					
個人情報の対象者	認定申請者						
業務の開始年月日	平成18年12月20日						
	一般的取扱事項		制限的取扱事項				
個 基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等				
人情報の記録の内容   日	□職業 □地歴 □学格 □賞業務の □賞業務の他 □賞等務の他 □は状 □容病歴 □応状 □応状 □応がい程度	□収入 □資産状況 □公和公課 □公的扶助 □公の他()	□思想 □宗教 □主義主張 □趣味嗜好 □犯歴等 □その他( ) 上記事項を取扱う理由 ( )				
 個人情報の収集方法	□その他( )		Daily below the Later who was a six				
四八月報の収集方法	■本人 □本人以外(本	人同意・法令等・公分 	印性・緊急性・審議会)				
個人情報の収集時期	□定期 ■随時(認定申	請時)					
本人への通知方法	□文書□□頭□告示	示 □通知不要( ————————	)				
個人情報の記録形態	■文書 ■図画 ■電磁	滋媒体 □その他(	)				
備    考	業務開始時に届出すべき	きだが、手続不要と誤	認したため。				

#### 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	都市計画部建築指導課 電話098-951-3244	_				
個人情報管理責任者	建築指導課長					
業務の名称	長期優良住宅建築等計画認定業務	長期優良住宅建築等計画認定業務				
業務の目的	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査を行うため。	争				
個人情報の対象者	認定申請者					
業務の開始年月日	平成21年6月4日					
	一般的取扱事項制限的取扱事項	_				
個· 基本的事項	社会的活動 経済的活動 思想・信条等	_				
人情報の記録の内容 で の 内容 で 日	□職業 □地位 □学歴 □学歴 □公和公課 □資格 □団体加入 □賞罰 □その他( ) □学業成績 □その他( ) □強康状態 □容姿 □病歴 □でがい程度 □その他( )					
個人情報の収集方法	■本人 □本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)	1				
個人情報の収集時期	□定期 ■随時(認定申請時)	-				
本人への通知方法	□文書 □□頭 □告示 □通知不要( )	7				
個人情報の記録形態	■文書 ■図画 ■電磁媒体 □その他( )	7				
備    考	業務開始時に届出すべきだが、手続不要と誤認したため。	1				

#### 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

	- IV-11-1H-2 4113 TK-PK-1052	不りが1、不労1万の死亡に、	より、人のこわり曲り	<b>万田よう。</b>			
届	出担当部課	都市計画部建築指導課	都市計画部建築指導課 電話098-951-3244				
個.	人情報管理責任者	建築指導課長	建築指導課長				
業	務の名称	低炭素建築物新築等計	画認定業務				
業	務の目的	都市の低炭素化の促進の認定の申請に対する	に関する法律に基づ 審査を行うため。	く低炭素建築物新築等計画			
個.	人情報の対象者	認定申請者					
業	務の開始年月日	平成24年12月4日					
		一般的取扱事項		制限的取扱事項			
個	基本的事項	社会的活動	経済的活動				
	□個人番号	□職業		思想・信条等			
人	■氏名		口収入	□思想			
情	│■氏名 ■住所	□地位	□資産状況	□宗教			
1月		□学歴	□公租公課	□支持政党			
報	□性別	□資格	□経済取引	□主義主張			
1 1	□生年月日	口団体加入	□公的扶助	□趣味嗜好			
の	□国籍	□賞罰	□その他( )	□犯歴等			
<b>≑</b> a	□本籍	□学業成績		□その他( )			
記	□続柄	□勤務成績		上記事項を取扱う理由			
録	□親族関係	□その他( )		( )			
	□婚姻離婚	心身	その他	·			
0)	■その他(印影)	□健康状態					
内		□容姿					
rı		□病歴					
容		□障がい程度					
個 <i>人</i> ——	情報の収集方法	■本人 □本人以外(本	人同意・法令等・公知	四性・緊急性・審議会)			
個人	情報の収集時期	□定期 ■随時(認定申	請時)				
本人	しへの通知方法	□文書 □□頭 □告示	□通知不要(	)			
個人	情報の記録形態	■文書 ■図画 ■電磁		)			
備	考	業務開始時に届出すべき	だが、手続不要と誤				

<sup>(</sup>注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

#### 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

		ALD 1910 COLOND TO SEA DO NEW CITE B	<del>エー・ハッ</del> こわり油り	лижу.		
雇	出担当部課	担 当 部 課 都市計画部建築指導課 電話098-951-3244				
個人情報管理責任者 建築指導課長						
業	務の名称	建築物エネルギー消費	 性能向上計画等の認知			
業務の目的 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定のに対する審査を行うため。						
個	人情報の対象者	認定申請者				
業	務の開始年月日	平成28年4月1日				
		一般的取扱事項		制限的取扱事項		
個	基本的事項	社会的活動	経済的活動			
	□個人番号	□職業		思想・信条等		
人	■氏名		□収入	□思想		
情	│■氏石 │■住所	□地位	口資産状況	□宗教		
1月		□学歴	□公租公課	□支持政党		
報	口性別	□資格	□経済取引	□主義主張		
1,00	口生年月日	□団体加入	□公的扶助	□趣味嗜好		
0)	□国籍	□賞罰	□その他( )	□犯歴等		
記	□本籍	□学業成績		□その他( )		
ĦΓ	□続柄	□勤務成績		上記事項を取扱う理由		
録	□親族関係	□その他( )		(		
	□婚姻離婚	心身	その他	,		
0)	■その他(印影)	□健康状態				
内		□容姿				
L 1		□病歴				
容		□障がい程度				
		口その他(・・・)				
個丿	情報の収集方法	■本人 □本人以外(本)		コ性・緊急性・審議会)		
	情報の収集時期	□定期 ■随時(認定申				
本力	人への通知方法	□文書 □口頭 □告示	———————— 〒 □通知不要(	)		
個人	情報の記録形態	■文書 ■図画 ■電磁	 女媒体 □その他(	)		
備	考					

## 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

	->	が、木が「気のが足に、	より、外のこねり曲に	70年9。		
届出担当部課	者	都市計画部建築指導課 電話098-951-3244				
個人情報管理責任	首属	建築指導課長				
業務の名す	5 月					
業務の目的	業務の目的都市計画法に基づく開発許可申請、届出等に関する審査等を行うため					
個人情報の対象を	f   閉	開発許可申請者				
業務の開始年月	T T	Z成25年4月1日				
,		一般的取扱事項		制限的取扱事項		
個 基本的事項		,社会的活動	経済的活動			
口個人悉县		■職業	組織的活動	思想・信条等		
人   ■氏名		□地位		□思想		
│			■資産状況	口宗教		
□性別		」→応 ■資格	■公租公課	□支持政党		
報 ■生年月日		□団体加入	□経済取引	□主義主張		
の「国籍			□公的扶助	□趣味嗜好		
□本籍		□賞罰	□その他( )	□犯歴等		
記│■続柄		□学業成績 □勤務成績		□その他( )		
- An Utaling to	_ '			上記事項を取扱う理由		
録│■親族関係		■その他(職歴)	W - 11	( )		
の ■その他(電話番	177	心身	その他			
■ ての他(鬼印音	<del>5</del> )	□健康状態				
内   ■その他(印象)	an \	□容姿				
容	(JL)	□病歴				
H		□障がい程度				
	-	□その他( )				
個人情報の収集方法		本人 口本人以外(本	人同意・法令等・公会	印性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期		定期 ■随時(申請時	)			
本人への通知方法		文書 口口頭 口告方	示 □通知不要(	)		
個人情報の記録形態		文書 ■図画 ■電磁		) .		
備	業	———— 務開始時に届出すべき	 さだが、手続不要と誤	認したため。		

## 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

				/ Щ Ф / о			
雇	超出 当 部 課 都市計画部建築指導課 電話098-951-3244						
個.	人情報管理責任者 建築指導課長						
業	務の名称	駐車施設の附置に関す	 る届出及び特例認定	<del></del> 美務			
業	務の目的	那覇市における建築物 及び特例認定に対する	那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例に基づく届出 及び特例認定に対する審査を行うため。				
個	人情報の対象者	届出者					
業	務の開始年月日	昭和60年4月1日					
		一般的取扱事項		制限的取扱事項			
個	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等			
	□個人番号		□収入				
人	■氏名	□地位	□資産状況	□思想			
情	■住所		│□冥座仏仇 │□公租公課	□宗教			
	□性別	□資格		□支持政党			
報	□生年月日	□団体加入	□経済取引	□主義主張			
の			□公的扶助	□趣味嗜好			
0)	□□本籍	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□その他( <b>)</b>	□犯歴等			
記	□統柄	□サ素成績		□その他( )			
٨=	□親族関係			上記事項を取扱う理由			
録	□婚姻離婚		77 - 11	( )			
の	■その他(印影)	心身	その他				
,		□健康状態					
内		□容姿					
容		□病歴					
"		□障がい程度					
		□その他( )					
個 <i>人</i>	情報の収集方法	■本人 □本人以外(本	人同意・法令等・公会	印性・緊急性・審議会)			
個人	情報の収集時期	□定期 ■随時(届出時	)				
本 /	人への通知方法	□文書 □□頭 □告示	示 □通知不要(	)			
個人	情報の記録形態	■文書 ■図画 ■電磁	滋媒体 □その他(	)			
備	考	届出済みの業務に含まれ	いるものと誤認があっ	た。			

#### 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	都市計画部建築指導課	電話098-951-3	244		
個人情報管理責任者	建築指導課長				
業務の名称	地区計画区域内の行為	 の届出等業務			
業務の目的	業務の目的都市計画法に基づく地区計画等の区域内における建築等の届出等はする審査を行うため。				
個人情報の対象者	届出者				
業務の開始年月日	平成5年4月1日				
	一般的取扱事項		制限的取扱事項		
個基本的事項	社会的活動	経済的活動			
人情報の記録の内容   日本本番   日本本番   日本本番   日本番   日本   日本	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	経済的活動 □収入 □資産状況 □公租公課 □経済取引 □公的扶助 □その他( )	思想・信条等 □思想 □宗教 □支持政党 □主義主張 □趣味嗜好 □犯歴等 □その他( ) 上記事項を取扱う理由 ( )		
	□その他( )				
個人情報の収集方法	■本人 □本人以外(本	人同意・法令等・公気	四性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	□定期 ■随時(届出時	)			
本人への通知方法	□文書 □□項 □告示	₹ □通知不要(	)		
個人情報の記録形態	■文書 ■図画 ■電磁	女媒体 □その他(	)		
備    考	届出済みの業務に含まれ	しるものと誤認があっ	t.		

#### 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

		_		スラインでラとなり油で	/шало		
届 	出担当部課	者	都市計画部建築指導課 電話098-951-3244				
個,	人情報管理責任者	通	建築指導課長				
業	務の名称	』	<b>具条例に基づく認定業</b>	<del></del> 務			
業	終 の 目 的 沖縄県建築基準法施行条例に基づく建築物の認定に対する審査を行っため。						
個.	人情報の対象者	阜	請者、建築主、設計	者			
業	務の開始年月日	華	<sup>2</sup> 成25年4月1日				
			一般的取扱事項		制限的取扱事項		
個	基本的事項		社会的活動	<b>你冰奶</b> 工手L			
11=3	□個人番号	_		経済的活動	思想・信条等		
人	■氏名		■職業	□収入	│□思想		
情			口地位	□資産状況	□宗教		
,1日	■住所		口学歴	□公租公課	□支持政党		
報	口性別		■資格	□経済取引	□主義主張		
,,,,	□生年月日		□団体加入	□公的扶助	□趣味嗜好		
の	□国籍		□賞罰	□その他( )	□犯歴等		
記	□本籍		□学業成績		□その他( )		
#C	□続柄		□勤務成績		上記事項を取扱う理由		
録	□親族関係		□その他( )		( )		
	□婚姻離婚	ľ	心身	その他	,		
0	■その他(電話番号	+)	□健康状態				
内	■その他(印影)		□容姿				
ril	,,,,,		□病歴				
容			□障がい程度				
			□その他( )				
個人	情報の収集方法		本人 口本人以外(本,	 人同意・法令等・公分	即性・緊急性・審議会)		
個人	情報の収集時期		定期 ■随時(認定申	請時)			
本人	への通知方法		文書 □口頭 □告示	□通知不要(	)		
個人	情報の記録形態		文書 ■図画 ■電磁	媒体 □その他(	)		
備	考	届	出済みの業務に含まれ	 しるものと誤認があっ	tc.		

<sup>(</sup>注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入 すること。

#### 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

			<u> </u>			
届出担当部課	都市計画部建築指導課	都市計画部建築指導課 電話098-951-3244				
個人情報管理責任者	任者 建築指導課長					
業務の名称	「 県福祉のまちづくり条	例に基づく事前協議等	<del></del>			
業務の目的	油縄目垣かのまたべくり名をUz 其 ざくませゆざない。 はしょうしょう					
個人情報の対象者	協議者、届出者、請求	者、通知者、報告者				
業務の開始年月日	平成21年4月1日					
	一般的取扱事項		制限的取扱事項			
個基本的事項	社会的活動	タンゲルムンで乗し				
□個人番号		経済的活動	思想・信条等			
人│■氏名	□職業	□収入	□思想			
│ 情│■住所	口地位	□資産状況	□宗教			
16   ■往別     □性別	口学歴	□公租公課	□支持政党			
	□資格	□経済取引	□主義主張			
口生平月日	□団体加入	□公的扶助	□趣味嗜好			
の□国籍	□賞罰	□その他( )	□犯歴等			
記│□本籍	口学業成績		□その他( )			
וארבוער 🗆 🗀 איני	□勤務成績		上記事項を取扱う理由			
録┃□親族関係	□その他( )		(			
□婚姻離婚	心身	その他	,			
の ■その他(電話番号	号)□健康状態	П				
内 ■その他(印影)	□容姿					
	□病歴					
容	□障がい程度					
	□その他( )					
個人情報の収集方法	T		四性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	□定期 ■随時(事前協					
本人への通知方法	□文書 □□頭 □告示	〒 □通知不要(	)			
個人情報の記録形態	■文書 ■図画 ■電磁	滋媒体 □その他(	)			
備考	業務開始時に届出すべき	だが、手続不要と誤	認したため。			

<sup>(</sup>注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

#### 個人情報業務届出書

那覇市長 宛

平成28年3月7日

那覇市長 城間 幹子

		1	**************************************	サン、 ひいこれり曲に	7世まり。	
届	出担当部課	当 部 課 都市計画部建築指導課 電話098-951-3244				
個.	個人情報管理責任者 建築指導課長					
業	務の名称	厘	風致地区行為許可業務			
業	業務の目的 那覇市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく行為の許可等に対する審査を行うため。					
個.	人情報の対象者 —————	F	請者、代理人、工事	施工者		
業	務の開始年月日	<u> </u>	成27年4月1日			
			一般的取扱事項		制限的取扱事項	
個	基本的事項		社会的活動	経済的活動	思想・信条等	
١.	□個人番号		■職業	□収入		
人	■氏名		□地位	□松八   □資産状況		
情	■住所			□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□宗教	
	□性別		」■資格		□支持政党	
報	口生年月日		□団体加入	□経済取引	口主義主張	
の	□国籍			□公的扶助	□趣味嗜好	
[ ()	□本籍		│□貝訶 □□学業成績	□その他( )	□犯歴等	
記	□続柄				□その他( )	
<b>∧</b> ==	□親族関係		□勤務成績		上記事項を取扱う理由	
録	口婚姻離婚	-	□その他( )		( )	
の			心 身	その他		
	■その他(電話番号	ן לי	□健康状態			
内	■その他(印影)		□容姿			
容			□病歴			
4			□障がい程度			
			□その他( )			
個人	情報の収集方法		本人 口本人以外(本)	人同意・法令等・公気	四性・緊急性・審議会)	
個人	情報の収集時期		定期 ■随時(許可申	請時)		
本人	への通知方法		文書 □口頭 □告示	□通知不要(	)	
個人	.情報の記録形態		文書 ■図画 ■電磁		)	
備	考	業	 務開始時に届出すべき	だが、手続不要と誤	認したため。	
-						

<sup>(</sup>注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入 すること。

## 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

CONTACTOR OF THE PROPERTY OF T	不四分1米第1項	// 規 に	<u>より、</u> 次のとおり届け	け出ます。		
届出担当部課	都市計画部建	築指導課	電話098-951-3	3244		
個人情報管理責任者	建築指導課長					
業務の名称	※ 狭あい道路整	 備事業				
業務の目的	那覇市狭あい 審査を行うた	 道路整備 め。	要綱に基づく事前協	議、検査及び助成金交	<del></del>	
個人情報の対象者		建築主、関係権利者、設計者、工事監理者、工事施工者、工事関係者				
業務の開始年月日	平成23年4月1	日				
	一般的取损	<b>基項</b>		制限的取扱事項		
個 基本的事項	社会的		経済的活動,			
□個人番号	■職業	H 293	口収入	思想・信条等		
人│■氏名	□地位		□吸入 ■資産状況			
情 ■住所	□学歴		□公租公課	口宗教		
□性別	■資格		□経済取引	□支持政党		
報口生年月日	□団体加入			□主義主張		
の□国籍	□賞罰		■その他(金融機関	□趣味嗜好		
□本籍	□学業成績		口座情報)	□犯歴等		
記│□続柄	□勤務成績			□その他( )		
録 □親族関係	□その他(	)		上記事項を取扱う理由	1	
□婚姻離婚		· /	その他	)		
の ■その他(電話番号		3				
内 ■その他(印影)	口容姿					
	□病歴					
容	□障がい程	ŧ				
	□その他(	^ )				
個人情報の収集方法			————— 人同意・法令等・公知	四性・緊急性・審議会)	_	
個人情報の収集時期				by the section of the		
本人への通知方法	口文書 口口頭	□告示	○ □通知不要(	)		
個人情報の記録形態	■文書 ■図画		 技媒体 □その他(	)	$\dashv$	
備    考	業務開始時に届	出すべき	 だが、手続不要と誤	認したため。	$\neg$	

# 個人情報業務届出書

那覇市長 宛

平成28年3月7日

那覇市長 城間 幹子

		-/  1/	TATE TO THE PERSON NEWSFILE	より 次のとわり油に	7出ます。		
届	出担当部課	1	都市計画部建築指導課 電話098-951-3244				
個	人情報管理責任者	7	建築指導課長				
業	務の名称	ĸ 2	公庫融資住宅工事審査	<del></del> 受託業務			
業	務の目的	J A	中縄振興開発金融公庫 審査を行うため。	の融資を受ける住宅	について設計審査及び現場		
個	人情報の対象者		申請者、設計者、工事	請負者			
業	務の開始年月日	H	召和47年5月15日				
			一般的取扱事項		Bullet I To be a comme		
個	基本的事項				制限的取扱事項		
			社会的活動	経済的活動	思想・信条等		
人	□個人番号		■職業	□収入	□思想		
l	■氏名		□地位	■資産状況	□宗教		
情	■住所		□学歴	□公租公課	□支持政党		
報	□性別		■資格	□経済取引	口主義主張		
羊紋	□生年月日		□団体加入	□公的扶助			
0	□国籍		□賞罰		□趣味嗜好		
'	口本籍		□学業成績	■その他(金融機関	□犯歷等		
記	□続柄			情報)	□その他( )		
A→	□親族関係		□勤務成績	■その他(融資状	上記事項を取扱う理由		
録			□その他( )	況)	( )		
の	□婚姻離婚	_ 、	心_身	その他			
	■その他(電話番号	ታ)	□健康状態		ı		
内	■その他(印影)		□容姿				
			□病歴				
容			□障がい程度				
ľ			□その他( )				
個人	Per r. Marian						
個人	(日)はおこれがは、一方のでは、大口で、公内で、公内で、公内で、公内で、公内で、谷間で、						
	個人情報の収集時期 □定期 ■随時 (申請時)						
本人 ———	への通知方法		文書 □ロ頭 □告示	□通知不要(	)		
個人	情報の記録形態		文書 ■図画 ■電磁	 媒体・□その他(	)		
備	考	届	 出済みの業務に含まれ	 るものと誤認があった			

<sup>(</sup>注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

### 個人情報業務届出書

那覇市長 宛

平成28年3月7日

那覇市長 城間 幹子

		不りお 未免1気の規定に	より、伏のとおり庙に	プ田ます。			
届	出担当部課	都市計画部建築指導課	都市計画部建築指導課 電話098-951-3244				
個	人情報管理責任者	建築指導課長					
業	務の名称	建築物の耐震改修計画	 Îの認定業務				
業	務の目的	建築物の耐震改修の仮 の認定を行うため。	進に関する法律に基	づき建築物の耐震改修計画			
個	人情報の対象者	申請者、代理人、届出	人				
業	務の開始年月日	平成7年12月25日					
		一般的取扱事項		先以7日 45 元 · 四 · 去 · 云			
個	基本的事項	· 社会的活動	W STALSTEL	制限的取扱事項			
	□個人番号	□職業	経済的活動	思想・信条等			
人	■氏名	□地位	■収入	□思想			
情	■住所	1	■資産状況	□宗教			
IFI	口性別	□学歴	□公租公課	□支持政党			
報	□ 生か   □ 生年月日	□資格	□経済取引	□主義主張			
_		口団体加入	□公的扶助	□趣味嗜好			
の	□国籍	□賞罰	□その他( )	□犯歴等			
記	□本籍	□学業成績		□その他( )			
	□続柄	□勤務成績		上記事項を取扱う理由			
録	□親族関係	□その他( )		(			
の	□婚姻離婚	心 身	その他				
	■その他(電話番号	_ v-at-v-t-a					
内	■その他(印影)	□容姿					
		□病歴					
容		□障がい程度					
		□その他( )					
個人	個人情報の収集方法 ■本人 □本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)						
個人	固人情報の収集時期 □定期 ■随時 (認定申請時)						
本人	への通知方法	□文書 □□頭 □告示	示 □通知不要(	)			
個人	情報の記録形態	■文書 ■図画 ■電磁		)			
備							

<sup>(</sup>注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入 すること。

### 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個 / 情報促離冬/刷第7条第1項の規定):

届出担当部課 都市計画部建築指導課 電話098-951-3244  (個人情報管理責任者 建築指導課長 建築物耐震化促進事業	一					
業務の名称 民間建築物耐震化促進事業 那覇市民間住宅耐震化促進事業費補助金交付要網及び那覇市民間将建築物耐震化促進事業費補助金交付要網及び那覇市民間将建築物の耐震に要する経費の一部について補助金を交付するため。 個人情報の対象者 申請者、所有者、耐震診断資格者 業務の開始年月日 平成24年12月1日  一般的取扱事項 制限的取扱事項 思想・信条等 □個人番号 ■職業 □収入 □思想・信条等 □性別 □対を	都市計画部建築指導課 電話098-951-3244					
業務の目的	建築指導課長					
乗物が震化促進事業費補助金交付要綱に基づき民間建築物の耐震に要する経費の一部について補助金を交付するため。 個人情報の対象者 申請者、所有者、耐震診断資格者 業務の開始年月日 平成24年12月1日般的取扱事項 制限的取扱事項 思想・信条等 個人番号 職業 口収入 日地位 日常 日本籍 日本籍 日本籍 日が成析 日本籍 日が続析 日本籍 日が続析 日親族関係 日本籍 日が病析 日親族関係 日本籍 日が病析 日親族関係 日本の他(電話番号) 日本の他(電話番号) 日は康状態 日本の他(印影) 日本の他(日歌) 日本の他(日本の本) 日本の本の中では、1年 日本の本の本の中では、1年 日本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の						
個人情報の対象者 申請者、所有者、耐震診断資格者 業務の開始年月日	市民間特定					
一般的取扱事項						
個 基本的事項 社会的活動 経済的活動 思想・信条等 □個人番号 ■氏名 □性別 □性別 □生年月日 □団体加入 □質 □型 を変を □対 の の 記 記 の 記 記 の の 記 記 の の 記 の の の の の						
個 基本的事項 社会的活動 経済的活動 思想・信条等 □個人番号 ■氏名 □性別 □性別 □生年月日 □団体加入 □質 □型 を変を □対 の の 記 記 の 記 記 の の 記 記 の の 記 の の の の の	かまで アンドル					
□個人番号						
容 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	<b>)</b> 2う理由					
個人情報の収集方法 ■本人 □本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)						
固人情報の収集時期 □定期 ■随時 (事前協議申請時)						
上人への通知方法 □文書 □□頭 □告示 □通知不要( )						
固人情報の記録形態 ■文書 ■図画 ■電磁媒体 □その他( )						
考 業務開始時に届出すべきだが、手続不要と誤認したため。						

### 個人情報業務届出書

那覇市長 宛

平成28年3月7日

那覇市長 城間 幹子

		より ひいこわり油に	) 山ます。			
届出担当部課		都市計画部建築指導課 電話098-951-3244				
個人情報管理責任者	建築指導課長	建築指導課長				
業務の名様	ケ アスベストデータベー	 ス整備業務				
業務の目的	方 市内にある民間既存建 本情報台帳の整備を行	築物のアスベスト使 うため。	用実態調査の基礎となる基			
個人情報の対象者						
業務の開始年月日	平成26年4月1日					
	一般的取扱事項		Halffeld at the day			
個基本的事項	社会的活動	We have be more and	制限的取扱事項			
口個人来且	□職業	経済的活動	思想・信条等			
人□□八番ヶ	□地位	口収入	□思想			
情│■住所	□□地位	■資産状況	□宗教			
口性別		口公租公課	□支持政党			
報│□生年月日	□資格	□経済取引	口主義主張			
	□団体加入	□公的扶助	□趣味嗜好			
の │ □ 国籍	口賞罰	□その他( <b>)</b>	□犯歷等			
記│□続柄	□学業成績		□その他( )			
	□勤務成績		上記事項を取扱う理由			
録│□親族関係	□その他( )		( )			
□婚姻離婚の□その他(	心身	その他				
の 口その他( )	□健康状態					
内	□容姿					
容	□病歴					
谷	□障がい程度					
	_ □その他( )					
個人情報の収集方法	□本人 ■本人以外(公分	知性、審議会)				
個人情報の収集時期						
本人への通知方法						
個人情報の記録形態		媒体 □その他(	)			
備考	業務開始時に届出すべき	だが、手続不要と誤				

<sup>(</sup>注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入 すること。

# 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

		トリカ・木ガ・丸の水上に、	より ひのとわり油に	) 田よう。		
届	出担当部課	都市計画部建築指導課 電話098-951-3244				
個。	人情報管理責任者	建築指導課長				
業	一務の名称	定期報告業務				
業	業務の目的 建築基準法に基づく定期検査報告に関する要求、受理、調査、指導及 び助言を行うため。					
個.	人情報の対象者	報告者、所有者、管理	者、調査者			
業	務の開始年月日	昭和27年12月15日				
		一般的取扱事項		制限的取扱事項		
個	基本的事項	社会的活動	経済的活動			
	□個人番号	■職業		思想・信条等		
人	■氏名	■地位	口収入	□思想		
倩	I■C石 ■住所		■資産状況	□宗教		
I用	□性別		□公租公課	□支持政党		
報	│□Œ別 □□生年月日	■資格	□経済取引	□主義主張		
-		口団体加入	□公的扶助	□趣味嗜好		
の	│□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□賞罰	□その他( )	□犯歷等		
記		□学業成績		□その他( )		
	□続柄	□勤務成績		上記事項を取扱う理由		
録	□親族関係	□その他( )		( )		
の	□婚姻離婚	心 身	その他			
"	■その他(電話番号)	- remered				
内	■その他(印影)	□容姿				
容		□病歴				
谷		□障がい程度				
		□その他( )				
個人	個人情報の収集方法 ■本人 □本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)					
個人	個人情報の収集時期 □定期 ■随時(報告時)					
本丿	本人への通知方法 □文書 □口頭 □告示 □通知不要( )					
個人	、情報の記録形態	■文書 ■図画 ■電磁	滋媒体 □その他(	)		
備	考	届出済みであるが、明確	金化するため業務目的	毎に細分化した。		

<sup>(</sup>注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

### 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

		1317 71 7317-21	51 7 7 7 2 4 5 7 1 1 7	<u></u>		
届	出担当部課	都市計画部建築指導課 電話098-951-3244				
個	人情報管理責任者	建築指導課長				
業	務の名称	建築確認業務				
業	務の目的	建築基準法に基づく確 査及び検査を行うため	電認申請並びにそれに の。	伴う届出に関する調査、審		
個.	人情報の対象者	申請者、建築主、設計	者、代理者、工事監理	理者、工事施工者、届出者		
業	務の開始年月日	昭和27年12月15日				
		一般的取扱事項		制限的取扱事項		
個	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等		
	□個人番号	■職業	■収入			
人	■氏名	□地位	■資産状況	□宗教		
情	■住所	□学歴	□公租公課	□支持政党		
4m :	□性別	■資格	□経済取引	□主義主張		
報	□生年月日	□団体加入	□公的扶助	□趣味嗜好		
の	□国籍	□賞罰	□その他()	□犯歴等		
	□本籍	□学業成績	,_ ,	□その他( )		
記	□続柄	□勤務成績		上記事項を取扱う理由		
録	□親族関係	□その他( )		( )		
	□婚姻離婚	心身	その他			
の	■その他(電話番号	分)□健康状態				
内	■その他(印影)	□容姿				
اختا		□病歴				
容		□障がい程度				
		□その他( )				
個人	個人情報の収集方法 ■本人 □本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)					
個人	個人情報の収集時期 □定期 ■随時(申請時)					
本人	への通知方法	□文書 □□頭 □告		)		
個人	情報の記録形態	■文書 ■図画 ■電荷	滋媒体 □その他(	-)		
備	考	届出済みであるが、明確	 確化するため業務目的	毎に細分化した。		

<sup>(</sup>注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入 すること。

### 個人情報業務届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

_		1 - 0 - 0	->14 ->14>14 -> >14>14 -> >14 -> >9 -> -> >9 -> -> >9 -> >9 -> >9 -> -> -> >9 -> -> -> -> -> -> -> -> ->	めっていいこれが用	り川より。		
雇	出担当部課	都	都市計画部建築指導課 電話098-951-3244				
個	人情報管理責任者	建	建築指導課長				
業	務の名称	建	築許可、建築認定及	 び建築協定認可業務			
業	務の目的	建 れ	築基準法に基づく許 らに伴う届出に関す	可申請、認定申請及 る調査、審査及び検	び建築協定の認可並びにそ 査を行うため。		
個	人情報の対象者		請者、設計者、届出				
業	務の開始年月日	昭	和27年12月15日				
			一般的取扱事項		制限的取扱事項		
個	基本的事項		社会的活動	経済的活動			
	□個人番号		■職業	□収入	思想・信条等		
人	■氏名		□地位	□収入   ■資産状況	口思想		
情	■住所		□学歴		□宗教		
""			■資格	□公租公課	□支持政党		
報	□生年月日		□団体加入	■経済取引	□主義主張		
o l				□公的扶助	□趣味嗜好		
0)			□賞罰	□その他( )	□犯歴等		
記	口続柄		□学業成績		□その他( )		
A-1	□親族関係		□勤務成績		上記事項を取扱う理由		
録	□婚姻離婚	-	□その他( )		( )		
0		.	心身	その他			
.	■その他(電話番号	7)	□健康状態				
内	■その他(印影)		□容姿				
容			□病歴				
4			□障がい程度				
		$\perp$	□その他( )				
個人	情報の収集方法		本人 □本人以外(本	 人同意・法令等・公	知性・緊急性・審議会)		
個人	個人情報の収集時期 □定期 ■随時(申請時)						
本人	本人への通知方法 □文書 □□頭 □告示 □通知不要( )						
個人	情報の記録形態	<b>=</b> 3	文書 ■図画 ■電磁		)		
備	考	届出	 出済みであるが、明確	企化するため業務目的 能化するため業務目的	 り毎に細分化した。		
133.	Titled to be a late to	-					

<sup>(</sup>注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入 すること。

### 個人情報業務届出書

那覇市長 宛

平成28年3月30日

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

			1201-1-01	ハッともり曲り出まり。
届出	出 担 当 部 調 ——————	経済観光部	商工農水課	電話 951-3209
個人	情報管理責任者	南工	農水課長.	
業	務の名称	自由漁業操	業証明書の発行	
業	答の目的	本市在住の流発行。	魚業者が自由漁業	操業を行っていることの証明書の
個人	情報の対象者	市内在住の流	漁業者で自由漁業	を行っているもの
業務	の開始年月日		平成18年5月24日	1
		一般的取扱事項		制阻的版权事项
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	制限的取扱事項
個	□個人番号	口職業		思想・信条等
	■氏 名	□地位	□収 入 □資産状況	□思想□宗教
人	■住 所	口学 歴	□公租公課	□支持政党  □主義主張
情	口性 別	□資格	□経済取引	□趣味嗜好 □犯 歴 等 □そ の 他 ( )
	□生年月日	□団体加入	□公的扶助	口その他 ( )
報	□国 籍	□賞罰	口その他	   上記事項を取扱う理由
0)	□本 籍	口学業成績	( )	工品事気を収扱り座田
<b>∺</b> ∩	□続 柄	□勤務成績	·	
記	□親族関係	□そ の 他		
録	□婚姻離婚	( )		
の	□その他	心 身	その他	
	( )	□健康状態		
内		□容 姿		
容		□病 歴		
		□障がい程度		
		口その他		
		( )		
個人情 ———	報の収集方法	■本人 □本人!	以外(本人同意・注	よ令等・公知性・緊急性・審議会)
個人情報の収集時期 □定期( 月~			月) ■随時	(証明書申請時)
本人へ	の通知方法	□文書 □口頭 □通知不要 (那覇市個人情	口告示 報保護条例施行規	規則第3条第2項第 号に該当)
個人情	報の記録形態	■文書 □図画		その他( )
備	考	届出が必要ない りました。	事業とは認識して	いなかったため、届出が遅くな
(2.2.)				

### 個人情報業務届出書

那覇市長 宛

平成28年3月30日

### 那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

				ハー・ニョック周リ川より。		
届	出 担 当 部 ii	果 経済観光部	商工農水課	電話 951-3209		
個人	情報管理責任	者商工農	夏水課長.			
業	務の名を		漁船近代化機械設置推進事業			
業	務の目的	本市水産業(	の振興及び安定経	営への支援		
個人	情報の対象者	市内在住の流	漁業者			
業務	の開始年月日	1	平成6年4月1	月		
		一般的取扱事項				
	基本的事項	社会的活動		制限的取扱事項		
·個	□個人番号	11.41.434	経済的活動	思想・信条等		
	■氏名	714	口収入	□思想□宗教		
人	■住所		□資産状況	□支持政党  □主義主張		
情	口性 別	1	■公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等		
	■生年月日	│□資 格 │□団体加入	口経済取引	口その他 ( )		
報	□国籍		□公的扶助			
の	□本籍	□賞 罰 □学業成績	口その他	上記事項を取扱う理由		
<b>V</b>	□続柄	□ 丁采成績	( )			
記	□親族関係	□その他				
録	□婚姻離婚					
3614	口その他	心身	7.014			
の	( )	□健康状態	その他			
内	,	□容姿				
F 3		□病歴	1			
容		□障がい程度				
		日その他				
			_			
個人情	報の収集方法	<del></del>		去令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情	報の収集時期	□定期( 月~				
□文書 □口頭 □告示 本人への通知方法 □通知不要 (那覇市個人標料/2番条/図ばた/世界/2位をなかった)						
固人情	報の記録形態	■文書 □図画	□電磁媒体 □			
備	考	届出が必要な事 りました。	事業とは認識して	いなかったため、届出が遅くな		
(30.)						

### 個人情報業務届出書

平成28年3月3日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出	担当部課	経済観光部 商	丁農水課	電話 951-3209
個人情報管理責任者  商工農水課長				
業務	の名称	那覇市水産業	振興整備対策協	議会
業務	の目的	業振興の基本計		項について調査審議する。1.水産 水産業構造改善事業に関する事
個人情	青報の対象者 	那覇市水産業	振興整備対策協	議会委員
業務の	開始年月日	昭和53年		
	-	一般的取扱事項	ĺ	制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
個	■個人番号	■職業	□収入	□思想□宗教
,	■氏 名	■地 位	□資産状況	□支持政党□主義主張
	■住 所	□学 歴	□公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等
情	□性 別	□資 格	□経済取引	□その他 ( )
報	■生年月日	□団体加入	□公的扶助	
1	□国 籍	□賞 罰	□そ の 他	上記事項を取扱う理由
	□本 籍	□学業成績	( )	
<u> </u>	□続 柄	□勤務成績		
	□親族関係	□その他		
2001	□婚姻離婚	( )		
の	□その他	心身	その他	
	( )	□健康状態		
内		口容 姿		
容		□病 歴 □障がい程度		
		□その他		
個人情報	報の収集方法	■本人 □本人	 以外(本人同意・	法令等・公知性・緊急性・審議会)
個人情報の収集時期 □定期( 月~			~ 月) ■随時	持(協議会委員就任時)
本人への通知方法 □通知不要		□通知不要		規則第3条第2項第 号に該当)
個人情報	限の記録形態	画図□ 書文□	■電磁媒体	]その他( )
備 考 届出が必要と認識していなかったため、届出が事後となっ				ったため、届出が事後となった。

### 個人情報業務届出書

平成28年3月4日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	経済	観光部 商工農力	k課 電話 951-3212		
個人情報管理責任者	商工農水課長				
業務の名称	経営安定関	連保証(セーフラ	ティネット保証5号)認定業務		
業務の目的	全国的に業況が悪化している業種に属し、現に経営の安定に支障的を生じている中小企業者の融資等について支援を行うことを目的とする。				
個人情報の対象者		当該保証制	制度の申請者		
業務の開始年月日		平成21	年4月1日		
	一般的取扱事項		制限的取扱事項		
基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等		
個□個人番号	■職業	■収 入	□思想□宗教		
人 ■氏 名 ■住 所	■地 位 □学 歴	■資産状況 □公租公課	□支持政党 □主義主張 □趣味嗜好 □犯 歴 等		
情 ■性 別	□資 格	■経済取引	□その他 ( )		
報 □ 里 年月日 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	□団体加入 □賞 罰	□公的扶助 □そ の 他	上記事項を取扱う理由		
の □本 籍	□学業成績	( )			
記 □続 柄	□勤務成績				
口机灰色床	□その他				
録 □婚姻離婚 □その他	( )	7 - 11-			
の ( )	心_身 □健康状態	その他 □			
内	□容姿				
K.1	□病 歴				
容	□障がい程度				
	□その他				
	( )				
個人情報の収集方法	■本人 □本人	以外(本人同意・	法令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	□定期( 月~	~ 月) ■随即	寺(申請受付時)		
本人への通知方法	□文書 □□頭 □通知不要 (那覇市個人愉		規則第3条第2項第 号に該当)		
個人情報の記録形態	■文書 □図画	□電磁媒体 □	]その他( )		
備考	届出が必要な業	務との認識がなか	いったため、事後の届出となった。		

### 個人情報業務届出書

平成28年3月16日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出	担当部課	福祉部 障が	い福祉課	電話 862-3275		
個人情	<b>青報管理責任者</b>	障がい福祉課	障がい福祉課長			
業務	い 名 称	那覇市障がい	者就労支援事業			
業務	の目的		立及び社会参加就労の継続を支	の促進を図るため、障がい者の一 援する。		
個人情	青報の対象者	事業の利用を	希望する、市内	に住所を有する障がい者		
業務の	り開始年月日	平成19年6月1	8月			
		一般的取扱事項	į	制限的取扱事項		
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等		
個	□個人番号	■職業	□収入	□思想□宗教		
人	■氏 名	□地 位	□資産状況	□支持政党  □主義主張		
	■住 所	□学 歴	□公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等		
情	■性 別	□資 格	□経済取引	□その他 ( )		
報	■生年月日	□団体加入	■公的扶助			
TIX	口国 籍	□賞罰	□その他	上記事項を取扱う理由		
の	口本 籍	口学業成績	( )			
記	■続柄	□勤務成績				
	■親族関係	□その他				
録	□婚姻離婚 □そ の 他	( )	7 0 14			
の	ロモの他 ( )	心 身 □健康状態	その他			
	,	□降尿仏態 □容 姿				
内		■病 歴				
容		■障がい程度				
		日その他				
		( )				
個人情	報の収集方法	□本人 ■本人	以外(本人同意・	法令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期 □定期(			~ 月) ■随	時(申請受理時、交付決定時)		
本人への通知方法 ■		□文書 □口頭 □告示 ■通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)				
個人情	報の記録形態	■文書 □図画	■電磁媒体	]その他( )		
備 考 届出が必要だと認識していなる				ったため、届出が事後になった。		

#### 個人情報業務届出書

平成28年2月15日

那覇市長 宛

那覇福祉事務所長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

刀り押月	川	· 宋例界/ 宋 男 1 垠 (	ク規定により、M	てのとおり届け出ます。		
届出	担当部課	福祉部 障が	い福祉課	電話 862-3275		
個人情	報管理責任者	障がい福祉課長				
業務	の名称	障害福祉サー	・ビス等給付事業			
業務	の目的	活又は社会生活 的に行い、福祉	障がい者及び障がい児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活が営まれることができるよう、必要な支援を総合的に行い、福祉の増進を図るとともに安心して暮らすことができる地位社会の実現に寄与することを目的とする。			
個人情報の対象者 障がい者及びその配偶者、障がい児の保護者及び同一世			がい児の保護者及び同一世帯員			
業務の	) 開始年月日	平成18年4月1	. <b>E</b>			
		一般的取扱事項	į	制限的取扱事項		
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等		
個人情報の記録の内容	歴 ■ 日 ■ 日 ■ 日 ■ 日 ■ 日 ■ 日 ■ 日 ■ 日	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	■収 入 □ 収 産 収 産 収 産 収 選 組 公 の と の 他 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	思想・信条等 □思 想 □宗 教 □支持政党 □主義主張 □趣味嗜好 □犯 歴 等 □そ の 他 ( ) 上記事項を取扱う理由		
		□そ の 他 (  )				
個人情	報の収集方法	□本人 ■本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)				
個人情	報の収集時期	□定期( 月~	~ 月) ■随	時(申請受理時、交付決定時)		
本人への通知方法 ■通知不要			規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情	報の記録形態	画図□ 書文■	□電磁媒体	コその他( )		
備	考	届出が必要だと	認識していなかっ	ったため、届出が事後になった。		

### 個人情報業務届出書

平成28年2月15日

那覇市長 宛

那覇福祉事務所長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

		T	DALLE & J. D	<u> </u>	
届出	担当部課	福祉部障が	ぶい福祉課 	電話 862-3275	
個人情	青報管理責任者	障がい福祉調	長		
業務	務 の 名 称 障害福祉サービス等給付事業				
業務	多の目的	活又は社会生活的に行い、福祉	5が営まれること	としての尊厳にふさわしい日常生 ができるよう、必要な支援を総合 ともに安心して暮らすことができ とを目的とする。	
個人作	青報の対象者	障がい者及びその配偶者、障がい児の保護者及び同一世帯員			
業務の	の開始年月日	平成18年4月1	. 目		
		一般的取扱事項	Į	制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等	
個	■個人番号	□職業	■収入	□思想□宗教	
人	■氏 名	□地 位	□資産状況	□支持政党  □主義主張	
X	■住 所	□学 歴	□公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等	
情	■性 別	□資格	□経済取引	□その他 ( )	
報	■生年月日	□団体加入	■公的扶助	, ,	
<del>羊</del> 区	□国 籍	□賞 罰	□そ の 他	上記事項を取扱う理由	
の	□本 籍	□学業成績	( )		
<b>⇒</b>	■続 柄	□勤務成績			
記	■親族関係	□その他			
録	■婚姻離婚	( )			
- '	□そ の 他	心身	その他		
0	( )	■健康状態			
内		□容 姿			
		■病 歴			
容		■障がい程度			
		□その他			
		( )			
個人情	報の収集方法	□本人 ■本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情	報の収集時期	□定期(月~月)■随時(申請受理時、交付決定時)			
本人への通知方法		□文書 □□頭 □告示 ■通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情	報の記録形態	■文書 □図画	□電磁媒体 □	]その他( )	
備	考	届出が必要だと	認識していなかっ	たため、届出が事後になった。	

### 個人情報業務届出書

平成28年2月15日

那覇市長 宛

那覇市長

回しに関係りに	八月和休憩	梁例界/条第1項	の規定により、必	てのとおり届け	出ます。
届出担	当部課	福祉部 障か	い福祉課	電話	862-3275
個人情報	管理責任者	障がい福祉制	長	•	
業務(	の名称	障害児通所支	接給付事業		
業務(	の目的	未就学及び就学の障がい児を対象として日常生活に必要な動作 の指導、集団生活への適応訓練、生活能力向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行い自立した生活が送ることができることを目的とする。			
個人情報	の対象者	障がい児、障	がい児の保護者	及び同一世帯員	1
業務の開	始年月日	平成24年4月1	H		
		一般的取扱事項	į	制限	的取扱事項
基	本的事項	社会的活動	経済的活動		・信条等
個	個人番号	□職業	■収 入	□思想	□宗教
人	氏 名	□地 位	□資産状況	□支持政党	□主義主張
] = 1		口学 歴	□公租公課	□趣味嗜好	
情■		□資 格	□経済取引	□その他	
7214	生年月日	□団体加入	■公的扶助		
		□賞 罰	□そ の 他	上記事項を取	扱う理由
の D	. , , , ,	□学業成績	( )		
記		□勤務成績			
1	<b>規族関係</b>	口その他			
243.	婚姻離婚 その他	( )			
0 (	この他 )	心身	その他		
\	, [	■健康状態 □容 姿			ı
内		<ul><li>□容 姿  </li><li>■病 歴</li></ul>			
容		■障がい程度			
		□その他			
		( )			
個人情報の	収集方法		以外(本人同意・		・緊急性・審議会)
個人情報の	収集時期	□定期(月~月)■随時(申請受理時、交付決定時)			
本人への:	通知方法	□文書 □□頭 ■通知不要 (那覇市個人情	□告示 報保護条例施行	規則第3条第2項	〔第1号に該当)
個人情報の	記録形態	■文書 □図画	□電磁媒体	]その他(	)
備	考	届出が必要だと記	忍識していなかっ	たため、届出	が事後になった。

#### 個人情報業務届出書

那覇市長 宛

平成28年2月15日

那覇福祉事務所長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

				т- сло / м./ щ б / о	
届出	1 担 当 部 課 —————	福祉部障力	がい福祉課	電話 862-3275	
個人情	青報管理責任者	障がい福祉調	果長		
   業	務の名称	移動支援事業	ŧ.		
業務	の 目 的	ための支援を行	助が困難な障がい すうことにより、 ることを目的とす	者及び障がい児に対して、外は 地域における自立生活及び社会 る。	出の会参
個人情報の対象者 障がい者及びその配偶者、障がい児の保護者及び同一世帯			がい児の保護者及び同一世帯員		
業務の	の開始年月日	平成18年4月	平成18年4月1日		
		一般的取扱事項	<u> </u>	制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等	—
個	■個人番号	□職業	■収入	□思想□宗教	
人	■氏 名	口地 位	□資産状況	□支持政党  □主義主張	
情	■住 所 ■性 別	□学 歴 □資 格	□公租公課 □経済取引	□趣味嗜好 □犯 歴 等 □その他 ( )	
報	■生年月日	□団体加入	■公的扶助		
	□国 籍	□賞 罰	□その他	上記事項を取扱う理由	
の	□本 籍 ■続 柄	□学業成績	( )		
記	■親族関係	□勤務成績  □そ の 他			
録	■婚姻離婚	( )			
	□その他	心身	その他		
の	( )	■健康状態			
内		□容 姿			
容		■病 歴   ■障がい程度			
		日その他			
		( )			
個人情	報の収集方法	□本人 ■本人	以外(本人同意・	法令等・公知性・緊急性・審議会	(원
個人情	報の収集時期	口定期( 月~	~ 月) ■随	時(申請受理時、交付決定時)	
本人への通知方法┃■		■通知不要	□文書 □□頭 □告示		
個人情	報の記録形態	■文書 □図画	_		
備	考	届出が必要だと	 認識していなかっ	ったため、届出が事後になった。	

### 個人情報業務届出書

平成28年2月15日

那覇市長 宛

那覇福祉事務所長

77(1年月	川四八月和木蔵	是宋例弟(宋弗1頃)	の規定により、と	てのとおり届け出ます。		
届 出	担当部課	福祉部障力	い福祉課	電話 862-3275		
個人情	青報管理 <b>責任</b> 者	障がい福祉調	長			
業務	ろの名 称	日中一時支援	受事業			
障がい者及び障がい児の日中における活動の場を確保し、降業務の目的い者等の家族の一時的な就労支援及び障がい者等を日常的に行 している家族の一時的な休息等を支援することを目的とする。						
個人作 	青報の対象者 	障がい者及び +	障がい者及びその配偶者、障がい児の保護者及び同一世帯員 			
業務の	D開始年月日	平成18年4月1	日.			
		一般的取扱事項	[	制限的取扱事項		
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等		
個	■個人番号	□職業	■収入	□思想□宗教		
,	■氏 名	□地位	口資産状況	□支持政党□主義主張		
人	■住 所	□学 歴	□公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等		
情	■性 別	□資格	□経済取引	□その他 ( )		
-t-m	■生年月日	□団体加入	■公的扶助			
報	□国 籍	□賞罰	口その他	上記事項を取扱う理由		
0	□本 籍	□学業成績	( )	工的事员是从放了庄田		
	■続 柄	□勤務成績	( )			
記	■親族関係	口その他				
録	■婚姻離婚	( )				
3636	□その他	心身	その他			
の	( )	■健康状態	C 0 / TE			
内		□容  姿				
rı		■病 歴				
容		■障がい程度				
ı		日その他				
個人情	報の収集方法	□本人 ■本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)				
個人情	報の収集時期	□定期( 月~	- 月) ■随	時(申請受理時、交付決定時)		
本人への通知方法		□文書 □口頭 □告示 ■通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)				
個人情報	報の記録形態	■文書 □図画	□電磁媒体 □			
備	考	届出が必要だと記	認識していなかっ	たため、届出が事後になった。		

### 個人情報業務届出書

平成28年2月15日

那覇市長 宛

那覇福祉事務所長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

/310-1931		文本内第1次第1次	の現在により、少	てのとおり届け出ます。	
届 出	担当部課	福祉部 障力	ぶい福祉課	電話 862-3275	
個人情	青報管理責任者 ————	障がい福祉調	果長		
業務	ら 名 称	訪問入浴サー	- ビス事業		
業務	り 目 的	自力又は家族の介助のみでは入浴することのできない在宅の重度身体障がい者に対して、訪問により定期的に入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、福祉の増進を図ることを目的とする。			
個人作	青報の対象者 —————	障がい者及びその配偶者、障がい児の保護者及び同一世帯員			
業務の	の開始年月日	平成18年4月1	ΙĦ		
		一般的取扱事項	į	制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等	
個	■個人番号	□職業	■収入		
	■氏 名	□地位	□資産状況	□思	
人	■住 所	口学 歴	□公租公課	□ □ 及 □ □ 上 義 王 版 □ □ 上 義 王 版 □ □ 上 義 王 版 □ □ 枢	
情	■性 別	□資格	□経済取引		
	■生年月日	□団体加入	■公的扶助	□その他 ( )	
報			□その他	[ #Theire Take Till large in second to	
の	□本籍	□営業成績		上記事項を取扱う理由	
0)	■続柄	□ 子采成績   □勤務成績	( )		
記	■親族関係	□勤務风韻			
,a	■婚姻離婚	i .			
録	□その他	( )	7 - 41		
の	( )	心身	その他		
	( )	■健康状態			
内		□容 姿			
容		■病 歴			
4		■障がい程度			
		□その他			
		_()			
個人情	報の収集方法	□本人 ■本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情	報の収集時期	□定期( 月~		時(申請受理時、交付決定時)	
本人への通知方法		□文書 □口頭 □告示 ■通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報	報の記録形態	■文書 □図画		]その他( )	
	考	届出が必要だと記	図識していなかっ	たため、届出が事後になった。	

### 個人情報業務届出書

28年 2月 15日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

	- 113 15451-10	57(1)1/2·1/N31 X	- MINETE & J. D	いており用り	<b>川より。</b>
届出	担当部課	福祉部 障か	い福祉課	電話	862-3275
個人情	青報管理責任者	障がい福祉調	<b>限長</b>		
業務	ある 名 称	身体障害者3等に関する業務	F帳、精神障害者 5	保健福祉手帳	及び療育手帳の交付
業務	多の目的	障がい者の自 い者を援助し障	日立と社会経済活 ばがい者の福祉の	動への参加を付 増進を図ること	足進するため、障が : を目的とする
個人作	青報の対象者	法令等の規定	法令等の規定により申請等を行った者		
業務の	の開始年月日	平成12年	4月 1日		
		一般的取扱事項	[	制限	 的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動		・信条等
個	☑個人番号	□職業	□収入	□思想	
人	☑氏 名	□地 位 □学 歴	□資産状況 □公租公課	□支持政党 □趣味嗜好	□宗 教 □主義主張 □犯 歴 等
情	☑性 別	□資格	□経済取引	日その他	
,,,,	☑生年月日	□団体加入	□公的扶助		( )
報	□国 籍	□賞罰	口その他	  上記事項を取	n扱ら理由
の	□本 籍	□学業成績	( )		7100 7 年四
	□続 柄	□勤務成績			
記	□親族関係	口その他			
録	□婚姻離婚	( )			
	□そ の 他	心身	その他		
の	( )	☑健康状態			
内		□容 姿   ☑病 歴			
容		図障がい程度			
		口その他			
ĺ					
個人情	報の収集方法		以外(本人同意) 沿		・緊急性・審議会)
個人情	報の収集時期			時(申請時	)
本人へ	の通知方法	□文書 □口頭 ☑通知不要 (那覇市個人情	□告示 「報保護条例施行	規則第3条第2項	
個人情	報の記録形態	☑文書 □図画	☑電磁媒体 □		)
備	考	届出が必要だ。	と認識していなか	つたため、届	出が事後になった。

### 個人情報業務届出書

28年 2月 15日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

7319-4973		是不以为·不粉1·快	▽ 別処により、 1	人のとおり届け出ます。		
届出	担当部課	福祉部 障力	が福祉課	電話 862-3275		
個人情	青報管理責任者	障がい福祉説	果長			
業務	8の名称	自立支援医療	<b>寮の支給等に関</b>	する業務		
業務	りゅう りょう ちゅう ちゅうしゅう かいしょう はいしょう はいしょ はいしょ はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょ はいしょ はいしょ はいしょ はいしょ はいしょ はいしょ はいしょ	障がい者が多 い日常生活又は う	障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわし い日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行 う			
個人作	青報の対象者	法令等の規定 定基準世帯員	法令等の規定により申請等を行った者及び当該申請者の支給認 定基準世帯員			
業務の	の開始年月日	平成18年	4月 1日			
		一般的取扱事項	<u> </u>	制限的取扱事項		
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等		
個	☑個人番号	□職業				
IIEI			図収 入	□思想□宗教		
人		□地 位	□資産状況	□支持政党  □主義主張		
t.t.	図住 所	□学 歴	☑公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等		
情	図性 別	□資格	□経済取引	□その他 (* )		
報	☑生年月日	□団体加入	团公的扶助			
THE	□国 籍	□賞 罰	□そ の 他	上記事項を取り扱う理由		
0	□本 籍	□学業成績	( )			
	☑続 柄	□勤務成績	,			
記	□親族関係	口その他				
Δ=	□婚姻離婚	( )				
録	□その他		7 - 11-			
の		心身	その他			
•	( )	☑健康状態	☑医療保険			
内		□容 姿				
150		☑病 歴				
容		☑障がい程度				
		□その他				
		( )				
個人情	報の収集方法	, ,	以外(本人同意) 沿	生令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情	報の収集時期	□定期( 月~	- 月) 図随	時(申請時 )		
本人への通知方法		□文書 □□頭 ☑通知不要 (那覇市個人情		規則第3条第2項第1号に該当)		
個人情	報の記録形態	☑文書 □図画	☑電磁媒体 □			
備	考	届出が必要だ	————— と認識していなか	いったため、届出が事後になった。		

### 個人情報業務届出書

28年 2月 15日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

7210-797		マー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ツ尻圧により、0 	べのとおり届け出ます。		
届出	担当部課	福祉部 障か	い福祉課	電話 862-3275		
個人情	青報管理責任者	障がい福祉部	果長			
業務	務 の 名 称	特別障害者手	三当等の支給等に	関する業務		
業 ※ ※	りまった。 第一の目的	障がい者の別 る精神的、物質	障がい者の所得保障の一環として重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担を軽減する			
個人1	青報の対象者	法令等の規定 務者等	法令等の規定により申請等を行った者及び当該申請者の扶養義 務者等			
業務の	の開始年月日	昭和 61	年4月1日			
		一般的取扱事項	[	制限的取扱事項		
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等		
個	☑個人番号	□職業	図収 入	□思想□宗教		
人	☑氏 名	□地 位	□資産状況	□支持政党□主義主張		
	☑住 所	□学 歴	☑公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等		
情	☑性 別	□資 格	□経済取引	口その他 ( )		
報	☑生年月日	口団体加入	□公的扶助			
	口国 籍	口賞 罰	□その他	上記事項を取り扱う理由		
の	□本 籍	□学業成績	( )			
記	☑続 柄 □親族関係	□勤務成績				
	□婚姻離婚	□その他				
録	日その他	心身	その他			
の	( )	☑健康状態				
内		□容 姿 .				
L3		□ 一				
容		☑障がい程度				
		口その他	_			
		( )				
個人情	報の収集方法	☑本人 ☑本人↓	以外、本人同意	去令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情	報の収集時期	□定期( 月~				
本人への通知方法		□文書 □口頭 ☑通知不要 (那覇市個人情		規則第3条第2項第1号に該当)		
個人情	報の記録形態	☑文書 □図画	☑電磁媒体 □			
備	考	届出が必要だ。	と認識していなか	っったため、届出が事後になった。		

### 個人情報業務届出書

平成28年3月16日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

			TO THE CALL OF THE PARTY OF THE	へのとわり曲り山まり。	
届出	担当部課	上下水	首局企画経営課	電話941-7802	
個人情	青報管理責任者	企画経営課長	Ž		
業務	あの名 称	那覇市上下水	<ul><li>ば事業審議会に</li></ul>	関する業務	
業務	多の目的	上下水道事業 行なうため	美に関する事項の	調査審議及び意見具申を	
個人作	青報の対象者	上下水道事業	審議会委員		
業務の	の開始年月日	平成17年	平成17年4月1日		
		一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等	
個	■個人番号	■職業	口収入	□思想□宗教	
	■氏 名	□地 位	□資産状況	□支持政党□主義主張	
人	■住 所	口学 歴	□公租公課	□ □ ▼ □ □ □ □ ▼ □ □ ▼ □ □ ▼ □ ▼ □ □ ▼ □ ■ □ ■	
情	■性 別	□資格	口経済取引	口その他()	
<del></del>	□生年月日	口団体加入	□公的扶助		
報	□国 籍	□賞 罰	口その他	上記事項を取扱う理由	
の	□本 籍	□学業成績	( )	工品,只是从放力在出	
==	□続 柄	□勤務成績			
記	□親族関係	□その他			
録	□婚姻離婚	( )			
	■そ の 他	心身	その他		
の	(連絡先)	□健康状態			
内		□容 姿			
(Size		□病 歴			
容		□障がい程度			
		□その他			
	0	( )			
個人情	報の収集方法	■本人 □本人	以外(本人同意・	生令等・公知性・緊急性・審議会)	
個人情	報の収集時期	■定期(2年毎 6	6月~7月) □随	時( )	
本人への通知方法		□文書 □□頭 □告示 □通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報	報の記録形態		□電磁媒体 □		
備 	考	業務開始時に届けていたため。	け出をするべきて	であったが、手続きが不要と誤認	

#### 個人情報業務届出書

平成28年3月16日

那覇市長 宛

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

7717 - 771		A PIRA I TRIVIAL	ONLINE IC S. U. D.	いこれが囲り出ます。	
届 出	届 出 担 当 部 課 総務部 総務課 電話 098-862-9911				
個人情	<b>青報管理責任者</b>	総務課長			
業務	の名称	那覇市の蝶選	定委員会業務		
業務	の目的	市の蝶の選定 蝶選定委員会」		議するため設置される「那覇市の	
個人情	青報の対象者	那覇市の蝶選	定委員会委員		
業務の	の開始年月日	平成25年 6	月 28日		
		一般的取扱事項	i	制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動		
個				思想・信条等	
JIEI	□個人番号	■職業	口収入	□思想□宗教	
人	■氏 名	■地 位	□資産状況	□支持政党  □主義主張	
	■住 所	□学 歴	□公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等	
情	■性別	□資格	□経済取引	□その他 ( )	
報	■生年月日	□団体加入	□公的扶助		
114	□国 籍	□賞罰	□そ の 他	上記事項を取扱う理由	
の	□本 籍	□学業成績	( )		
幸江	□続 柄	□勤務成績			
記	□親族関係	□そ の 他			
録	□婚姻離婚	( )			
_	□そ の 他	心身	その他		
の	( )	□健康状態			
内		□容 姿			
<u></u>		□病 歴			
容		□障がい程度			
		□そ の 他			
		( )			
個人情	報の収集方法	■本人 □本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情	報の収集時期	□定期(月~月)■随時(委員の任期)			
本人~	の通知方法	□文書 □□頭 □通知不要 (那覇市個人情		規則第3条第2項第 号に該当)	
個人情	報の記録形態	■文書 □図画			
備	考	届出が必要だと	認識していなかっ	ったため、届出が事後となった。	

### 個人情報業務届出書

平成28年3月16日

那覇市長 宛

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

177	THE PROPERTY OF	57/1/1/1/1/N/11-W	or MENERIC A. D. D.	いつこやり畑り山まり。	
届出	担当部課	総務部 総務	6課 電話 098	-862-9911	
值人情	青報管理責任者	総務課長			
業務	ろ 名 称	那覇市歌選定	至人		
業務	り 目 的	那覇市歌の選 歌選定委員会」	選定について調査 の業務	審議するため設置される	「那覇市
個人作	青報の対象者	那覇市歌選定委員会 委員及び部会員			
業務の	の開始年月日	平成13年以前	Î		
		一般的取扱事項	í	制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動			
個	■個人番号		経済的活動	思想・信条等	
l lini		■職業	口収入	□思想□宗	教
人		■地 位	□資産状況	□支持政党  □主義	
.k=b≃		□学 歴	□公租公課	□趣味嗜好  □犯│	歴 等
情	■性別	□資格	□経済取引	□その他 (	)
報	■生年月日	□団体加入	□公的扶助		
	□国 籍	□賞 罰	□その他	上記事項を取扱う理由	
の	口本 籍	□学業成績	( )		
記	□続柄	□勤務成績			
	□親族関係	口その他			
録	□婚姻離婚	( )			
の	□その他	心 身	その他		
• ]	( )	□健康状態			
内		□容 姿			
容		□病 歴			
台		□障がい程度			
		□その他			
		( )			
個人情 ———	報の収集方法	■本人 □本人	以外(本人同意・注	生令等・公知性・緊急性・	審議会)
個人情	報の収集時期	□定期( 月~	月) ■随時	寺(委員の任期)	
本人へ	の通知方法	□文書 □□頭 □通知不要 (那覇市個人情		規則第3条第2項第 号に記	 該当)
個人情	報の記録形態		□電磁媒体		)
	考	届出が必要だと記なお、個人番号/	忍識していなかっ こついては平成28	たため、届出が事後とな 3年度から情報収集する。	った。
				1 1 I THUNDE 7 00	

# 個人情報業務届出書

那覇市長 宛

平成28年3月16日

那覇市教育委員会 教育長渡慶次克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出	担当部課	教育委	員会生涯学習部	中央図書館 電話917-3449			
個人	情報管理責任者	中央図	中央図書館長				
業者		那覇市立	位図書館ボランテ	ィア関連業務			
業者	多の目的	を提供すること   ることを目的と	とにより、市民と こする。	「ランティアを募集し、活動する場 の協働による図書館運営を推進す			
個人	情報の対象者	那覇市立図書	館ボランティア	(個人及び団体会員 )			
業務	の開始年月日		平成17年10月26	目			
		一般的取扱事項	Ţ	制限的取扱事項			
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等			
個	□個人番号	■職業	口収入	C III 1-			
人	■氏 名	□地位	□資産状況	□思			
	■住 所	口学 歴	□公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等			
情	■性 別	■資 格	□経済取引	口その他 ( )			
報	■生年月日	□団体加入	□公的扶助	,_ ,_ ,			
	口国 籍	口賞 罰	□そ の 他	上記事項を取扱う理由			
の	口本 籍	口学業成績	( )				
記	□続柄	□勤務成績					
	□親族関係 □婚姻離婚	□その他					
録	□類処離増	( )	77 - 61				
の	(年代)	■健康状態	その他				
内	(114)	□容姿	■電話番号 ■来館手段				
PY		□荷	■米朗子段				
容		□障がい程度	験の有無				
		口その他	■FAX番号				
		( )	■Eメールアト・レス				
個人情	報の収集方法	■本人 □本人		生令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情	報の収集時期	□定期(月~ 告があった時点)	1/02	寺(ボランティア募集時・団体会員の報			
本人~	の通知方法	□文書 □□項 □通知不要 (那覇市個人情		規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情	報の記録形態	■文書 □図画	■電磁媒体 □	]その他( )			
備	考	平成 17 年当時 が必要という制度 いたため	の業務開始時に、 度についての認識	那覇市個人情報条例による届出 をしておらず届出漏れとなって			

### 個人情報業務届出書

那覇市長 宛

平成28年3月16日

那覇市教育委員会教育長渡慶次克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

			172721-017	くってもう周り国	A 70
届出	1 担 当 部 課	教育委	員会生涯学習部	中央図書館 電話	917-3449
個人	青報管理責任者	中央図	<b>善</b> 皆館長		
業者	<b>努の名称</b>	那覇市立	区書館協議会業	務	
業者	务の目的	必要な事項を報   を実施すること	<header-cell>びひとする那 ☆を目的とする。</header-cell>	、那覇市立図書館協議	館の運営に関する 義会に関する業務
個人	情報の対象者	那覇市立図書	館協議会委員		
業務	の開始年月日		昭和50年8月1日		
		一般的取扱事項	1	制限的	更极事項 取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動		
	■個人番号	■職業			信条等
個	■氏 名	■地 位	口収入	口思 想	□宗教
	一旦住所	□学歴	□資産状況	□支持政党	口主義主張
人	■性 別		□公租公課	□趣味嗜好	□犯 歴 等
情	│■性 一見生年月日	│□資 格 │□団体加入	□経済取引	口その他	( )
	□国籍		□公的扶助		
報	□本籍	□賞	口その他	上記事項を取扱	う理由
Ø	□続柄		( )		
	□親族関係	□勤務成績 □そ の 他			
記	□婚姻離婚				
録	□その他	( )	W - 61		
郑水		心身	その他		
0)	,	□健康状態	■電話番号		
н.		口容 姿	■職場住所		
内		□病 歴	■職場電話番		
容		□障がい程度	号		
		□その他	■Eメールアト"レス		
		( )	■銀行口座番! 号		
個人情	報の収集方法	■本人 □本人	以外(本人同意・注	生令等・公知性・	緊急性・審議会)
個人情	報の収集時期	□定期( 月~	月)■随時	子(委員就任時	)
本人~ ———	の通知方法	□通知不要	□告示 報保護条例施行規	規則第3条第2項第	号に該当)
個人情	報の記録形態	■文書 □図画		その他(	)
備 ———	考	那覇市個人情報 の認識をしてお	限条例の施行時に っず届出漏れとな	届出が必要という つていたため	う制度について

#### 個人情報業務届出書

平成28年3月15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出	担当部課	建設管	管理部 道路建設	課 電話:951-3221			
個人情報管理責任者							
業務	の名称		公共事業用資産の買取り等の申出証明書、公共事業用資産の買取 り等の証明書、収用証明書の発行業務				
業務	5 の 目 的	公共事業のために用地等を買い取られた者が、租税特別措置法					
個人情	情報の対象者	那覇市が行う	公共事業の補償	対象者			
業務の	り開始年月日	平成	18年4月以前				
		一般的取扱事項	Į	制限的取扱事項			
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等			
個	☑個人番号	□職業	口収入	□思想□宗教			
, ,	☑氏 名	□地位	□資産状況	□支持政党 □主義主張			
人	☑住 所	□学 歴	□公租公課	□□無味噌好 □犯 歴 等			
情	口性 別	□資格	□経済取引	□をの他 ( )			
	口生年月日	□団体加入	□公的扶助				
報	口国 籍	□賞罰	口その他	   上記事項を取扱う理由			
の	□本籍	□学業成績	( )	工能す 気と水板 / 全国			
	□続 柄	□勤務成績	,				
記	□親族関係	口その他					
録	□婚姻離婚	( )					
3431	□そ の 他	心身	その他				
の	( )	□健康状態					
内		□容 姿					
		□病 歴					
容		□障がい程度					
		□そ の 他					
		( )					
個人情	個人情報の収集方法 ②本人 □本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会						
個人情	報の収集時期	□定期( 月~	~ 月) ☑随昨	寺( 補償契約時 )			
本人^	の通知方法	□文書 □□頭 □通知不要 (那覇市個人情		規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情	報の記録形態	■図□ 書文図画	②文書 □図画 ②電磁媒体 □その他( )				
備	考	届出が必要と なった	いう制度について	ての認識をしておらず事後届出に			

#### 個人情報業務届出書

平成28年3月18日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

		11377		——————————————————————————————————————		
届出	担当部課	総務部 秘書	広報課	電話 (内) 2039		
個人情	<b>青報管理責任者</b>	秘書広報課長				
業務	の名称	那覇市政功労	者表彰審査委員会	<b>会</b>		
業務	の目的		者表彰審査委員 者の表彰に関し	会規則に基づき、市長の諮問に応 て調査審議する。		
個人情	青報の対象者	那覇市政功労	者表彰審査委員:	会委員		
業務の	り開始年月日	平成28年3月1	8日			
		一般的取扱事項		制限的取扱事項		
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等		
個(	☑個人番号	□職業	□収入			
人	☑氏 名 ☑住 所	□地 位 □学 歴	□ 次	□思		
情	☑性 別	□資格	□経済取引	□を外情好 □犯 歴 等		
	☑生年月日	□団体加入	□公的扶助			
報	□国 籍		□その他	上記事項を取扱う理由		
o o	□本籍	□学業成績	( )	工品事及是状数力在出		
	□続柄	□勤務成績	` /			
記	□親族関係	□その他				
録	□婚姻離婚	( )				
364	□そ の 他	心身	その他			
の	( )	□健康状態				
内		□容 姿				
容		口病 歴				
47		□障がい程度				
		□その他				
		( )				
個人情	報の収集方法	☑本人 □本人	以外(本人同意・	法令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情	報の収集時期	☑定期(3月~	月) □随時(	)		
本人への通知方法 □通知不要		□通知不要		規則第3条第2項第 号に該当)		
個人情	報の記録形態	■図□ 書文図画	□電磁媒体 □	]その他( )		
備	考					

#### 個人情報業務届出書

平成28年3月18日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出	担当部課	総務部 秘書		電話 (内) 2039
個人情	育報管理責任者	秘書広報課長		
業 發	い 名 称	市長専用車運	転業務委託	
業務	の目的	市長専用車に	よる市長等の送	<u> </u>
個人作	青報の対象者	運転手		
業務の	の開始年月日	平成28年4月1	. В	
		一般的取扱事項	ī	制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
個	☑個人番号	□職業	□収入	□思想□宗教
人	☑氏 名	□地 位 □学 歴	□資産状況 □公租公課	□ 立
情	☑性 別	□資格	□経済取引	
	☑生年月日	□団体加入	□公的扶助	
報	☑国 籍	□賞 罰	□その他	上記事項を取扱う理由
の	□本 籍	□学業成績	( )	
	□続柄	□勤務成績		
記	□親族関係	□その他		
録	□婚姻離婚	( )		
	□そ の 他	心身	その他	
の	( )	□健康状態		
内		□容 姿		
		□病 歴		
容		□障がい程度		
		□そ の 他		
		( )		
個人情	報の収集方法	☑本人 □本人	以外(本人同意・	法令等・公知性・緊急性・審議会)
個人情	報の収集時期	☑定期(4月~	月) 口随時	( )
本人~	の通知方法	□文書 □口頭 □通知不要 (那覇市個人情		規則第3条第2項第 号に該当)
個人情	報の記録形態	■図□ 書文図画		
備	考			

### 個人情報業務届出書

平成28年1月12日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

7) IS 453 1 1	・「四ノく」同十以レト的支	不例为「米労」項	クがたによりいか	<u>いとわり油り口より。</u>	
届出	担当部課	市民文化部 文化振興課 新市民会館建設室 電話098-917-2395			
個人情報管理責任者		文化振興課長			
業務	の名称	那覇市新文化	芸術発信拠点施	設設計者選定委員会に関する業務	
業務	の目的	那覇市新文化	芸術発信拠点施	設の設計者の選定に関すること。	
個人情	報の対象者	那覇市新文化	芸術発信拠点施言	投設計者選定委員会委員	
業務の	開始年月日	平成27年11月	20日		
		一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等	
個	■個人番号	■職業	□収入	□思想□宗教	
"	■氏 名	■地位	□資産状況	□支持政党  □主義主張	
1 A 1	■住 所	■学 歴	□公租公課	□ □ 及	
1	■性 別	□資格	□経済取引	□その他 ( )	
.,,	■生年月日	□団体加入	口公的扶助		
- 111	□国籍	□賞 罰	口その他	上記事項を取扱う理由	
	□本 籍	□学業成績	( )	工的主义之外放力在出	
	□続柄	□勤務成績	` ′		
30 I	□親族関係	□その他			
	□婚姻離婚	( )			
	□その他	心身	その他		
の	( )	□健康状態			
内		□容 姿			
		□病 歴			
容		□障がい程度			
		□その他			
		( )			
個人情報	服の収集方法	■本人 □本人	以外(本人同意・	法令等・公知性・緊急性・審議会)	
個人情報	服の収集時期	□定期(月~月)■随時(委員選任時)			
本人への通知方法 □通		□文書 □□頭 □通知不要 (那覇市個人情		規則第3条第2項第 号に該当)	
個人情報	吸の記録形態	■文書 □図画	■電磁媒体	]その他( )	
備	考	届出について	認識しておらず、	業務開始後の届出になった	

### 個人情報業務届出書

平成28年1月12日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出	担当部課	市民文化部	文化振興課	電話098-855-5081	
個人情	青報管理責任者	文化振興課長	<u> </u>		
業務	の 名 称	那覇市文化行	政審議会に関す	る業務	
業務	多の目的	文化行政の推	進に関すること。	>	
個人物	青報の対象者	那覇市文化行	政審議会委員		
業務の	の開始年月日	H10.4.1以前			
		一般的取扱事項	ī	制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等	
個	■個人番号	■職業	□収入	□思想□宗教	
	■氏 名	■地位	□資産状況	□支持政党□主義主張	
人	■住 所	■学 歴	□公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等	
情	■性 別	□資格	□経済取引	口その他 ( )	
報	■生年月日	□団体加入	□公的扶助	, in the second	
和	□国 籍	□賞 罰  □	□そ の 他	上記事項を取扱う理由	
の	□本 籍	□学業成績	( )		
記	□続 柄	□勤務成績			
	□親族関係	口その他			
録	□婚姻離婚	( )	14 94		
の	□そ の 他 (   )	心身	その他		
	,	□健康状態 □容 姿			
内		<ul><li>□容</li><li>姿</li><li>□病</li><li>歴</li></ul>			
容		□障がい程度			
		□その他			
		( )			
個人情	報の収集方法	■本人 □本人	以外(本人同意・	法令等・公知性・緊急性・審議会)	
個人情	報の収集時期	□定期( 月~	- 月) ■随	時(委員更改時)	
本人へ	の通知方法	□文書 □□頭 □告示 □通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情	報の記録形態	■文書 □図画			
備	考	届出について記	認識しておらず、	業務開始後の届出になった	

個人情報業務(廃止·変更) 届出書

平成28年 3月 2日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	福祉部ちゃーがん		電話		4
届出の区分	□ 廃 止 ■ 変更	業務の廃 変更年	1 11/ 61	28年 1	月 1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	9円 小下:住 = 以 '元' = 万日日 = 出 本		平成 1	1年10月	1日
廃止又は変更の 理 由	1 // A X ( / T / T X ) -	特定の個人を い特定個人情	識別するため 報(個人番号	かの番号の和)を取得する	利用等に関る事務が追
	変更	前	変	更	後
変 更 の 内 容				る個人情報 を追加す	
備    考	個人情報業務の届出	台が必要な業務	らと認識してい	いなかった	ため。

# 個人情報業務(廃止·変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康	増進課長	電話	6052	
届出の区分	□ 廃 止 ■ 変更	業務の房変更年		平成25年4	月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	感染症予防等業務	务		平成25年4月	1日
廃止又は変更の 理 由	既届出済業務のめ。	目的、及び対象	者につい	て追加する必	要があるた
	変  更	前	変	更	後
変更の内容	(業務の目的) 感染症法等にかかる 触者検診及び患者 ため。 (個人情報の対象 疫学調査上調査が必	の管理支援の	①感染症 接触者 のため。 ②感染 議等 (個人 ①疫学訓	所の目的) E法等にかかる 検診及び患者 定対策のため 情報の対象者 情本上調査が必 行会議等の委員	の管理支援 の関係者会 ・) 要な者
備考	業務開始時に届出ていたため。	出をするべきで?			

個人情報業務(廃止·変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部 健康地	曾進課上	₹	電話 内	6002	
届出の区分	□廃止	変更	業務の廃変更年		平成28年	4月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	国民生活基础	<b></b> 芝調査	(基幹統計)	平	成25年4月1	日
廃止又は変更の 理 由	行政手続に: する法律の施 加されたため				るための番号 <i>の</i> 番号)を取得す	
	変	更	前	変	更	後
変更の内容				に、統加し、	をする個人情 計調査員(非常 収集等する個 <i>)</i> 人番号」「氏名	常勤職)を追 人情報の内容
備考						

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部 健康増進課長	電話 内6002
届出の区分		の廃止・ 年月日 平成28年4月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	社会保障・人口問題基本調査	(一般統計) 平成25年4月1日
廃止又は変更の 理 由		国人を識別するための番号の利用等に関 国人情報(個人番号)を取得する事務が追
	変更前	変更後
変更の内容		収集等をする個人情報の対象者 に、統計調査員(非常勤職)を追 加し、収集等する個人情報の内容 に「個人番号」を追加する
備考		

個人情報業務(廃止 変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

# 那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます

届出担当部課	健康部 健康増進課 電話853-7961
届出の区分	□ 廃 止 ■ 変更 業務の廃止・ 変 更 年 月 日 平成28年1月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	健康診査(健康増進事業)に関すること 平成20年4月1日
廃止又は変更の 理 由	番号法施行に伴う個人情報内容の変更
	変 更 前 変 更 後
変更の内容	個人番号の追加
備 考	業務開始時に届出をするべきであったが、手続きが不要だと誤認し

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部 健康増進課	電話 853-7961
届出の区分		の廃止・ 年月日 平成25年 4月 1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	給食施設指導に関すること	平成25年 4月 1日
廃止又は変更の理 由	当初届け出た内容に関して、個に追加があるため。	固人情報の対象者欄と個人情報の内容欄
	変更前	変 更 後
変更の内容		・個人情報の対象者に「研修会の 講師」を追加。 ・個人情報の内容に「住所・性別・ 生年月日・地位・学歴・資格」を 追加。
備考	業務開始時に届出をするべる	 きであったが、手続きが不要だと誤認し

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部 健	康増進課		電話 8	353-7961	
届出の区分	□廃止Ⅰ	■変 更	業務の変更年		平成28年 1	月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	給食施設指	導に関する	ること		平成25年4	月1日
廃止又は変更の 理 由	行政手続き する法律の 加されたた	施行に伴い	特定の個人 い特定個人	を識別する 青報 (個人番	ための番号( 番号) を取得	の利用等に関 する事務が追
	変	更	前	変	更	後
				/m + 1-1-1	青報の内容に	[/m i st. n .
変更の内容				を追加。	14X021.14(C	「個人番号」

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部 健	康増進課		電話	853-7961		
届出の区分	□廃止Ⅰ	■ 変 更		廃止・	平成20	0年4月	1 目
業務の名称及び 開 始 年 月 日	健康づくり	に関する	こと		平成20	年4月	1日
廃止又は変更の 理 由	当初届け出に追加があ		関して、個	人情報の対	象者欄と作	固人情幸	最の内容欄
	変	更	前	変		更	後
変更の内容				健指導 及び講 の委員 ・個人	・健康教育師、健康共 師、健康共 」を追加。 青報の内容	育に携え 曽進に関	「健診・保 つる指導者 引する会議 位・学歴・
					を追加。		

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部 健康増進課	電話	853-7961
届出の区分	□廃止■変更	業務の廃止・ 変 更 年 月 日	平成28年1月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	健康づくりに関するこ	٤ -	平成20年4月1日
廃止又は変更の理 由			るための番号の利用等に関 番号)を取得する事務が追
	変更	前    変	更 後
変更の内容		・個人を追加	情報の内容に「個人番号」。
備考	業務開始時に届出をていたため	 するべきであったが	、手続きが不要だと誤認し

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部 健康増進課		電話	853-7961	
届出の区分	□廃止■変更	業務の廃変更年		平成25年4	月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	歯科保健に関すること			平成25年 4	月1日
廃止又は変更の 理 由	当初届け出た内容に関情報の内容欄に追加が		的欄、	個人情報の対象	象者欄、個人
	変  更	前	変	更	後
変 更 の 内 容			モデル る歯科 ・個人 指導る会 ・個人	目的に「歯科係事業推進、歯科保健指導」を追情報の対象者に携わる講師、強 護の委員」を追 情報の内容に「 で で で で で で で で が の が の が の が の が の が の	4衛生士によ 自加。 に「歯科保健 す科保健に関 自加。
備考	業務開始時に届出をていたため。	するべきであ	ったが	、手続きが不要	だと誤認し

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部 健康増進課	電話	853-7961
届出の区分	□廃止■変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成28年1月1日
業務の名称及び 開始年月日	歯科保健に関すること		平成25年4月1日
廃止又は変更の 理 由			るための番号の利用等に関 、番号)を取得する事務が追
	変更	前	更 後
変更の内容		・個人を追加	情報の内容に「個人番号」 」。
備考	業務開始時に届出を ていたため	するべきであったが	、手続きが不要だと誤認し

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部 健康増進課		電話	853-7961	
届出の区分	□廃止■変 更	業務の廃変更年		平成14年8	月2日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	食生活改善及び栄養に	関すること		平成14年8月	月2日
廃止又は変更の 理 由	当初届け出た内容に関に追加があるため。	して、個人情	青報の対	象者欄、個人情	青報の内容欄
	変更	前	変	更	後
変更の内容			善推進に関す・個人情	情報の対象者に 員に関する講座 る会議の委員」 情報の内容に「J を追加。	を追加。
備考	業務開始時に届出をていたため。	するべきであ	っったが	、手続きが不要	だと誤認し

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部 健康増進課	電电	活 853-7	'961	
届出の区分	□廃止■変更	業務の廃止 変更年月		成28年1	月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	食生活改善及び栄養に	こ関すること	平瓦	戈14年8月	12日
廃止又は変更の 理 由	行政手続きにおけるなする法律の施行に伴い加されたため。	特定の個人を識別 い特定個人情報 (個	するため [人番号]	の番号のを取得す	利用等に関る事務が追
	変更	前	変	更	後
変更の内容		・個 を追		内容に「	個人番号」
備考	業務開始時に届出をていたため	するべきであった	が、手続	きが不要	だと誤認し

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部 健康増進調	果電	話 85	3-7961	
届出の区分	□ 廃 止 ■ 変更	業務の廃変更年		平成28年1	月1日
業務の名称及び 開始年月日	予防接種業務		平原	艾25年4月1	日
廃止又は変更の理 由	行政手続きにおける特 する法律の施行に伴い 加されたため	持定の個人を 特定個人情報	識別する; 報 (個人番	ための番号の :号) を取得す	利用等に関 る事務が追
	変  更	前	変	更	後
変更の内容			に、予防の委員を に「個人	・する個人情 接種健康被害 追加し、個人 番号」・「地位 を追加する。	:調査委員会 情報の内容
備考	業務開始時に届出をていたため	するべきでお	かったが、	手続きが不要	だと誤認し

個人情報業務(廃止 変更) 届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部 保健所健康増進課 電話6047
届出の区分	□廃止 ■変更 業務の廃止・ 変 更 年 月 日 平成28年1月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	感染症にかかる公費負担医療及び医療費助成に関すること 平成25年4月1日
廃止又は変更の 理 由	個人情報の記録の内容に個人番号を追加。
変更の内容	変 更 前 変 更 後 (個人情報の記録の内容) 氏名、住所、性別、生年月日、続 柄、収入、公租公課、公的扶助、 健康状態、病歴、障害程度、親族 関係、婚姻離婚 変 更 後 (個人情報の記録の内容) (個人番号、氏名、住所、性別、生年月日、続柄、親族関係、婚姻離婚に収入、公租公課、公的扶助、健康状態、病歴、障がい程度
備考	業務開始時に届出をするべきであったが、手続きが不要だと誤認し ていたため

# 個人情報業務廃止届出書

平成28年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

			77個17四よう。
届出担当部課	都市計画部 建築指	指導課 電話 O	98-951-3244
届出の区分	■ 廃 止 □ 変更	業務の廃止・変更年月日	平成28年3月7日
業務の名称及び 開始年月日	建築確認及び建築計	न	継続(S27.12.15)
廃止又は変更の理 由	個人情報業務の内	容を解りやすくするた	め細分化し再届出する。
-	変  更	前変	更 後
変更の内容			
備考			

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年3月16日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	福祉部 障がい福祉課 電話862-3275
届出の区分	□ 廃止 ☑ 変更 業務の廃止・ 変 更 年 月 日 平成18年10月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	那覇市障がい福祉センター事業 (H4.3.19以前より)
廃止又は変更の 理 由	自立支援法の廃止及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の制定に伴う、サービス内容の変更。
変更の内容	変 更 前 変 更 後 (業務の名称) 身体障害者デイサービス (業務の目的) ・センター利用のための面接 ・デイサービス利用受付 変 更 後 (業務の名称) 那覇市障がい者福祉センター (業務の目的) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号の事業等を行う。
備 考	届出が必要との制度の認識が不足していた。

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年3月1日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会 教育長 渡慶次 克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	生涯学習部生	生涯学習部生涯学習課 電話 内線2597			
届出の区分	□ 廃 止 ■ 変更	業務の房変更年	September 2011	平成28年	4月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	那覇市ブックスター	事業		平成27年4	月1日
廃止又は変更の 理 由	ブックスタート事業に 提出していただいてい 記載する欄を設けたた	いるが、その	プレゼン引換券に	/トする際に絵 新たに赤ちゃん	本引換券を
	変更	前	変	更	後
赤ちゃんの氏名 変 更 の 内 容 保護者氏名 住所 (番地は不要)			保護者氏住所(看	しの氏名 氏名 番地は不要) しの月齢	
					1000

# 個人情報業務(廃止)変更)届出書

平成28 年 3 月 16 日

那覇市長 宛

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部 総務課	電話098-		
届出の区分	■ 廃 止 □ 変更	* 数の成儿。	平成28年 :	3月 日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	那覇市の蝶選定委員	会業務 平成25年 6	月 28 日	
廃止又は変更の理 由	きた那覇市の蝶選定	答申に伴い、市の蝶の炎 委員会がその役割を終 例上も市の附属機関で	えたことに伴い	査審議して   、同選定委
	変  更	前変	更	後
変更の内容				
備 考				

# 個人情報業務(廃止·変更)届出書

28年 3月 29日

那覇市長 宛

## 那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務課(市政	情報センタ	一) 電話	2021	
届出の区分	□ 廃 止 ■ 変更	業務の房変更年		28年	4月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	13 個人情報保護業	務 28年4月	11日		
廃止又は変更の 理 由	組織改正に伴い、業	務の所管が	別の部署に移	多管されただ	こめ。
	変更	前	変	更	後
変更の内容	届出担当課 総務部総務課		届出担当市民文化部	部課 市民生活	

個人情報業務(廃止·変更)届出書

28年 3月 29日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務課(市政情報セ	ンター) 電話 2021
届出の区分	第   第	の廃止・ 年月日 28年4月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	12 行政資料の整備事業 2	28年4月1日
廃止又は変更の 理 由	組織改正に伴い、業務の所	管が別の部署に移管されたため。
	変 更 前	変更後
変更の内容	届出担当課 総務部総務課	届出担当部課 市民文化部 市民生活安全課
備考		

個人情報業務(廃止·変更)届出書

28年 3月 29日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務課(市政	女情報センター) 電	<b>宣話</b> 2021	
届出の区分	□ 廃 止 ■ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	28年	4月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	11 情報公開事業	28年4月1日		
廃止又は変更の 理 由	収集する個人情報と (「個人番号」につ (28.1.12 届出済)	養務の所管が別の部署さして「個人番号」をついては、13個人情といっしょに届出る	を追加するため。 青報保護業務の3 べきだったが、	変更届
変更の内容	変 更 届出担当課 総務部総務課	届出	度 担当部課 工化部 市民生活 号	後 舌安全課

**那覇市告示第3号** 平成28年4月1日 掲 示 済

## 那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について

地方自治法施行令第 158 条第 1 項及び第 2 項並びに那覇市会計規則第 34 条第 1 項及び第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

徴収員氏名	住 所	委 託 期 間 担当市営住宅
名嘉元 トヨ	那覇市 全 壺川3丁目2番地5 壺川市営2-711	石嶺・石嶺第二 大名・久場川 1 百平成28年4月1日 至平成29年3月31日 三単・識名 安謝・安謝第一 壺川東改良
高良 恵美	那覇市 小禄1丁目19番20号	宇栄原・銘苅   音平成28年4月1日   至平成29年3月31日   若狭改良・小禄   新都心・銘苅   繁多川

**那覇市告示第4号** 平成 28 年 4 月 1 日 掲 示 済

那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について

地方自治法施行令第 158 条第 1 項及び第 2 項並びに那覇市会計規則第 34 条第 1 項及び第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

委託業者名	住	所	委	託	期	間
株式会社沖縄債権回収 サービス 代表取締役社長 平良 孝夫	那覇市 西1丁目	19番7号	自平成 至平成			

**那覇市告示第 16 号** 平成 28 年 4 月 1 日 掲 示 済

固定資産の価格等の登録について

地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定により、平成28年度の固定資産税に係る固定資産の価格等を平成28年3月28日に固定資産課税台帳に登録したので、告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

\_\_\_\_\_\_

**那覇市告示第 22 号** 平成 28 年 4 月 1 日 掲 示 済

那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回 指導業務に関する委託契約について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第2項及び那覇市会計規則第 34 条第2項により告示する。

1 委託事務の名称 那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並び

に食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約

2 受託者の住所 浦添市字経塚 720 番地

3 受託者の名称 一般社団法人 沖縄県食品衛生協会

会長 佐久本 武

4 委託期間 平成28年4月1日~平成29年3月31日

**那覇市告示第 25 号** 平成 28 年 4 月 1 日 掲 示 済

包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する閲覧について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、同 法第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同 法第 252 条の 36 第 5 項に基づき告示する。

なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び那覇市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則(平成25年那覇市規則第55号)に基づき、包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを那覇市企画財務部行政経営課で閲覧に供する。

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 平成28年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用及び執務費用並びに旅費等の実費の額を合計した金額に消費税の額及 び地方消費税の額を加えた金額とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 原田 泰人
  - (2) 住所 名護市字宮里 446-7
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払い方法 精算払いとする。ただし、契約の相手側から請求があった場合において、その

必要があると認めるときは、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払いをするものとする。

- 5 閲覧期間 平成28年4月1日~平成29年3月31日(那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条に規定する休日以外の日の 午前8時30分~午後5時15分までとする)
- 6 閲覧申請 資格書面等を閲覧しようとする者は、外部監査人資格書面申請書を 市長に申請するものとする。

**那覇市告示第 26 号** 平成 28 年 4 月 1 日 掲 示 済

那覇市公設市場使用料等の集金代行業務委託について

次のとおり委託したので、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則 第 34 条第 2 項により告示する。

- 1 件 名 那覇市公設市場使用料等集金代行業務委託
- 2 委託業者 那覇市西1丁目19番7号 株式会社沖縄債権回収サービス 代表取締役社長 平良 孝夫
- 3 委託期間 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日

**那覇市告示第 30 号** 平成 28 年 4 月 1 日 掲 示 済

那覇市歴史博物館観覧料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第2項及び那覇市会計規則第 34 条第2項により告示する

那覇市長 城 間 幹 子

1 委託事務の名称 那覇市歴史博物館観覧料収納事務委託

2 受託者の住所 那覇市松尾1-1-2

3 受託者の名称 株式会社 流通アシスト

代表者 我那覇 学

4 委託期間 平成28年4月1日~平成29年3月31日

**那覇市告示第 36 号** 平成 28 年 4 月 15 日

平成 28 年 (2016 年) 2月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市 介護保険事業特別会計補正予算 (第4号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第4号)

平成27年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ821,364千円を減額し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,358,205千円とする。
- 第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正 後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歲入歲出予算補正

歳入 単位:千円

· 放入				
款	項	補正前の額	補正額	計
   1 介護保険料		4, 394, 389	△70, 926	4, 323, 463
1 月暖休饮竹	1 介護保険料	4, 394, 389	△70, 926	4, 323, 463
		6, 042, 891	△350, 909	5, 691, 982
3 国庫支出金	1 国庫負担金	4, 135, 830	△145, 464	3, 990, 366
	2 国庫補助金	1, 907, 061	△205, 445	1, 701, 616
4 支払基金交		6, 329, 049	△226, 022	6, 103, 027
付金	1 支払基金交付金	6, 329, 049	△226, 022	6, 103, 027
		3, 195, 255	△116, 573	3, 078, 682
5 県支出金	1 県負担金	3, 106, 059	△115, 387	2, 990, 672
	3 県補助金	89, 195	△1, 186	88, 009
6 財産収入		144	161	305
0 附座40人	1 財産運用収入	144	161	305
		3, 533, 317	△58, 087	3, 475, 230
7 繰入金	1 他会計繰入金	3, 533, 316	△111, 334	3, 421, 982
	2 基金繰入金	1	53, 247	53, 248
		4, 883	992	5, 875
9 諸収入	1 延滞金、加算金及			
3 昭4久/へ	び過料	2	1,001	1, 003
	2 雑入	4, 881	△9	4, 872
歳	入 合 計	24, 179, 569	△821, 364	23, 358, 205

歳出 単位:千円

	款		項	補正前の額	補正額	計
				629, 538	△11, 153	618, 385
		1	総務管理費	346, 959	△7, 325	339, 634
1	総務費	2	徴収費	26, 614	△603	26, 011
		3	介護認定審査会 費	255, 965	△3, 225	252, 740
				22, 282, 734	△802, 616	21, 480, 118
2	保険給付費	1	介護サービス等 諸費	20, 713, 467	△579, 111	20, 134, 356
			介護予防サービ ス等諸費	1, 541, 418	△215, 412	1, 326, 006
		3	その他諸費	27, 849	△8, 093	19, 756
4	基金積立金			424, 448	135	424, 583
<u>+</u>	<b>企业</b> 俱立亚	1	基金積立金	424, 448	135	424, 583
				531, 695	△7, 730	523, 965
5	地域支援事	1	介護予防事業費	205, 948	△4, 597	201, 351
	業費	2	包括的支援事業			
			• 任意事業費	325, 747	△3, 133	322, 614
	歳	Щ	合 計	24, 179, 569	△821, 364	23, 358, 205

**那覇市告示第 37 号** 平成 28 年 4 月 15 日

平成 28 年 (2016 年) 2月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市介護保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 28 年度那覇市介護保険事業特別会計予算

平成 28 年度那覇市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,037,933千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

## 第1表 歳入歳出予算

#### 歳 入

款	項	金 額
1 介護保険料		千円
		4, 412, 406
	1 介護保険料	4, 412, 406
2 使用料及び手数料		1,736
	1 手数料	1,736
3 国庫支出金		6, 151, 364
	1 国庫負担金	4, 208, 142
	2 国庫補助金	1, 943, 222
4 支払基金交付金		6, 405, 553
	1 支払基金交付金	6, 405, 553
5 県支出金		4, 436, 936
	1 県負担金	3, 153, 068
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県補助金	1, 283, 867
6 財産収入		172
	1 財産運用収入	172
7 繰入金		3, 628, 733
	1 他会計繰入金	3, 628, 732
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1
	1 繰越金	1

## 那 覇 市 公 報 第1666号その2 2016(平成28)年4月15日

9	諸収入		1, 030
		1 延滞金、加算金及び過料	2
		2 雑入	1, 028
10	市債		1
		1 市債	1
11	サービス収入		1
		1 予防給付費収入	1
	歳 入	合計	25, 037, 933

# 歳出

	款	項	金額
1	総務費		千円
			1, 812, 417
		1 総務管理費	1, 521, 070
		2 徴収費	28, 006
		3 介護認定審査会費	263, 341
2	保険給付費		22, 649, 874
		1 介護サービス等諸費	21, 250, 586
		2 介護予防サービス等諸費	1, 371, 367
		3 その他諸費	27, 921
3	財政安定化基金拠出金		1
		1 財政安定化基金拠出金	1
4	基金積立金		180
		1 基金積立金	180
5	地域支援事業費		568, 589
		1 介護予防事業費	227, 814
		2 包括的支援事業・任意事業費	340, 775
6	諸支出金		6, 872
		1 償還金及び還付加算金	6, 871
		2 繰出金	1
	歳  出	合 計	25, 037, 933

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事項	期間	限度額
第7次なは高齢者プラン策定事業 (ちゃーがんじゅう課)	平成29年度	4, 500
緊急通報システム事業業務委託契約(シル	平成28年度から	2 572
バーハウジング) (ちゃーがんじゅう課)	平成31年度まで	3, 573

\_.\_.\_.

**那覇市告示第 38 号** 平成 28 年 4 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関 の指定について

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第 30 号)に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

名 称	開設者	指定の有効期間
所 在	地	1日人 77日 70万月日
医療法人 沖縄聖蹟会 ライフケアクリニック那覇	医療法人 沖縄聖蹟会	平成 28 年 2 月 1 日
那覇市泉崎2丁目3番地8 ロ	イヤルハイツ泉崎4階	

**那覇市告示第 39 号** 平成 28 年 4 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関 の休止について

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第 30 号)に基づく医療機関について生活保護法第 50 条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり休止の届出があった。

#### 那覇市長 城 間 幹 子

名 称 所 在 地	休止年月日
鏡原クリニック 那覇市小禄一丁目 11 番 1 号	平成 27 年 12 月 1 日
医療法人 あけぼの会 西平医院 那覇市泊1丁目17番地1	平成 28 年 2 月 1 日

**那覇市告示第 40 号** 平成 28 年 4 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

#### 那覇市長 城 間 幹 子

名称		本事欠几日
変更事項	変 更 後 (変 更 前 )	変更年月日
医療法力	<b>、沖縄聖蹟会 ライフケアクリニック那覇</b>	
所在地	那覇市泉崎2丁目3番地8 ロイヤルハイツ泉崎4階 (那覇市久茂地二丁目2番2号 6階)	平成28年2月1日
都古国際	<b>祭通訪問介護事業所</b>	
所在地	那覇市松尾二丁目 16 番 31 号 (那覇市松尾二丁目 12 番 16 号 プレサンスロジェ松尾 レーヴタワー204 号室)	平成27年8月1日

**那覇市告示第 41 号** 平成 28 年 4 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関 の廃止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

名 称 (廃止する事業の種類) 所 在 地	廃止年月日
デイサービスカノープス(長寿の星) (通所介護、介護予防通所介護、通所型サービス)	平成 27 年 5 月 31 日
那覇市辻二丁目 24 番 12 号	
医療法人タピック やはらデイサービス・那覇百歳堂 (通所介護、介護予防通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市久茂地一丁目3番1号 久茂地セントラルビル1階	十成 20 千 3 万 31 日
デイサービス楚辺の家 (通所介護、介護予防通所介護、通所型サービス)	平成 28 年 2 月 29 日
那覇市楚辺一丁目 13 番 6 号	
ケアーズ那覇新都心訪問看護ステーション (訪問看護、介護予防訪問看護)	平成 27 年 8 月 31 日
那覇市天久二丁目 17 番 18 号 マンションフォレスタ 101	
レッツ倶楽部那覇首里 (通所介護、介護予防通所介護、通所型サービス)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市首里平良町1丁目 34番地1 サンコート首里	十成26年3月31日
ポラリスデイサービスセンター古波蔵 (通所介護)	T+00/T0 F 01 F
那覇市古波蔵三丁目 11 番 15 号 パークサイド KYOWA 1 階	平成 28 年 3 月 31 日
デイサービス かりゆしプラザ (通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市松尾二丁目2番25-4号	
リハビリ特化型デイサービスカラダラボ那覇壺川 (通所介護)	
那覇市壺川1丁目5番地2 宮里マンション2-A	平成 28 年 3 月 31 日

通所介護事業所デイサービス みずき (通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市鏡原町 31 番 21 号 1 階 ———————————————————————————————————	
リハビリデイサービス ぴたさぽ三原 (通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市三原二丁目1番28号 トレンディーハウス喜納 1階	十成 20 十 0 / 1 31 日
デイサービス琉美 2号館 (通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市辻二丁目 24 番 12 号 2 階	
茶話本舗デイサービス 小禄金城 (通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市金城2丁目20番2号	
デイサービス ゆき (通所介護)	平成 28 年 3 月 31 日
那覇市真嘉比三丁目 20 番 18 号	

**那覇市告示第 42 号** 平成 28 年 4 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休 止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

名 称	休止年月日	
所 在 地	休止年月日	
鏡原クリニック	平成 27 年 12 月 1 日	
那覇市小禄一丁目 11 番 1 号	平成27年12月1日	

\_\_\_\_\_\_

**那覇市告示第 43 号** 平成 28 年 4 月 15 日

那覇市保育所保育料等の収入事務委託について

地方自治法施行令第158条第1項、子ども・子育て支援法附則第6条第4項及び那覇市会計規則第34条第2項の規定により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

## 委託業者

那覇市西1丁目19番7号 株式会社沖縄債権回収サービス 代表取締役社長 平良 孝夫

## 委託期間

自平成28年4月1日 至平成29年3月31日

**那覇市告示第 44 号** 平成 28 年 4 月 15 日

那覇市立幼稚園保育料等の集金代行業務委託について

次のとおり委託したので、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則 第 34 条第 2 項の規定により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

委託期間 自平成28年4月1日

至平成29年3月31日

相 手 方 那覇市西1丁目19番7号

株式会社沖縄債権回収サービス

代表取締役 平良 孝夫

**那覇市告示第 45 号** 平成 28 年 4 月 15 日

平成28年(2016年)2月那覇市議会定例会で議決された平成27年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成27年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

平成27年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,711千円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182,184千円とする。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
		5	34	39
2 財産収入	1 真嘉比古島第二財 産運用収入	2	17	19
	2 真嘉比古島第一地 区財産運用収入	3	17	20
		83, 171	△38, 228	44, 943
3 繰入金	2 真嘉比古島第二繰 入金	80, 438	△38, 228	42, 210
		5	97, 514	97, 519
4 繰越金	1 総務管理繰越金	1	1, 730	1, 731
1 /////////////////////////////////////	2 真嘉比古島第一地 区繰越金	1	388	389
	3 壺川繰越金	1	△1	0
	4 小禄南繰越金	1	11	12
	5 真嘉比古島第二繰 越金	1	95, 386	95, 387
6 保留地処		65, 295	△40, 609	24, 686
分金	1 真嘉比古島第二保 留地処分金	65, 295	△40, 609	24, 686
歳	入 合 計	163, 473	18, 711	182, 184

歳出

	款	項	補正前の額	補正額	計
1	土地区画		千円	千円	千円
	整理総務		50, 452	56, 905	107, 357
	費	1 総務管理費	50, 452	56, 905	107, 357
2	土地区画整理事業		17, 148	0	17, 148
	費	1 真嘉比古島第二 土地区画整理費	17, 148	0	17, 148
			94, 161	△39, 935	54, 226
3	清算費	2 真嘉比古島第二 地区清算費	92, 936	△39, 935	53, 001

## 那 覇 市 公 報 第1666号その2 2016(平成28)年4月15日

		5	1, 741	1, 746
4 基金積立 金	1 真嘉比古島第一 地区基金積立金	3	17	20
	2 真嘉比古島第二 基金積立金	2	1, 724	1, 726
- 八佳弗		1, 707	0	1, 707
5 公債費	1 公債費	1, 707	0	1, 707
歳	出合計	163, 473	18, 711	182, 184

\_\_\_\_\_\_\_

**那覇市告示第 46 号** 平成 28 年 4 月 15 日

平成28年(2016年)2月那覇市議会定例会で議決された平成28年度那覇市土地 区画整理事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成28年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算

平成28年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,531千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1使用料及び手数料		千円 3
	1 声声比于自第二地区工粉率	3
	1 真嘉比古島第一地区手数料	1
	2 壺川手数料	1
	3 真嘉比古島第二地区手数料	1

2財産収入		6
	1 真嘉比古島第二財産運用収入	3
	2 真嘉比古島第一地区財産運用収入	3
3繰入金		20, 943
	1総務管理繰入金	883
	2 真嘉比古島第二繰入金	20, 059
	3基金繰入金	1
4繰越金		4
	1総務管理繰越金	1
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	1
	3 壺川繰越金	1
	4 真嘉比古島第二繰越金	1
5諸収入		4
	1総務管理雑入	1
	2 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び 過料	1
	3 壺川延滞金、加算金及び過料	1
	4 真嘉比古島第二地区延滞金、加算金及び 過料	1
6保留地処分金		10, 143
	1 真嘉比古島第二保留地処分金	10, 143
7清算徴収金		9, 428
	1 真嘉比古島第一地区清算徴収金	1, 218
	2 壺川清算徴収金	1, 019
	3 真嘉比古島第二地区清算徴収金	7, 191
歳	入 合 計	40, 531

歳出

款	項	金額
1土地区画整理総務費		千円 4,035
	1総務管理費	4, 035
2 土地区画整理事業費		4, 006
	1 真嘉比古島第二土地区画整理費	4, 006
3清算費		24, 425

### 那 覇 市 公 報 第1666号その2 2016(平成28)年4月15日

	1真嘉比	古島第二	二地区清算費		24, 425
4基金積立金					6, 144
	1真嘉比	1 真嘉比古島第一地区基金積立金			3
	2真嘉比	古島第二	二基金積立金		6, 141
5公債費					1, 921
	1公債費				1, 921
歳	出	合	計		40, 531

\_.\_.\_.

**那覇市告示第 47 号** 平成 28 年 4 月 15 日

平成28年(2016年)2月那覇市議会定例会で議決された平成27年度那覇市市街 地再開発事業特別会計補正予算(第1号)の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成27年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)

平成27年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ388,511千円を減額し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,465,294千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (繰越明許費)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。 (地方債の補正)
- 第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

# 第1表 歲入歲出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1国庫支出金		千円 741, 479	千円 △128, 803	千円 612, 676
	1 国庫補助金	741, 479	△128, 803	612, 676
		272, 645	△12, 515	260, 130
2繰入金	1 一般会計繰入 金	272, 645	△12, 515	260, 130
3 繰越金		1	657	658
3 深越並	1 繰越金	1	657	658
4 市債		538, 400	△112, 800	425, 600
4 川頂	1 市債	538, 400	△112, 800	425, 600
5 県支出金		301, 280	△135, 050	166, 230
3	1 県補助金	301, 280	△135, 050	166, 230
歳	入 合 計	1, 853, 805	△388, 511	1, 465, 294

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1都市再開発		千円 1,673,392	千円 △388, 511	千円 1,284,881
事業費	1 都市再開発事業費	1, 673, 392	△388, 511	1, 284, 881
歳と	出合 計	1, 853, 805	△388, 511	1, 465, 294

## 第2表 繰越明許費

714 - 24 MMC 731	.,,,,		
款	項	事 業 名	金 額
1 開発事業費			千円
			1, 135, 956
	1 都市再開発事		1, 135, 956
	業費	農連市場地区市街地再開発事業	1, 012, 006
		(防災街区整備事業)	
		モノレール旭橋駅周辺市街地再	123, 950
		開発事業	

## 第3表 地方債補正

変更

お焦の		補	正 前			補正	後	
起債の 目的	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
1都市 再発業	538, 400		し直でれに利直っお当利の世のである。これに利直ったい該率方り資でのを後て見見式入金、見行に、直	は、据置期間 を含め30年 以内とする。 償還方法は 、元利均等、 元金均等等	425, 60 0	補工	三前に同	可 じ
計	538, 400				425, 600			

**那覇市告示第 48 号** 平成 28 年 4 月 15 日

平成28年(2016年)2月那覇市議会定例会で議決された平成28年度那覇市市街 地再開発事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成28年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算

平成28年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,559,669千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 1,801,350
	1 国庫補助金	1, 801, 350
0 婦1 △		329, 988
2 繰入金	1 一般会計繰入金	329, 988
3 繰越金		1
3 深处立	1 繰越金	1
4 市債		904, 800
4 市債	1 市債	904, 800
5 県支出金		523, 530
○ 宗 <b>义</b> 山並	1 県補助金	523, 530
歳 入	合 計	3, 559, 669

## 歳出

款	項	金額
1 都市再開発事業費		千円 3,363,549
	1 都市再開発事業費	3, 363, 549
2 公債費		196, 120
2 公頃賃	1 都市再開発事業費	196, 120
歳 出 合 計 3,		

第2表 地方債

単位:千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1都市再開発事業	904, 800	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間でであっても繰上償還し、関連を変更し、又は借り換えることができる。
計	904, 800			



**那覇市公告第 674 号** 平成 28 年 3 月 25 日 掲 示 済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画変更の決定について

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、下記事項を公告する。

記

1 土地区画整理事業の名称 那覇広域都市計画事業 真嘉比古島第二土地区画整理事業

2 施 行 者 の 名 称 那覇市

3 施 行 地 区

	真嘉比	一丁目		の全部
	共新儿	二丁目	三丁目	
那覇市	松島	一丁目		
力13年月113	字古島	真嘉比川原		の一部
	字松川	今帰仁原	後原	
	字大道	上大道原	下大道原	

4 事業施行期間 昭和63年12月12日から平成31年3月31日

まで

5 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市 都市計画部 市街地整備課

6 事業計画の決定年月日 昭和63年12月12日

7 事業計画の変更の年月日 平成28年3月25日

**那覇市公告第 681 号** 平成 28 年 3 月 30 日 掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1)種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 2・2・那2号 牧志南公園
- 2 施行者の名称

那覇市

- 3 事務所の所在地 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分なし
- 5 事業施行期間平成21年6月9日から平成33年3月31日まで
- 6 縦覧の場所

那覇市 建設管理部 花とみどり課 (那覇市泉崎1丁目1番1号、本庁舎8階)

**那覇市公告第 682 号** 平成 28 年 3 月 30 日 掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1)種類 那覇広域都市計画公園事業

- (2) 名称 3・3・那16号 首里崎山公園
- 2 施行者の名称

那覇市

- 3 事務所の所在地 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 平成5年10月15日から平成30年3月31日まで
- 6 縦覧の場所

那覇市 建設管理部 花とみどり課 (那覇市泉崎1丁目1番1号、本庁舎8階)

**那覇市公告第 683 号** 平成 28 年 3 月 30 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1)種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 3・3・那3号 希望ヶ丘公園
- 2 施行者の名称

那覇市

- 3 事務所の所在地 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地

6 縦覧の場所

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分なし
- 5 事業施行期間平成4年10月2日から平成33年3月31日まで
- 那覇市 建設管理部 花とみどり課 (那覇市泉崎1丁目1番1号、本庁舎8階)

**那覇市公告第 684 号** 平成 28 年 3 月 30 日 掲 示 済

平成28年度一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定に基づき、次に掲げる平成28年度業務委託の一般競争入札を行います。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 入札に付する事項
- (1)業務案件 平成28年度電力設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所

エコマール那覇リサイクル棟(南風原町字新川 655 番地) エコマール那覇プラザ棟(南風原町字新川 641 番地) 那覇市汚水処理場(南風原町字新川 641 番地) 那覇市し尿等下水道放流施設(浦添市伊奈武瀬1丁目5番11号)

(3) 入開札予定日

平成28年4月8日 10:00

(4) 履行期間

契約締結日から平成29年3月31日

(5) 入札説明会

入札説明会は行いませんので、入札案内及び仕様書を熟読し、ご不明な点がございましたら、入札案内に従い、担当課まで問合わせください。

入札案内及び仕様書、入札書、委任状は那覇市ホームページのクリーン推 進課の「お知らせ」よりダウンロードできます。

(6) 入札日時

入札案内に記載されています。

(7) 担当課

課名 クリーン推進課 管理グループ

担当 仲座 電話 (直) 098-882-6950

\_\_\_\_\_\_

**那覇市公告第 21 号** 平成 28 年 4 月 1 日 掲 示 済

随意契約の公表について (締結後)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第21条第2項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

### 公告結果

件名	随意契約の公表について(締結後)
業務名	平成 28 年度スプリング入りマットレス等解体業務委託
公告日	平成 28 年 3 月 17 日
公告期間	平成28年3月17日から平成28年3月28日

提出期限	平成28年3月22日から平成28年3月28日まで
契約締結日	平成 28 年 4 月 1 日
契約相手方	那覇市銘苅2丁目3番1号(なは市民協働プラザ3階) 公益社団法人 那覇市シルバー人材センター 理事長 上原郁夫
契約金額	¥5, 075, 184—
契約理由	地方自治法施行令第 167 条の2第1項第3号の規定により、高齢者等雇用に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合、若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター、若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより、普通地方公共団体の長の認定を受けた者として認められるため。

\_.\_.\_.

**那覇市公告第 19 号** 平成 28 年 4 月 14 日 掲 示 済

都市計画の案に関する公聴会の開催について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定に基づき、都市計画の案に関する公聴会を開催するので、那覇市都市計画公聴会要綱第2条の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、本市に住所を有する者、当該都市計画について利害関係を有する者等は、同 要綱第4条の規定により、公述を申し出ることができる。

- 1 都市計画の案の内容那覇広域都市計画用途地域(真地久茂地線沿道地区)の変更原案那覇広域都市計画準防火地域の変更原案
- 2 都市計画の案に係る土地の区域 変更する部分 那覇市楚辺一丁目、樋川一丁目、樋川二丁目、松尾一丁目、 松尾二丁目 各地内
- 3 公聴会の開催の日時及び場所 日 時 平成28年5月12日(木)午後7時

場 所 那覇市役所 10階 1001会議室(那覇市泉崎1丁目1番1号)

- 4 公述申出書の提出期限及び提出先
  - 期 限 平成28年4月28日(木)

提出先 那覇市都市計画部都市計画課 (那覇市役所9階)

- 5 都市計画の案の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
  - 場 所 那覇市都市計画部都市計画課 (那覇市役所9階)
  - 期 間 平成28年4月14日(木)から平成28年4月28日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日、ほか那覇市の休日を定める条例(平成3年条例第33号)に定める休日を除く。
  - 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
- 6 その他公聴会の開催に関し必要な事項 公述の申出がないときは、公聴会の開催を中止する。

**那覇市公告第 22 号** 平成 28 年 4 月 15 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行 為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号平成26年10月21日 第H26-04号 那覇市指令都建第2402号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市字仲井真東オフリー原 367番1他6筆
- 3 公共施設
  - (1) 種類 防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図の通り (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を那覇市都市計画部建築 指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字国場 33 番地

嘉数 キヨ

- 5 検査済証番号 平成 27 年 9 月 16 日 那都建第 340 号
- 6 工事完了年月日 平成 27 年 7 月 20 日

\_\_\_\_\_\_

**那覇市公告第 23 号** 平成 28 年 4 月 15 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号 平成28年2月22日 第H27-01-01号 那覇市指令都建第4065号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称那覇市字仲井真西オフリー原 273 番 5、273 番 6、那覇市字国場前原 349 番 4 他 4 筆
- 3 公共施設
  - (1)種類 防火水槽、下水道(雨水)
  - (2) 位置及び区域 次の図の通り

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を那覇市都市計画部建築指導 課において縦覧に供する。)

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市字港川 244番地 沖縄トヨペット株式会社 代表取締役 堀川 恭進
- 5 検査済証番号 平成 28 年 3 月 25 日 那都建第 885 号
- 6 工事完了年月日 平成 28 年 3 月 14 日

# 上下水道局規程

**那覇市上下水道局規程第2号** 平 成 28 年 3 月 25 日 公 布 済

那覇市上下水道局経営委員会規程及び那覇市上下水道局防火管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 翁 長 聡 那覇市上下水道局経営委員会規程及び那覇市上下水道局防火管理規程の一部を改 正する規程

(那覇市上下水道局経営委員会規程の一部改正)

第1条 那覇市上下水道局経営委員会規程(1968年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織)	(組織)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 委員長は、上下水道部部長をもって充	2 委員長は、 <u>上下水道部長</u> をもって充て、
て、委員は副部長、課長及び企画経営課	委員は副部長、課長及び企画経営課副参
副参事で構成する。	事で構成する。
3 [略]	3 [略]

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(那覇市上下水道局防火管理規程の一部改正)

第2条 那覇市上下水道局防火管理規程(昭和52年那覇市水道局規程第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後	
(防火対策委員会)	(防火対策委員会)	
第2条 [略]	第2条 [略]	
2 委員会は、委員長及び委員をもって構成 し、委員長に <u>上下水道部部長</u> 、委員に各 課の長をもって充てる。	2 委員会は、委員長及び委員をもって構成 し、委員長に <u>上下水道部長</u> 、委員に各課 の長をもって充てる。	
3 [略]	3 [略]	
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。		

付 則

この規程は、平成28年3月25日から施行する。

**那覇市上下水道局規程第3号** 平 成 28 年 3 月 25 日 公 布 済

行政不服審査法の施行に伴う関係規程の整理に関する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 翁 長 聡 行政不服審査法の施行に伴う関係規程の整理に関する規程

(那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程)

第1条 那覇市水道給水条例施行規程(平成10年那覇市水道局規程第2号)の一部を次のよう に改正する。

改正前	改正後
[第3号様式(第8条第3号関係) 別記]	[第3号様式(第8条第3号関係) 別記]
[第4号様式(第9条関係) 別記]	[第4号様式(第9条関係) 別記]
[第4号様式の2(第9条関係) 別記]	[第4号様式の2(第9条関係) 別記]

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部 分を当該改正後部分に改める。

[改正前 別記]

第3号様式(第8条第3号関係)

(表)

[略]

(裏)

「略

遵守しない場合は、那覇市水道給水条例による処分を受けても<u>異議を申し立て</u>いたしません。

[略]

「改正後 別記〕

第3号様式(第8条第3号関係)

(表)

「略

(裏)

「略

遵守しない場合は、那覇市水道給水条例による処分を受けても<u>審査請求</u>いたしません。 「略]

[改正前 別記]

第4号様式(第9条関係)

(表)

「略]

(裏)

[略]

使用期間、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで(但し更新した場合は、その更新期間に準ずる)上記の臨時給水申し込みに際して、申請者と使用者は、下記事項を遵守することを誓約します。なお、下記事項を遵守しない場合は、那覇市水道給水条例による処分を受けても異議を申し立ていたしません。

[略]

[改正後 別記]

第4号様式(第9条関係)

(表)

[略]

(裏)

「略]

使用期間、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで(但し更新した場合は、その更新期間に準ずる)上記の臨時給水申し込みに際して、申請者と使用者は、下記事項を遵守することを誓約します。なお、下記事項を遵守しない場合は、那覇市水道給水条例による処分を受けても審査請求いたしません。

[略]

[改正前 別記]

第4号様式の2(第9条関係)

(表)

[略]

(裏)

「略]

使用期間、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで(但し更新した場合は、その更新期間に準ずる)上記の臨時給水申込みに際して、申請者と使用者は、下記事項を遵守することを誓約します。なお、下記事項を遵守しない場合は、那覇市水道給水条例による処分を受けても異議を申し立ていたしません。

「略〕

[改正後 別記]

第4号様式の2(第9条関係)

(表)

[略]

(裏)

「略]

使用期間、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで(但し更新した場合は、その更新期間に準ずる)上記の臨時給水申込みに際して、申請者と使用者は、下記事項を遵守することを誓約します。なお、下記事項を遵守しない場合は、那覇市水道給水条例による処分を受けても審査請求いたしません。

[略]

(那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程)

第2条 那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(契約解除の場合の原状回復等)	(契約解除の場合の原状回復等)

### 第42条 [略]

- 2 [略]
- 3 管理者は、前項の場合において、契約の相手方が正当な事由がなく一定の期間内に物件の引き取りその他原状回復を行わないときは、契約の相手方に代わりその物件を処分することができる。この場合において、契約の相手方は、その処分方法について<u>異議を申立てること</u>ができず、これに要した費用を負担しなければならない。

### 第42条 [略]

- 2 [略]
- 3 管理者は、前項の場合において、契約の相手方が正当な事由がなく一定の期間内に物件の引き取りその他原状回復を行わないときは、契約の相手方に代わりその物件を処分することができる。この場合において、契約の相手方は、その処分方法について審査請求ができず、これに要した費用を負担しなければならない。

備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市上下水道局文書取扱規程の一部改正)

第3条 那覇市上下水道局文書取扱規程(平成17年那覇市上下水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
(文書の収受及び配布)	(文書の収受及び配布)		
第11条 到着した文書は、総務課において 収受し、次に掲げる方法により処理する。	第11条 [略]		
(1)~(4) [略]	(1)~(4) [略]		
(5) 訴状、 <u>異議申立書</u> 等日時の到来が権利の得喪に関わるものについては、その日時を明らかにし、取扱者が証印の上配布すること。その際封筒があるときは、その封筒を添付しなければならない。	利の得喪に関わるものについては、その日時を明らかにし、取扱者が証印の上配布すること。その際封筒があるときは、その封筒を添付しなければならない。		
(6) [略]	(6) [略]		
2~5 [略]	2~5 [略]		
(第1種文書)	(第1種文書)		
第43条 第1種に属する文書は、おおむね次 のとおりとする。	第43条 [略]		
(1)~(6) [略]	(1)~(6) [略]		
(7) 訴願、訴訟、和解、 <u>不服申立</u> 等争訟 に関する文書で重要なもの	(7) 訴願、訴訟、和解、 <u>審査請求</u> 等争訟 に関する文書で重要なもの		
(8)~(16) [略]	(8)~(16) [略]		
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。			

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**那覇市上下水道局規程第4号** 平 成 28 年 3 月 25 日 公 布 済

那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程(平成23年那覇市上下水道局規程第7号)の一部 を次のように改正する。

改正前	改正後
(総括安全衛生管理者等)	(総括安全衛生管理者等)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 総括安全衛生管理者には水道技術管理	3 総括安全衛生管理者には上下水道部長
者に任命された者を、総括安全衛生管理	を、総括安全衛生管理代理者には総務課
代理者には総務課長をもって充てる。	長をもって充てる。

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部 分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**那覇市上下水道局規程第5号** 平 成 28 年 3 月 25 日 公 布 済

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 翁 長 聡 那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように 改正する。

改正前

(一般競争入札の公告等)

第5条 管理者は、一般競争入札により契約 | 第5条 管理者は、一般競争入札により契約 を締結しようとするときは、その入札期 日(本局の電子計算機と入札に参加する 者の電子計算機を情報通信回線で接続し た電子情報処理組織を使用して行う入札 (以下「電子入札」という。)にあっては、 入札期間の末日)の前日から起算して10 日前までに次に掲げる事項を公告するも のとする。ただし、急を要する場合にお いては、その期間を5日前までに短縮する ことができる。

 $(1) \sim (9)$  「略]

2 [略]

(最低制限価格)

- 第11条 管理者は、施行令第167条の10第2 項に規定する最低制限価格を設ける場合 には、第6条の規定により決定した予定価 格の10分の6から10分の9までの範囲内に おいて、これを定めなければならない。
- 2 前項の規定により最低制限価格を設け たときは、最低制限価格を記載した最低 制限価格調書を封書にし、開札の際にこ れを開札場所に置かなければならない。

改正後

(一般競争入札の公告等)

を締結しようとするときは、その入札期 日(本局の電子計算機と入札に参加する 者の電子計算機を情報通信回線で接続し た電子情報処理組織を使用して行う入札 (以下「電子入札」という。)にあっては、 入札期間の末日)の前日から起算して8日 前までに次に掲げる事項を公告するもの とする。ただし、急を要する場合におい ては、その期間を5日前までに短縮するこ とができる。

 $(1) \sim (9)$  「略]

2 [略]

(最低制限価格)

- 第11条 管理者は、政令第167条の10第2項 の最低制限価格を設ける場合において は、これを予定価格調書に併記しなけれ ばならない。ただし、入札前に予定価格 を公表する場合においては、予定価格調 書と別に最低制限価格を記載した書面を 封書にし、開札の際これを開札場所に置 かなければならない。
- 2 最低制限価格は、工事又は製造その他に ついての請負の契約に係る予定価格を構 成する材料費、労務費、諸経費等の割合、 技術上の難易、過去の入札の実例その他 の条件を考慮して適正に定めなければな

(契約書の作成)

掲げる事項を記載しなければならない。 ただし、契約の性質又は目的により該当 のない事項については、この限りでない。

 $(1) \sim (6) [略]$ 

(契約書作成の省略)

- 第29条 管理者は、前条の規定にかかわら ず、次の各号のいずれかに該当するとき は、契約書の作成を省略することができ る。
  - (1) 契約金額が40万円以下の契約をす るとき。

 $(2) \sim (5)$  「略]

2 [略]

(監督又は検査)

第43条 契約の適正な履行の確保又は給付 の完了を確認するための必要な監督又は 検査は、管理者が命じた職員(以下監督を 命ぜられた職員を「監督員」、検査を命 ぜられた職員を「検査員」という。)がこ れを行うものとする。

(検査結果の報告)

第45条の2 検査員は、前条第1項又は第2 項の規定による検査を終了したときは、 その結果を検査報告書により管理者に報 告しなければならない。ただし、物品の | 告しなければならない。ただし、契約金

らない。

(契約書の作成)

第28条 契約書を作成する場合には、次に|第28条 管理者は、契約を締結しようとす るときは、次に掲げる事項を記載した契 約書を作成しなければならない。ただし、 契約の性質又は目的により該当のない事 項については、この限りでない。

(1)~(6)[略]

(契約書作成の省略)

- 第29条 管理者は、前条本文の規定にかか わらず、次の各号のいずれかに該当する ときは、契約書の作成を省略することが できる。
  - (1) 契約金額が40万円以下の契約(廃棄 物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号)第6条の2第4号 その他の法令の定めにより書面による 契約が義務付けられているものを除 <u>く。)</u>をするとき。

(2)  $\sim$  (5) 「略]

2 [略]

(監督又は検査)

|第43条 法第234条の2第1項の監督又は検 査は、監督員又は検査員が行うものとす る。

(検査結果の報告)

第45条の2 検査員は、前条第1項又は第2 項の規定による検査を終了したときは、 その結果を検査報告書により管理者に報 購入に係る検査及びその他の契約で軽易 なものの検査については、当該請求書に 検査した職員の検査済みの表示をもって 検査調書に代えることができる。 額が40万円以下の場合、又は物品の購入 若しくは修理の場合は、当該請求書に検 査した職員の検査済みの表示をもって<u>検</u> 査報告書に代えることができる。

2 [略]

2 [略]

#### 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合は、当該改正後部分を加える。

付 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市上下水道局契約事務規程の規定は、この規程の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。ただし、改正後の第43条及び第45条の2の規定は、平成28年4月1日から適用する。

**那覇市上下水道局規程第6号** 平成 28年3月25日 公 布 済

那覇市上下水道局請負工事検査規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 翁 長 聡 那覇市上下水道局請負工事検査規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局請負工事検査規程(平成14年那覇市水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(検査の委託) 第4条 管理者は、検査について特に専門的な知識又は技能を必要とするとき、その他職員により検査を行うことが困難又は不適当と認められる特別の理由があるときは、職員以外の者に委託して検査を行わせることができる。この場合における	
横査は、この規程の定めるところによらなければならない。 第5条~第6条 [略] (検査の実施) 第7条 [略] 2 [略] (1)~(5) [略] 3 前項第3号及び第4号の検査については、 やむを得ない場合は、工事材料の製造者 若しくは適当な試験機関の試験(検定を 含む。)若しくは検査又はこれらの記録を もってこれに代えることができる。	第4条~第5条 [略] (検査の実施) 第6条 [略] 2 [略] (1)~(5) [略] 3 前項第3号及び第4号の検査については、 当該工事の検査を所掌する課の長(以下 「検査所管課長」という。)がやむを得な いと認める場合は、工事材料の製造者若 しくは適当な試験機関の試験(検定を含む。)若しくは検査又はこれらの記録をもってこれに代えることができる
第8条~第10条     [略]       (検査の手続)       第11条     主管課長は、受注者から請負工事	第7条~第9条       [略]         (検査の手続)         第10条       主管課長は、受注者から請負工事
完了届の提出があったときは、内容確認の上、速やかに完了検査依頼書を添え、これを都市計画部契約検査課長若しくは総務課長(以下「契約検査主管課長」という。)に提出するものとする。	完了届の提出があったときは、内容確認の上、速やかに完了検査依頼書を添え、これを検査所管課長に提出するものとする。

2~4 [略]

<u>第12条</u> [略]

2~4 [略]

第11条 [略]

(検査の中止)

第13条 検査員は、検査が次の各号のいず れかに該当したときは、検査を中止し、 直ちにこれを契約検査主管課長に報告し なければならない。

 $(1) \sim (3)$  [略]

(重要事項の処理)

- 第14条 検査員は、請負工事の検査に当た って、事態が重大であり、かつ、その処 理に急を要すると認められる事項がある ときは、直ちに契約検査主管課長に報告 し、その指示を受けて必要な措置を講じ なければならない。
- 施工技術及び施工管理の向上を図るため 工事関係者に対して適当な指導が必要で あると認めたときは、契約検査主管課長 にその旨報告しなければならない。
- 上の重要な問題点及び受注者の状態に関 し特に必要と認めた事項に関しては、契 約検査主管課長に対して率直な意見の具 申をしなければならない。

(検査報告書の提出)

第15条 検査員は、請負工事の検査を終了 したときは、その結果について7日以内に 検査報告書を作成し、契約検査主管課長 に提出しなければならない。

(改造の報告等)

- その出来形等が契約書、約款、仕様書、 図面等と相違し、又は不完全と認めたと きは、契約検査主管課長に改造の必要性 を報告しなければならない。
- 2 契約検査主管課長は、前項の報告を受け 2 検査所管課長は、前項の報告を受けたと たときは、その旨を直ちに主管課長に通 知しなければならない。

(再検査)

(検査の中止)

第12条 検査員は、検査が次の各号のいず れかに該当したときは、検査を中止し、 直ちにこれを検査所管課長に報告しなけ ればならない。

(1)~(3) [略]

(重要事項の処理)

- 第13条 検査員は、請負工事の検査に当た って、事態が重大であり、かつ、その処 理に急を要すると認められる事項がある ときは、直ちに検査所管課長に報告し、 その指示を受けて必要な措置を講じなけ ればならない。
- 2 検査員は、当該検査を通じて請負工事の 2 検査員は、当該検査を通じて請負工事の 施工技術及び施工管理の向上を図るため 工事関係者に対して適当な指導が必要で あると認めたときは、検査所管課長にそ の旨報告しなければならない。
- 3 検査員は、請負工事の検査の結果、設計 3 検査員は、請負工事の検査の結果、設計 上の重要な問題点及び受注者の状態に関 し特に必要と認めた事項に関しては、検 査所管課長に対して率直な意見の具申を しなければならない。

(検査報告書の提出)

第14条 検査員は、請負工事の検査を終了 したときは、その結果について7日以内に 検査報告書を作成し、検査所管課長に提 出しなければならない。

(改造の報告等)

- 第16条 検査員は、請負工事の検査の結果、 | 第15条 検査員は、請負工事の検査の結果、 その出来形等が契約書、約款、仕様書、 図面等と相違し、又は不完全と認めたと きは、検査所管課長に改造の必要性を報 告しなければならない。
  - きは、その旨を直ちに主管課長に通知し なければならない。

(再検査)

了の届出があったときは、改めて第5条か ら第11条までの規定及び第15条の規定を 準用する。

(請負工事成績の評定)

第18条 [略]

第17条 改造について、受注者から改造完 第16条 改造について、受注者から改造完 了の届出があったときは、改めて第4条か ら第10条までの規定及び第14条の規定を 準用する。

(請負工事成績の評定)

<u>第17条</u> [略]

(様式)

第18条 この規程による文書の様式は、管 理者が定める。

#### 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分 を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改 める。
- 3 条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれ らの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第7号 平成 28年3月25日 公 布 済

那覇市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 翁 長 聡

## 那覇市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局請負工事監督規程(昭和61年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>目次</u>
	<u>第1章 総則(第1条—第9条)</u>
	第2章 職務を行うための準備(第10条一
	<u>第17条)</u>
	第3章 工事の監督(第18条―第28条)
	第4章 諸手続(第29条—第35条)
	第5章 工事完成後の処置(第36条―第39
	<u>条)</u>
	<u>付則</u>
(監督の委託)	(監督の委託)
第9条 主管課長は、工事について特に専門	第9条 管理者は、地方自治法施行令(昭和
的な知識又は技能を必要とすることその	22年政令第16号)第167条の15第4項の規
他の理由により上下水道局職員によって	定により工事の監督業務を委託した場合
監督を行うことが困難であり、又は適当	は、その旨、当該委託を受けた者の氏名
でないと認められるときは、管理者の承	<u>又は名称、管理技術者の氏名等を管理技</u>
認を得て、上下水道局職員以外の者に委	術者等通知書(第4号様式)により、速やか
託して当該監督を行わせることができ	<u>に当該工事の受注者に通知しなければな</u>
<u>る。</u>	<u>640.</u>
	2 前項の規定は、同項の規定により通知し
	た事項を変更した場合について準用す る。この場合において、同項中「管理技
	<u>る。この場合において、同項中「自座技</u>     術者等通知書(第4号様式)  とあるのは、
	「管理技術者等変更通知書(第5号様式)」
	と読み替えるものとする。
第2号様式 [略]	第2号様式(第15条関係) [略]
   第3号様式 [略]	第3号様式(第17条関係) [略]
Zara A barra - man	[第4号様式 別記]
	[第5号様式 別記]

### 備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)の表示に対応する改正前の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

[改正後 別記] 第4号様式(第9条関係)

年 月 日

様

那覇市上下水道事業管理者

## 管 理 技 術 者 等 通 知 書

年 月 日付けで契約した次の工事について、監督業務を委託したので、下記のとおり那覇市上下水道局請負工事監督規程第9条第1項の規定により通知します。

工事名

記

- 1 受託者
- 2 管理技術者等の所属及び氏名

<del>የአት ተጠ 1-1-</del>	所 属	
管理技術者	氏 名	
担当技術者	所 属	
(現場技術員)	氏 名	
担当技術者	所 属	
(現場技術員)	氏 名	
担当技術者	所 属	
(現場技術員)	氏 名	

3 管理技術者等が実施する業務等

[改正後 別記] 第5号様式(第9条関係)

年 月 日

様

那覇市上下水道事業管理者

### 管理技術者等変更通知書

年 月 日付けで契約した次の工事について、 年 月 日付けにより通知した管理技術者等を変更したので、下記のとおり那覇市上下水道局請負工事監督規程第9条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により通知します。

工事名

記

1 受託者 新:

旧:

2 管理技術者等の所属及び氏名

		- , ,		
管理技術者 -	新	所	属	
		氏	名	
	旧	所	属	
		氏	名	
	址.	所	属	
担当技術者	新	氏	名	
(現場技術員)	旧	所	属	
		氏	名	
	址	所	属	
担当技術者	新	氏	名	
(現場技術員)	ΙΠ	所	属	
	旧	氏	名	
担当技術者 (現場技術員)	新 -	所	属	
		氏	名	
	ΙΠ	所	属	
	旧	氏	名	

3 管理技術者等が実施する業務等

新:

旧:

**那覇市上下水道局規程第8号** 平 成 28 年 3 月 25 日 公 布 済

那覇市上下水道局分課規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 翁 長 聡

### 那覇市上下水道局分課規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局分課規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織)	(組織)
第2条 局に次の部、課、課内室及び係を置	第2条 [略]
< ∘	
[ 昭各 ]	[略]
下水道課	下水道課
管理係	管理第一係
	管理第二係
計画係	計画係
[略]	[略]
(事務分掌)	(事務分掌)
第6条 各課の事務分掌は、次のとおりとす	第6条 [略]
る。	
上下水道部	上下水道部
[略]	[略]
企画経営課	企画経営課
(1)~(4) [略]	(1)~(4) [略]
<u>(5)</u> 統計に関すること。	
<u>(6)∼(19)</u> [略]	<u>(5)∼(18)</u> [略]
	(19) 統計に関すること。
[略]	[略]

### 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**那覇市上下水道局規程第9号** 平成 28年 3月 25日 公 布 済

那覇市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局自家用電気工作物保安規程(平成17年那覇市上下水道局規程第15号)の 一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
[別図第5 別記]	[別図第5 別記]

### 備考

- 1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。) に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

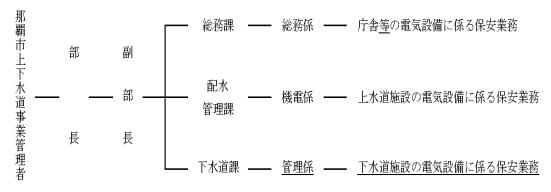
付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

## [改正前 別記]

## 別表第1(第4条関係)

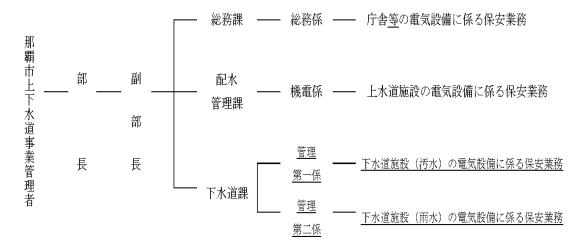
組織図及び保安業務の分担



### [改正後 別記]

## 別表第1(第4条関係)

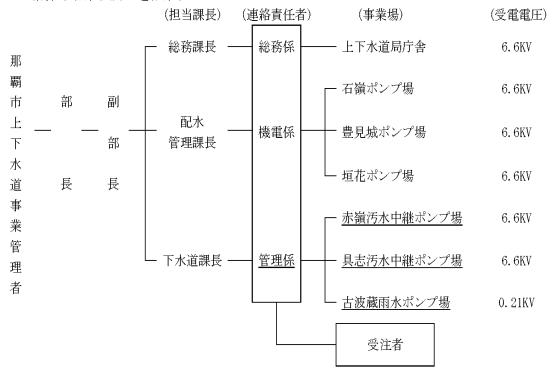
組織図及び保安業務の分担



### [改正前 別記]

### 別表第2(第4条関係)

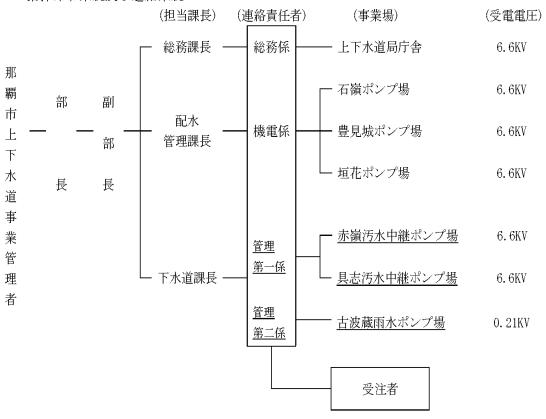
指揮命令系統及び連絡系統



### [改正後 別記]

### 別表第2(第4条関係)

指揮命令系統及び連絡系統



[改正前 別記] 別図第5(第24条関係) 赤嶺汚水中継ポンプ場(<u>那覇市赤嶺2丁目3番1号</u>) [略]

[改正後 別記]別図第5(第24条関係)赤嶺汚水中継ポンプ場(<u>那覇市赤嶺2丁目2番地1</u>)[略]

**那覇市上下水道局規程第 10 号** 平 成 28 年 3 月 25 日 公 布 済

那覇市上下水道局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者上下水道局長 翁 長 聡

# 那覇市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局会計規程(平成26年那覇市上下水道局規程第6号)の一部を次のように 改正する。

改正前	改正後
改正前	第8章 リース取引に係る会計処理 (所有権移転ファイナンス・リース取引) 第116条 所有権移転ファイナンス・リース取引(ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。)については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、則第55条第3号の規定により、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。 (1) 購入時に費用処理するもの (2) リース期間が1年以内のもの 2 前項ただし書きの規定により通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うときは、則第42条第1号の規定による注記を要しないものとする。 (所有権移転外ファイナンス・リース取引)
	貸借取引に係る方法に準じて会計処理を 行うときは、則第42条第1号の規定による 注記を要しないものとする。 (所有権移転外ファイナンス・リース取
	(1) 購入時に費用処理するもの (2) リース期間が1年以内のもの

 第8章 [略]

 第116条~第117条
 [略]

 第9章 [略]
 第1節 [略]

 第118条~第124条 [略]
 第2節 [略]

 第2節 [略]
 第125条~第129条 [略]

 第10章 [略]
 第130条~第133条 [略]

 第11章 [略]
 第134条 [略]

別表(第2条、第3条関係)

/* * * * * * * * * * * * * * * * * * *			
区分及び企業出納員		取扱	委任
		事務	事務
(1)	[略]		
会			
計			
企			
業			
出出			

(3) リース料総額が300万円以下のもの (オペレーティング・リース取引)

第118条 オペレーティング・リース取引 (ファイナンス・リース取引以外の取引を いう。)については、通常の賃貸借取引に 係る方法に準じて会計処理を行うものと する。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、 則第42条第2号の規定による注記を要し ないものとする。
  - (1) リース契約に基づくリース期間の 中途において当該リース契約を解除す ることができるもの
  - (2) 購入時に費用処理するもの
  - (3) リース期間が1年以内のもの
  - (4) 事前解約予告期間のもの
  - (5) リース料総額が300万円以下のもの 第9章 [略]

 第119条~第120条
 [略]

 第10章 [略]

 第1節 [略]

<u>第121条~第127条 [略]</u> 第2節 「略]

第128条~第132条 [略] 第11章 [略]

<u>第133条~第136条 [略]</u> <u>第12章 [略]</u>

別表(第2条、第3条関係)

第137条 [略]

区分及		取扱	委任
区分及び企業出納員			l - · · I
		事務	事務
(1)	[略]		
会			
計			
企			
業			
l H			

(2)     総務課長       業     総務係長         (2)     総務課担当副参事       (2)     総務課担当副参事       (2)     総務課担当副参事       (2)     総務保長	
│ 業 │総務係長 │ │ │ 業 │総務係長	
務	
業     業	
納      納	
員	
(3)     総務課長     [略]     (3)     総務課担当副参事     [略]	
物 総務係長   物 総務係長	
品	
業   業	
納	
<u> </u>	

### 備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

# 付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行し、この規程による改正後の別表の規定は、平成27年4月1日から適用する。

**那覇市上下水道局規程第 11 号** 平 成 28 年 3 月 31 日 公 布 済

那覇市上下水道局企業職員の人事評価実施規程の一部を改正する規程をここに 公布する。

> 那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局企業職員の人事評価実施規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局企業職員の人事評価実施規程(平成 27 年那覇市上下水道局規程第 9 号)の一部を次のように改正する。

### 改正前 改正後 (定義) (定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲 第2条 [略] げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。 (1) 人事評価 地方公務員法(昭和 25 (1) 人事評価 地方公務員法及び地方 年法律第 261 号) 第 40 条第 1 項の規定 独立行政法人法の一部を改正する法律 により上下水道事業管理者(以下「管理 (平成 26 年法律第 34 号)附則第 3 条第 者」という。)が行う職員の執務につい 1 項の規定によりなお従前の例による ての勤務成績の評定として行うものを ことができることとされる、上下水道 いう。 事業管理者(以下「管理者」という。) が行う職員の執務についての勤務成績 の評定として行うものをいう。 $(2) \sim (5)$ 「略] $(2) \sim (5)$ 「略] (6) 条件付採用期間評価 地方公務員 (6) 条件付採用期間評価 地方公務員 法第22条第1項の正式採用とするか否 法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条第 かの判断を行うために、条件付である 1 項の正式採用とするか否かの判断を 職員が同項に規定する条件付採用の期 行うために、条件付である職員が同項 間において、その職務を良好な成績で に規定する条件付採用の期間におい 遂行したか否かについての評価をい て、その職務を良好な成績で遂行した か否かについての評価をいう。 Ď۵

#### 備考

(7) 「略]

1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。

(7) 「略]

2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**那覇市上下水道局規程第 12 号** 平 成 2 8 年 3 月 3 1 日 公 布 済

那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 翁 長 聡 那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局企業職員給与規程(平成元年那覇市水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

ように改正する。	
改正前	改正後
(職員の給与)	(職員の給与)
第2条 職員( <u>次項</u> に規定する職員を除 く。)の給与については、那覇市職員の給 与に関する条例(昭和58年那覇市条例第 10号)の別表第1の適用を受ける職員の 例による。	第2条 職員( <u>第3項</u> に規定する職員を除く。)の給与については、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号。以下「条例」という。)の別表第1の適用を受ける職員の例による。 2 技査の給与については、条例第9条別表第3(第9条関係)等級別基準職務表下行政職給料表等級別基準職務表職務の級の欄中4級の適用を受ける職員の例による。
2 主任技工 <u>及び技工</u> の給与については、那 覇市現業職員の給与の種類及び基準を定 める条例(昭和 58 年那覇市条例第 12 号) の規定の適用を受ける職員の例による。	3 主任技工の給与については、那覇市現業 職員の給与の種類及び基準を定める条例 (昭和58年那覇市条例第12号)の規定の 適用を受ける職員の例による。 4 主任技工の職務の級は、那覇市現業職員

### 備考

1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

の給与に関する規則(昭和 58 年那覇市規 則第 25 号)別表第 2 職務の級の欄中 3 級

の適用を受ける職員の例による。

- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削除する。

# 付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**那覇市上下水道局規程第 13 号** 平 成 2 8 年 3 月 3 1 日 公 布 済

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 翁 長 聡

### 那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程

(那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部改正)

第1条 那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程(平成20年那覇市上下水道局 規程第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(報酬)	(報酬)
第2条 非常勤職員の報酬の額は、次表の 額に管理者が定めるところにより日額48 3円以内の額を加えた額とする。	第2条 [略]
[表 別記]	[表 別記]

備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正 前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後 部分を加える。

### [改正前 別記]

# [第2条の表]

所属	労務の区分	報酬の額(円)
[略]		
下水道課	下水道業務の設計施工及び維持管理補助員(週 4 日)	日額 9,700

### [改正後 別記]

# [第2条の表]

所属	労務の区分	報酬の額(円)
[略]		
下水道課	下水道業務の設計施工及び維持管理補助員(週 4 日)	日額 9,700
下水道課	資料作成、課內庶務業務等補助員	時間額 940

# 第2条 那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(報酬)	(報酬)
第2条 非常勤職員の報酬の額は、次表の 額に管理者が定めるところにより日額48 3円以内の額を加えた額とする。	第2条 [略]
[表 別記]	[表 別記]

### 備考

1 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

2 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

# [改正前 別記]

# [第2条の表]

所属	労務の区分	報酬の額(円)
総務課	施設維持管理員(庁舎内施設の維持管理)	時間額 <u>940</u>
総務課	施設維持管理員(庁舎外施設及び植栽等の維持管	時間額 <u>940</u>
	理)	
総務課	保健師(週5日)	日額 9,190
料金サービス課	窓口担当員	日額 5,630
料金サービス課	滞納整理員	時間額 <u>940</u>
料金サービス課	下水道使用料算定員	時間額 <u>940</u>
料金サービス課	下水道接続指導員	時間額 <u>940</u>
料金サービス課	下水道情報管理システム入力員	日額 5,630
料金サービス課	貯水槽水道台帳作成員	時間額 <u>940</u>
配水管理課・下水道課	マッピングシステム入力員	日額 5,630
配水管理課	現場調査員	時間額 <u>940</u>
配水管理課	水質検査担当員	時間額 <u>940</u>
下水道課	下水道業務の設計施工及び維持管理補助員(週 4	日額 9,700
	日)	
下水道課	資料作成、課內庶務業務等補助員	時間額 <u>940</u>

# [改正後 別記]

### [第2条の表]

所属	労務の区分	報酬の額(円)
総務課	施設維持管理員(庁舎内施設の維持管理)	時間額 950
総務課	施設維持管理員(庁舎外施設及び植栽等の維持管	時間額 950
	理)	
総務課	保健師(週5日)	日額 9,260
料金サービス課	窓口担当員	日額 5,720
料金サービス課	滞納整理員	時間額 950
料金サービス課	下水道使用料算定員	時間額 950
料金サービス課	下水道接続指導員	時間額 950
料金サービス課	下水道情報管理システム入力員	日額 5,720
料金サービス課	貯水槽水道台帳作成員	時間額 950
配水管理課・下水道課	マッピングシステム入力員	日額 5,720
配水管理課	現場調査員	時間額 950
配水管理課	水質検査担当員	時間額 950
下水道課	下水道業務の設計施工及び維持管理補助員(週 4	日額 9,810
	目)	

下水道課

資料作成、課內庶務業務等補助員

時間額 950

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行し、改正後の第1条の規定は、平成27年11月9日から適用する。

# 上下水道局告示

**那覇市上下水道局告示第 26 号** 平成 28 年 3 月 29 日 掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 翁 長 聡

指定(登録)番号第 447 号指定工事店名有限会社リングキープ沖縄営業所所在地豊見城市字保栄茂7番地2

代表者名 大嶺 保二

有効期間 自 平成24年4月16日

至 平成29年3月31日

**那覇市上下水道局告示第2号** 平成 28年4月1日 掲 示 済

平成28年度水道メーターの賠償額について

那覇市水道給水条例第17条第3項の規定に基づき、水道メーターの賠償額について、定めたので別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 翁 長 聡

# 平成 28年度水道メーターの賠償額

品 名	口 径mm	金 額	備考
	13mm	7,000円	
水道メーター	20mm	12,900円	
	25mm	13,500円	
	<b>40</b> mm	43,200円	
	50mm	147,000円	
     たて型ウォルトマン	75mm	178,000円	
たて型ワオルトマン	100mm	226,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	
たて型 電子式メーター	50mm	202,000円	
	75mm	234,000円	
	100mm	281,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	

平成28年度給水装置工事資材統一単価表

期 間 平成28年4月1日~平成29年3月31日まで

# 教育委員会訓令

**那覇市教育委員会訓令第1号** 平 成 28 年 4 月 1 日 公 表 済

那覇市教育委員会事務局等職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会 委員長 神村 洋子

那覇市教育委員会事務局等職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会事務局等職員の人事評価実施規程(平成27年那覇市教育委員会訓令第 1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この訓令において、次の各号に掲 げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。	第2条 [略]
(1) 人事評価 <u>地方公務員法(昭和25年</u> <u>法</u> 律第261号)第40条第1項の規定によ <u>り教育委員会</u> が行う職員の執務につい ての勤務成績の評定として行うものを いう。	(1) 人事評価 <u>地方公務員法及び地方</u> 独立行政法人法の一部を改正する法律 (平成26年法律第34号)附則第3条第1項 の規定によりなお従前の例によること ができることとされる、教育委員会が 行う職員の執務についての勤務成績の 評定として行うものをいう。
(2)~(5) [略]	(2)~(5) [略]
(6) 条件付採用期間評価 地方公務員 法第22条第1項の正式採用とするか否 かの判断を行うために、条件付である 職員が同項に規定する条件付採用の 期間において、その職務を良好な成績 で遂行したか否かについての評価を いう。 (7) [略]	(6) 条件付採用期間評価 地方公務員 法(昭和25年法律第261号)第22条第1 項の正式採用とするか否かの判断を 行うために、条件付である職員が同項 に規定する条件付採用の期間において、その職務を良好な成績で遂行した か否かについての評価をいう。 (7) 「略]

### 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

# 監査委員公表

那監公表第1号

平成 28 年 4 月 15 日

那覇市監査委員 新城和範

同 宮里善博

同 翁長俊英

同 高良正幸

平成27年度定期監査(工事監査)の結果に対する措置について(公表)

平成27年度定期監査(工事監査)の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、那覇市長、那覇市教育長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年度定期監査(工事監査)の結果に伴う措置状況について

1 平成 27 年度鳥堀 12 号配水幹線布設替工事

### 要望事項

工事の実施進捗率 (55.0%) は、計画進捗率(22.4%)より大幅に進捗している状況であり、積算上の必要作業日数と実施作業日数とに乖離がある。この様な作業日数の差が発生した要因を整理し、今後の必要作業日数の算定等に反映させることが必要である。

□上記事項に関する措置

当該工事について、進捗率が大幅に進捗している要因を整理すると、以下の事項により影響があった。

- (1)同時期に同じ路線において予定されていた他工事の施工時期に 変更があり、当該他工事の影響を受けること無く施工が可能と なったこと。
- (2)工事現場と隣接した箇所に、資材置き場としてのヤードを賃借することができたことにより、運搬時間の短縮が図れたこと。 上記の事項が実施進捗率が計画進捗率に比して、大幅に進捗している要因であった。今後も様々な要因を調査、分析し必要作

業日数の算定の参考にする。

### 2 開南幼稚園園舎改築工事(建築)

### 要望事項

工事の実施進捗率(75.0%)は、計画進捗率(98.9%)より遅れている。残工期の工程把握と各業者、別途業者等関係者と協議の上、工期内完成を徹底すること。

□上記事項に関する措置

実施工程表を基に、工程会議等で下請け業者・別途工事業者との進 捗状況確認・調整を徹底し、工期内完成しました。

## 3 (仮称) 那覇市津波避難ビル建設工事 (建築)

### (1)注意事項

矩計(かなばかり)詳細図の建物本体の基礎寸法の不明確部分について、 工事打合せ簿に質疑、協議の記録が見当たらなかった。図面の整合につい て、合意を図り記録に残すこと。

□上記事項に関する措置

工事監査指摘後、図面の整合について打合せ記録簿で確認を行い、 記録を残しました。

### (2)要望事項

施工図(総合図)の作成及び最新版については、合意、更新日付の記載 等管理方法を検討、工夫すること。

□上記事項に関する措置

施工図(総合図)について、更新日付の記載、各請負者の監理技術者の確認欄を設け管理を行いました。

# 公平委員会規則

**那覇市公平委員会規則第1号** 平 成 28年 3 月 31日 公 布 済

職員の退職管理に関する公平委員会規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 阿 波 連 光

### 職員の退職管理に関する公平委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第 38条の2第7項の規定に基づき、同項に規定する再就職者からの要求又は依頼(次条において「依頼等」という。)を受けた職員による届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者からの要求等の届出の手続)

- 第2条 法第38条の2第7項の規定による届出は、依頼等を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した再就職者から依頼等を受けた場合の届出書(様式)を公平委員会に提出して行うものとする。
  - (1) 届出者の氏名
  - (2) 届出者の生年月日
  - (3) 届出者の所属及び職
  - (4) 依頼等をした再就職者の氏名
  - (5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
  - (6) 依頼等が行われた日時
  - (7) 依頼等の内容

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

# 様式(第2条関係)

# 再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

# 公平委員会委員長 宛

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第7項の規定に基づき、下記のと おり届け出ます。この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

4		11-12-
	/# i	出者
Τ.	/m L	

(ふりがな) (	)	生年月日					
氏 名			年	月	目	生	
所属		職					
2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等							
(ふりがな)(	)	要求又は依頼	が行われ	た日時			
氏名			年	月	日		時

営利企業等における再就職者の地位(役職等)

離職時の所属

再就職者が勤務する営利企業等の名称

3	要求又は依頼の内容

離職時の職

	公平委員会記入欄
受理番号	

# 那覇市公平委員会規則第2号

平 成 28年 3 月 31日 公 布 済

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 阿 波 連 光

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和47年那覇市公平委員会規則第7号) の一部を次のように改正する。

#### 改正前

# 不利益処分についての不服申立てに 関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25 | 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25 年法律第261号。以下「法」という。)第8 条第8項および第51条の規定にもとづき、 職員の懲戒その他その意に反する不利益 な処分(以下「処分」という。)について の審査請求または異議申立て(以下「不服 申立て」という。)の手続および審査の結 果執るべき措置に関し必要な事項を定め るものとする。

(当事者)

- 第2条 当事者とは、審査請求人または異議 | 第2条 当事者とは、審査請求人及び処分者 申立人(以下「不服申立人」という。)お よび処分者をいう。
- 2 処分について審査請求をする者を審査 | 2 処分について審査請求をする者を審査 請求人と、異議申立てをする者を異議申 立人と、処分を行なつた者を処分者とい う。ただし、処分者が当該処分を行なつ <u>た</u>後においてその職を離れた場合には、 その職またはこれに相当する職にある者 を処分者とみなす。

(代理人)

- 第3条 当事者は、必要があるときは、代理 人を選任し、および解任することができ る。
- 2 [略]
- した場合においては、その者の氏名、住 所および職業を公平委員会に届け出なけ ればならない。

(代理人の権限)

#### 改正後

# 不利益処分についての審査請求に関 する規則

(趣旨)

年法律第261号。以下「法」という。)第8 条第8項及び第51条の規定に基づき、職員 の懲戒その他その意に反する不利益な処 |分(以下「処分」という。)についての審 査請求の手続及び審査の結果執るべき措 置に関し必要な事項を定めるものとす る。

(当事者)

- をいう。
- 請求人と、処分を行った者を処分者とい う。ただし、処分者が当該処分を行った 後においてその職を離れた場合には、そ の職<u>又は</u>これに相当する職にある者を処 分者とみなす。

(代理人)

- |第3条 当事者は、必要があるときは、代理 人を選任し、及び解任することができる。
- 2 [略]
- 3 当事者は、代理人を選任し、または解任 3 当事者は、代理人を選任し、又は解任し た場合においては、その者の氏名、住所 及び職業を公平委員会に届け出なければ ならない。

(代理人の権限)

- 案の審査に関し、必要な行為をすること ができる。ただし、不服申立ての全部ま たは一部を取り下げることはできない。
- に取り消し、または訂正したときは、そ の効力を生じない。

# 第2節 不服申立て

### (不服申立て)

- 第5条 処分についての法第49条の2第1項 | 第5条 処分についての法第49条の2第1項 の規定による不服申立ては、審査請求書 または異議申立書(以下「不服申立書」と いう。)正副各1通を公平委員会に提出し てしなければならない。
- 2 不服申立書には、次の各号に掲げる事項 2 審査請求書には、次に掲げる事項を記載 を記載し、不服申立人が記名押印しなけ ればならない。
  - (1) 処分を受けた者の氏名、住所および 生年月日
  - (2) 処分を受けた者の処分を受けた当 時の職および所属部局
  - (3) 処分を行なつた者の職および氏名
  - (4) 処分の内容および処分を受けた年 月日
  - (5) <u>処分があつた</u>ことを<u>知つた</u>年月日
  - (6) 「略]
  - (7) 口頭審理を請求する場合は、その旨 および公開<u>、または</u>非公開の別
  - (8) 法第49条第1項または第2項に規定 する処分説明書(以下「処分説明書」と いう。)の交付を受けた年月日。ただし、 処分説明書が交付されなかつたとき は、その経緯
  - (9) 不服申立の年月日
- の写し各1通を添付しなければならない。 ただし、処分説明書が交付されなかつた ときは、この限りでない。
- 4 不服申立書の記載した事項に変更を生 4 審査請求書の記載事項に変更を生じた

- 第4条 代理人は、当事者のために、その事 第4条 代理人は、当事者のために、その事 案の審査に関し、必要な行為をすること ができる。ただし、審査請求の全部又は 一部を取り下げることはできない。
- 2 代理人の行なつた行為は、当事者が直ち | 2 代理人の行った行為は、当事者が直ちに 取り消し、又は訂正したときは、その効 力を生じない。

### 第2節 審査請求

### (審査請求)

- の審査請求は、審査請求書正副各1通を公 平委員会に提出してしなければならな V
- し、審査請求人が記名押印しなければな らない。
  - (1) 処分を受けた者の氏名、住所及び生 年月日
  - (2) 処分を受けた者の処分を受けた当 時の職及び所属部局
  - (3) 処分を行った者の職及び氏名
  - (4) 処分の内容及び処分を受けた年月 H
  - (5) <u>処分があった</u>ことを<u>知った</u>年月日
  - (6) [略]
  - (7) 口頭審理を請求する場合は、その旨 及び公開又は非公開の別
  - (8) 法第49条第1項又は第2項に規定す る処分説明書(以下「処分説明書」とい う。)の交付を受けた年月日。ただし、 処分説明書が交付されなかったとき は、その経緯
  - (9) 審査請求の年月日
- 3 不服申立書には、正副ともに処分説明書 | 3 審査請求書には、正副ともに処分説明書 の写し各1通を添付しなければならない。 ただし、処分説明書が交付されなかった ときは、この限りでない。

じた場合には、不服申立人は、そのつど その旨をすみやかに公平委員会に届け出 なければならない。

# (不服申立ての受理および却下)

- 第6条 公平委員会は、不服申立書が提出さ れたときは、その記載事項および添付書 類ならびに処分の内容、不服申立人の資 格、不服申立ての期限等について調査し、 不服申立てを受理すべきかどうかを決定 しなければならない。
- 2 公平委員会は、前項に規定する調査の結 果、不服申立書に不備の点があると認め られるときは、相当の期間を定めて、不 服申立人にその補正を命ずることができ る。ただし、不備の点が軽微であつて事 案の内容に影響がないものと認められる ときは、公平委員会は職権でこれを補正 することができる。
- 3 <u>不服申立人が前項の</u>補正命令に<u>従わな</u>|3 <u>審査請求人が前項の規定による</u>補正命 かつた場合には、公平委員会は、不服申 立てを却下することができる。
- ものと決定したときは、その旨を当事者 に通知するとともに処分者に不服申立書 の副本を送付しなければならない。不服 申立てを却下すべきものと決定したとき は、その旨を不服申立人に通知しなけれ ばならない。

# (審査の併合および分離)

- 職権により、同一または相関連する事案 にかかる数個の不服申立てを併合して審 査することを適当と認めるときは、これ を併合して審査することができる。公平 委員会は、必要があると認めるときは、 併合した審査を分離することができる。
- 2 前項の規定により審査を併合し、および 3 公平委員会は、前2項の規定により、審 分離する場合においては、公平委員会は、 その旨を通知しなければならない。

場合には、審査請求人は、その都度その 旨を速やかに公平委員会に届け出なけれ ばならない。

# (審査請求の受理及び却下)

- 第6条 公平委員会は、審査請求書が提出さ れたときは、その記載事項及び添付書類 並びに処分の内容、審査請求人の資格、 審査請求の期限等について調査し、審査 請求を受理すべきかどうかを決定しなけ ればならない。
- 2 公平委員会は、前項の規定による調査の 結果、<u>審査請求書</u>に不備の点があると認 められるときは、相当の期間を定めて、 審査請求人にその補正を命ずることがで きる。ただし、不備の点が軽微であって 事案の内容に影響がないものと認められ るときは、公平委員会は<u>、職権</u>でこれを 補正することができる。
- 令に従わなかった場合には、公平委員会 は、審査請求を却下することができる。
- 4 公平委員会は、不服申立てを受理すべき 4 公平委員会は、審査請求を受理すべきも のと決定したときは、その旨を当事者に 通知するとともに処分者に審査請求書の 副本を送付しなければならない。審査請 求を却下すべきものと決定したときは、 その旨を審査請求人に通知しなければな らない。

# <u>(審査の併合及び分離)</u>

- 第7条 公平委員会は、当事者の申請または | 第7条 公平委員会は、必要があると認める ときは、同一又は相関連する事案に係る 審査請求を併合し、又は併合した審査請 求を分離することができる。
  - 2 当事者は、公平委員会に対し、審査請求 を併合し、又は併合した審査請求を分離 <u>するよう申し立てることができる。</u>
  - 査請求を併合し、又は分離したときは、 当事者にその旨を通知しなければならな Į, γ° −

### (代表者)

- 第8条 審査の併合に係る事案の不服申立 人は、それらのうちから代表者を1人を選 任し、および解任することができる。
- 2 不服申立人が代表者を選任し、または解 任したときは、その者の氏名を公平委員 会に届け出なければならない。
- 案の審査に関する一切の行為をすること ができる。ただし、不服申立ての全部ま たは一部を取り下げることはできない。
- 4 代表者が選任されている場合には、不服 申立人に対する通知その他の行為は、代 表者にすれば足りるものとする。

### (書面審理)

- 第9条 公平委員会は、書面審理を行なう場 合においては、期限を定めて、不服申立 人に対して証拠の提出を求めるととも に、期限を定めて処分者から答弁書およ び証拠の提出を求めるものとする。
- 2 公平委員会は、答弁書が提出された場合 2 公平委員会は、答弁書が提出された場合 には、不服申立人にその写しを送付し、 必要があると認めるときは、期限を定め て反論書の提出を求めることができる。
- 3 「略]
- 4 公平委員会は、必要があると認めるとき は、当事者に質問し、または立証を求め ることができる。
- 5 「略]
- 6 公平委員会は、必要があると認めると <u>き</u>、職権で証拠調べをすることができる。
- 7 [略]
- 8 公平委員会による証人の喚問は、次の各 号に掲げる事項を記載した呼出状によっ て行なう。

# (代表者)

- 第8条 前条第1項又は第2項の規定により 併合された審査請求の審査請求人(以下 この条において「併合に係る請求人」と いう。)は、それらのうちから代表者1人 を選任し、及び解任することができる。
- 2 併合に係る請求人は、前項の規定により 代表者を選任し、<u>又は</u>解任したときは、 その者の氏名を公平委員会に届け出なけ ればならない。
- 3 代表者は、不服申立人のために、その事 3 代表者は、併合に係る請求人のために、 その事案の審査に関する一切の行為をす ることができる。ただし、審査請求の全 部又は一部を取り下げることはできな 11
  - 4 代表者が選任されている場合には、併合 に係る請求人に対する通知その他の行為 は、代表者にすれば足りるものとする。 (書面審理)
  - 第9条 公平委員会は、書面審理を行う場合 においては、期限を定めて、審査請求人 に対して証拠の提出を求めるとともに、 期限を定めて処分者から答弁書及び証拠 の提出を求めるものとする。
  - には、審査請求人にその写しを送付し、 必要があると認めるときは、期限を定め て反論書の提出を求めることができる。
  - 3 [略]
  - 4 公平委員会は、必要があると認めるとき は、当事者に質問し、又は立証を求める ことができる。
  - 5 [略]
  - 6 公平委員会は、必要があると認めるとき は、職権で証拠調べをすることができる。
  - 7 [略]
  - 8 公平委員会による証人の喚問は、次に掲 げる事項を記載した呼出状によって行 <u>Ž</u>.

- (1) 証人として指名された者の氏名、住 所<u>および</u>職業
- (2) 出頭すべき日時および場所
- (3) [略]
- 9 公平委員会は、証人に対して陳述を求め 9 公平委員会は、証人に対して陳述を求め ようとする場合においては、あらかじめ 宣誓を行なわせなければならない。
- る陳述に<u>かえて、次の各号</u>に掲げる事項 | を記載した書面で口述書の提出を求める ことができる。
  - (1) 口述書を提出すべき証人の氏名、住 所および職業
  - (2) 口述書を提出すべき日時および場 所
  - (3) [略]
- 11 「略]
- 12 公平委員会は、書証を所持する者に対 12 公平委員会は、書証を所持する者に対 して書類またはその写しの提出を求める 場合においては、次の各号に掲げる事項 を記載した書面でこれを行なわなければ ならない。
  - (1) 書類またはその写しを提出すべき 者の氏名、住所<u>および</u>職業
  - (2) 書類またはその写しを提出すべき 日時および場所
  - (3) 提出すべき書類またはその写し
- 13 公平委員会は、書面審理のつどその要 13 公平委員会は、書面審理の都度その要 領を記載した審理調書を公平委員会の事 務職員に作成させなければならない。審 理調書には、審理を担当した公平委員会 の委員および審理調書を作成した事務職 員が記名押印しなければならない。

### (口頭審理)

- 第10条 公平委員会は、口頭審理を行なう | 第10条 公平委員会は、口頭審理を行う場 場合においては、そのつど書面で口頭審 理の日時および場所を当事者に通知しな ければならない。
- 2 公平委員会は、口頭審理の準備のため、2 公平委員会は、口頭審理の準備のため、

- (1) 証人として指名された者の氏名、住 所<u>及び</u>職業
- (2) 出頭すべき日時及び場所
- (3) [略]
- ようとする場合においては、あらかじめ 宣誓を行わせなければならない。
- 10 公平委員会は、証人に対し、口頭によ 10 公平委員会は、証人に対し、口頭によ る陳述に<u>代えて</u>、<u>次</u>に掲げる事項を記載 した書面で口述書の提出を求めることが できる。
  - (1) 口述書を提出すべき証人の氏名、住 所及び職業
  - (2) 口述書を提出すべき日時及び場所
  - (3) [略]
  - 11 「略]
  - して書類又はその写しの提出を求める場 合においては、次に掲げる事項を記載し た書面でこれを行わなければならない。
    - (1) 書類<u>又は</u>その写しを提出すべき者 の氏名、住所及び職業
    - (2) 書類又はその写しを提出すべき日 時及び場所
    - (3) 提出すべき書類<u>又は</u>その写し
  - 領を記載した審理調書を公平委員会の事 務職員に作成させなければならない。審 理調書には、審理を担当した公平委員会 の委員及び審理調書を作成した事務職員 が記名押印しなければならない。

#### (口頭審理)

- 合においては、その都度書面で口頭審理 の日時及び場所を当事者に通知しなけれ ばならない。

- 期限を定めて前条第1項の答弁書または 同条第2項の反論書の提出を求めること ができる。
- 3 当事者は、前項の規定により提出した答 3 当事者は、前項の規定により提出した答 弁書または反論書に記載しなかつた事実 を口頭審理において主張することができ ない。当事者が、前項の期限までに答弁 書または反論書を提出しなかつたときも 同様とする。ただし、答弁書または反論 書に当該事実を記載できず、または前項 の期限までに答弁書または反論書を提出 <u>できなかつた</u>ことにつきやむを得ない<u>事</u> 情があつたことを疎明したときはこの限 りでない。
- 4 公平委員会は、必要があると認めるとき は、当事者相互、当事者と証人または証 人相互の対質を求めることができる。
- 許し、もしくはその指揮に従わない者の 発言を禁止しまたは、公平委員会の職務 の執行を妨げる者<u>もしくは不当</u>な行状 をする者を退席させ、その他口頭審理に おける秩序を維持するために必要な措置 をとることができる。
- がともに口頭審理の期日に正当な理由が なくて出席しなかつたとき、または出席 しても相手方の主張した事実について争 <u>わなかつた</u>ときは、その主張した事実を 承認したものとみなすことができる。
- き立つて、当事者に対して最終陳述をし、 かつ必要な証拠を提出することができる 機会を与えなければならない。
- 2項および第13項の規定は口頭審理につ いて準用する。

#### (準備手続)

るときは、公平委員または事務職員をし

- 期限を定めて前条第1項の答弁書又は同 条第2項の反論書の提出を求めることが できる。
- 弁書又は反論書に記載しなかった事実を 口頭審理において主張することができな い。当事者が、前項の期限までに答弁書 <u>又は</u>反論書を<u>提出しなかった</u>ときも同様 とする。ただし、答弁書若しくは反論書 に当該事実を記載できず、又は前項の期 限までに答弁書若しくは反論書を提出で <u>きなかった</u>ことにつきやむを得ない<u>事情</u> があったことを疎明したときは、この限 りでない。
- │4 公平委員会は、必要があると認めるとき は、当事者相互、当事者と証人又は証人 相互の対質を求めることができる。
- 5 公平委員会は、口頭審理において発言を | 5 公平委員会は、口頭審理において発言を 許し、若しくはその指揮に従わない者の 発言を禁止し、又は公平委員会の職務の 執行を妨げる者若しくは不当な行状をす る者を退席させ、その他口頭審理におけ る秩序を維持するために必要な措置をと ることができる。
- 6 当事者の一方、その代理人および代表者 | 6 当事者の一方、その代理人及び代表者が ともに口頭審理の期日に正当な理由がな <u>く出席しなかった</u>とき、又は出席しても 相手方の主張した事実について争わなか <u>った</u>ときは、その主張した事実を承認し たものとみなすことができる。
- 7 公平委員会は、口頭審理を終了するに先 7 公平委員会は、口頭審理を終了するに先 立って、当事者に対して最終陳述をし、 かつ、必要な証拠を提出することができ る機会を与えなければならない。
- 8 前条第4項、第6項から第10項まで、第1 8 前条第4項、第6項から第10項まで、第1 2項及び第13項の規定は、口頭審理につい て準用する。

#### (準備手続)

第11条 公平委員会は、必要があると認め | 第11条 公平委員会は、必要があると認め るときは、公平委員又は事務職員をして

て口頭審理の準備手続を行なわせること ができる。

- 2 [略]
- つど、準備手続調書を公平委員会の事務 職員に作成させなければならない。この 場合においては、第9条第13項後段の規定 を準用する。

(文書の送付)

- <u>によつて行なう。</u>
- 在が知れないとき、その他文書を送付す ることができないときは、公示の方法に <u>よつて</u>することができる。
- 当該文書を保管し、いつでもその送付を 受けるべき者に交付する旨またはその内 容の要旨を公平委員会規則の公布の例に より公示するものとする。この場合にお | いては、提出された日から14日を経過し た時に当該文書送付があつたものとみな す。

(不服申立ての取下げ)

- について裁決または決定(以下「判定」と いう。)を行なうまでの間は、いつでも不 服申立ての全部または一部を取り下げる ことができる。
- 2 不服申立ての取り下げは、書面でその旨 | 2 審査請求の取下げは、書面でその旨を公 を公平委員会に申し出て行なわなければ ならない。
- 3 取り下げのあつた不服申立ての部分に | ついては、初めから係属しなかつたもの とみなす。

# (判定)

第15条 公平委員会は、審査を終了したと 第15条 公平委員会は、審査を終了したと きは、その結果に<u>もとづいてすみやかに</u> 判定を行ない、裁決書または決定書(以下 |

口頭審理の準備手続を行わせることがで きる。

- 2 [略]
- 3 公平委員会は、準備手続における協議の 3 公平委員会は、準備手続における協議の 都度、準備手続調書を公平委員会の事務 職員に作成させなければならない。この 場合においては、第9条第13項後段の規定 を準用する。

(文書の送付)

- 第12条 文書送付は、使送または書留郵便 第12条 文書の送付は、使送又は書留郵便 によって行う。
- 2 文書の送付は、これを受けるべき者の所 2 文書の送付は、これを受けるべき者の所 在が知れないとき、その他文書を送付す ることができないときは、公示の方法に <u>よって</u>することができる。
- 3 公示の方法による送付は、公平委員会が 3 公示の方法による送付は、公平委員会が 当該文書を保管し、いつでもその送付を 受けるべき者に交付する旨又はその内容 の要旨を公平委員会規則の公布の例によ り公示するものとする。この場合におい ては、公示された日から14日を経過した 時に当該文書の送付があったものとみな す。

(審査請求の取下げ)

- 第13条 <u>不服申立人</u>は、公平委員会が事案 | 第13条 <u>審査請求人</u>は、公平委員会が事案 について裁決を<u>行う</u>までの間は、いつで も審査請求の全部又は一部を取り下げる ことができる。
  - 平委員会に申し出て行わなければならな *V* √
  - 3 取下げのあった審査請求の部分につい ては、初めから係属しなかったものとみ なす。

### (裁決)

きは、その結果に基づいて速やかに裁決 を行い、裁決書を作成しなければならな

「判定書」という。)を作成しなければな――い。 らない。

- 2 判定書には、次の各号に掲げる事項を記 2 裁決書には、次に掲げる事項を記載し、 載し、委員各員が記名押印しなければな らない。
  - (1) 判定
  - (2) 「略]
  - (3) 判定の日付
- 3 公平委員会は、判定書の写しを当事者に 3 公平委員会は、裁決書の写しを当事者に 送達しなければならない。この場合にお いては、当事者に判定に対する審査(以下 「再審」という。)の請求の権利がある旨 を併せて通知しなければならない。

(指示)

あると認める場合においては、任命権者 に対し、書面で不服申立人がその処分に よつて受けた不当な取扱いを是正するた めの指示をしなければならない。

(再審の請求)

- 第17条 当事者は、次の各号の一に該当す 第17条 当事者は、次の各号のいずれかに る場合においては公平委員会に対し、再 審を請求することができる。
  - (1) 判定の基礎となつた証拠が、虚偽の ものであることが判明した場合
  - (2) 事案の審査の際提出されなかつた 新たな、かつ、重大な証拠が発見され た場合
  - (3) 判定に影響をおよぼすような事実 について、判断の遺漏が認められた場
- ら起算して6月以内に行なわなければな
- 3 再審の請求は、書面で行なわなければな 3 再審の請求は、書面で行わなければなら らない。
- う。)には、次の各号に掲げる事項を記載 |

- 委員各員が記名押印しなければならな VY
  - (1) 裁決
  - (2) 「略]
  - (3) 裁決の日付
- 送達しなければならない。この場合にお いては、当事者に裁決に対する審査(以下 「再審」という。)の請求の権利がある旨 を併せて通知しなければならない。

(指示)

第16条 公平委員会は、審査の結果必要が | 第16条 公平委員会は、審査の結果必要が あると認める場合においては、任命権者 に対し、書面で審査請求人がその処分に よって受けた不当な取扱いを是正するた めの指示をしなければならない。

(再審の請求)

- 該当する場合においては公平委員会に対 し、再審を請求することができる。
  - (1) 裁決の基礎となった証拠が、虚偽の ものであることが判明した場合
  - (2) 事案の審査の際提出されなかった 新たな、かつ、重大な証拠が発見され た場合
  - (3) 裁決に影響を及ぼすような事実に ついて、判断の遺漏が認められた場合
- 2 再審の請求は、判定のあつた日の翌日か 2 再審の請求は、裁決のあった日の翌日か ら起算して6月以内に<u>行わなければ</u>なら ない。
  - ない。
- 4 前項の書面で(以下「再審請求書」とい | 4 前項の書面(以下「再審請求書」という。) には、次に掲げる事項を記載し、再審を し、再審を請求しようとする者が記名押 請求しようとする者が記名押印して正副

印して正副各1通を提出しなければなら ない。

- (1) 再審の請求をする者の氏名、住所お よび生年月日
- (2) 判定の内容および時期
- (3) 「略]

(再審の請求の受理および却下)

第18条 公平委員会は、再審請求書が提出 | 第18条 公平委員会は、再審請求書が提出 されたときは、その記載事項ならびに再 審を請求する者の資格、再審の請求の期 限および再審の請求の事由等について調 査し、再審の請求を受理すべきかどうか を決定しなければならない。

### 2 [略]

(職権による再審)

げる再審の事由があると認めるときは、 職権により再審を行なうことができる。

(審査の手続)

を除く。)の規定は、再審の場合における 審査の手続について準用する。

(審査の結果執るべき措置)

- づいて最初の判定を正当であると認める 場合には、これを確認し、不当であると 認める場合には、最初の判定を修正し、 またはこれにかえて新たに判定を行なわ なければならない。
- らびに第16条の規定は、前項の場合に準 用する。

第6節 審査および再審の費用 (審査および再審の費用)

- 号に掲げるものを除くほか、それぞれ当 事者の負担とする。
  - (1) 第9条第7項(第10条第6項で準用す る場合を含む。)の規定により当事者が |

各1通を提出しなければならない。

- (1) 再審の請求をする者の氏名、住所及 び生年月日
- (2) 裁決の内容及び時期
- (3) 「略]

(再審の請求の受理及び却下)

されたときは、その記載事項並びに再審 を請求する者の資格、再審の請求の期限 及び再審の請求の事由等について調査 し、再審の請求を受理すべきかどうかを 決定しなければならない。

# 2 [略]

(職権による再審)

第19条 公平委員会、第17条第1項各号に掲 第19条 公平委員会、第17条第1項各号に掲 げる再審の事由があると認めるときは、 職権により再審を行うことができる。

(再審の手続)

第20条 第3節(第10条および第11条の規定 | 第20条 第3節(第10条及び第11条の規定を 除く。)の規定は、再審の場合における審 査の手続について準用する。

(再審の結果執るべき措置)

- 第21条 公平委員会は、審査の結果にもと 第21条 公平委員会は、再審の結果に基づ いて最初の裁決を正当であると認める場 合には、これを確認し、不当であると認 める場合には、最初の裁決を修正し、又 はこれに代えて新たに裁決を行わなけれ ばならない。
- 2 第15条第1項、第2項<u>および</u>第3項前段<u>な</u> 2 第15条第1項、第2項<u>及び</u>第3項前段<u>並び</u> に第16条の規定は、前項の場合に準用す る。

第6節 審査及び再審の費用 (審査及び再審の費用)

- 第22条 審査および再審の費用は、次の各 第22条 審査及び再審の費用は、次に掲げ るものを除くほか、それぞれ当事者の負 担とする。
  - (1) 第9条第7項(第10条第6項で準用す る場合を含む。)の規定により当事者が

申出をしたもの以外の者で、公平委員 会が職権で喚問した証人の宿泊料、旅 費および日当

- (2) 公平委員会が職権で行なつた証拠 調べに関する費用
- (3) 「略]

(雑則)

か、処分についての不服申立ての手続お よび審査の結果執るべき措置について必 要な事項は、公平委員会が定める。

申出をしたもの以外の者で、公平委員 会が職権で喚問した証人の宿泊料、旅 費及び日当

- (2) 公平委員会が職権で行った証拠調 べに関する費用
- (3) 「略]

(雑則)

第23条 この規則に定めるものを除くは | 第23条 この規則に定めるものを除くほ か、処分についての審査請求の手続及び 審査の結果執るべき措置について必要な 事項は、公平委員会が定める。

#### 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

(施行期日)

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。 (那覇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関す る規則の一部改正)
- 2 那覇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関す る規則(平成14年那覇市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(雑則)	(雑則)
第3条 この規則に定めるもののほか、審査 の請求に関し必要な事項は、 <u>不利益処分</u> <u>についての不服申立てに関する規則</u> (昭 和47年那覇市公平委員会規則第7号)の規 定の例による。ただし、これによりがた い場合は、公平委員会が定める。	第3条 この規則に定めるもののほか、審査 の請求に関し必要な事項は、 <u>不利益処分</u> <u>についての審査請求に関する規則</u> (昭和4 7年那覇市公平委員会規則第7号)の規定 の例による。ただし、これによりがたい 場合は、公平委員会が定める。
備考 本則の表備考の1の規定は、この表による改正について準用する。	

(職員からの苦情相談に関する規則の一部改正)

3 職員からの苦情相談に関する規則(平成17年那覇市公平委員会規則第2号)の一部を次の ように改正する。

改正前	改正後
(事案の処理)	(事案の処理)
第3条	第3条

- 3 事案に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和47年 那覇市公平委員会規則第6号)第2条の規 定による措置の要求又は<u>不利益処分についての不服申立てに関する規則</u>(昭和47年那覇市公平委員会規則第7号)第6条の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は、打ち切られたものとみなす。
- 3 事案に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和47年 那覇市公平委員会規則第6号)第2条の規 定による措置の要求又は<u>不利益処分についての審査請求に関する規則</u>(昭和47年 那覇市公平委員会規則第7号)第6条の規 定による受理がされたときは、当該事案 の処理は、打ち切られたものとみなす。

備考 本則の表備考の1の規定は、この表による改正について準用する。

\_\_\_\_\_\_

**那覇市公平委員会規則第3号** 平 成 28年 3 月 31日 公 布 済

不利益処分についての不服申立てに関する規則による不服申立ての手続きに必要な不服申立書その他の書面の様式の指定の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 阿 波 連 光

不利益処分についての不服申立てに関する規則による不服申立ての手続きに必要な 不服申立書その他の書面の様式の指定の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則による不服申立ての手続きに必要な不服申立書その他の書面の様式の指定(昭和47年那覇市公平委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
不利益処分についての不服申立てに	不利益処分についての審査請求に関
関する規則による不服申立ての手続	する規則による審査請求の手続きに
きに必要な不服申立書その他の書面	必要な審査請求書その他の書面の様
の様式の指定 <u>不利益処分についての不服申立てに関する規則</u> (那覇市公平委員会規則第7号)第23 条の規定に <u>もとづき、不服申立て</u> の手続き	式の指定 <u>不利益処分についての審査請求に関する</u> <u>規則(昭和47年</u> 那覇市公平委員会規則第7 号)第23条の規定に <u>基づき、審査請求</u> の <u>手続</u>
に必要な <u>不服申立書</u> その他の様式を次のと	に必要な <u>審査請求書</u> その他の様式を次のと
おり定める。	おり定める。
[第1号様式 別記]	[第1号様式 別記]
[第2号様式 別記]	[第2号様式 別記]
[第3号様式 別記]	[第3号様式 別記]
[第4号様式 別記]	[第4号様式 別記]
[第4号様式 別記]	[第4号條式 別記]
[第6号様式 別記]	[第6号様式 別記]
[第6号様式 別記]	[第6号様式 別記]
<ul><li>[第7号様式 別記]</li><li>[第8号様式 別記]</li><li>[第9号様式 別記]</li></ul>	[第7号様式 別記] [第8号様式 別記] [第9号様式 別記]
[第10号様式 別記] 備老	[第10号様式 別記]

### 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

# [改正前 別記]

# 第1号様式

(不利益処分についての不服申立てに関する規則第5条)

# 不服申立書

昭和 年 月 日

那覇市公平委員会殿

不服申立人 印 所属機関名

地方公務員法第49条の2第1項<u>および不利益処分についての不服申立てに関する規則</u>第 5条の規定により、次のとおり不服申立てをします。

なお別紙のとおり処分説明書の写しを添付します。

- 1 処分を受けた者の氏名
  - 住 所
  - 生年月日
- 2 処分を受けた時の職 所属機関<u>および</u>課名
- 3 処分者の職および氏名
- 4 処分の内容および処分を受けた年月日
- 5 処分があつたことを知つた年月日
- 6 処分に対する不服の理由
- 7 審理の種類
- 8 処分説明書受領年月日、ただし、処分説明書が交付されなかつたときは、その経緯
- 9 不服申立ての年月日

# 備考

- 1 この不服申立書は正副各1通を提出すること。
- 2 この記載事項に変更を生じたときは、<u>不服申立書記載事項変更届</u>(第2号様式)により、遅滞なく届け出ること。
- 3 記載事項7「審理の種類」には、書面、口頭公開、口頭非公開の別を記載すること。

# [改正後 別記]

第1号様式(第5条関係)

# 審査請求書

年 月 日

那覇市公平委員会 宛

審査請求人 印 所属機関名

地方公務員法第49条の2第1項<u>及び不利益処分についての審査請求に関する規則</u>第5条の規定により、次のとおり審査請求をします。

なお別紙のとおり処分説明書の写しを添付します。

- 1 処分を受けた者の氏名
  - 住 所生年月日
- 2 処分を受けた時の職 所属機関及び課名
- 3 処分者の職及び氏名
- 4 処分の内容及び処分を受けた年月日
- 5 <u>処分があったことを知った</u>年月日
- 6 処分に対する不服の理由
- 7 審理の種類
- 8 処分説明書受領年月日、ただし、処分説明書が交付されなかったときは、その経緯
- 9 審査請求の年月日

# 備考

- 1 この審査請求書は正副各1通を提出すること。
- 2 この記載事項に変更を生じたときは、<u>審査請求書記載事項変更届</u>(第2号様式)により、遅滞なく届け出ること。
- 3 記載事項7「審理の種類」には、書面、口頭公開、口頭非公開の別を記載すること。

[改正前 別記]

第2号様式

(不利益処分についての不服申立てに関する規則第5条第4項)

不服申立書記載事項変更届

昭和 年 月 日

那覇市公平委員会殿

不服申立人氏名 印

所属機関名

処分者(職氏名)<u>不服申立人</u>(職氏名勤務部課名)を当事者とする不利益処分に関する<u>不</u><u>服申立事案</u>(事案番号第 号)について、<u>不服申立書記載事項</u>に変更を<u>生じたから</u>、次のとおり<u>お届けします</u>。

備考 事案番号が未定の場合は空欄にしておく。

[改正後 別記] 第2号様式(第5条関係)

## 審查請求書記載事項変更届

年 月 日

那覇市公平委員会 宛

審查請求人氏名 印

所属機関名

処分者(職氏名)<u>審査請求人</u>(職氏名勤務部課名)を当事者とする不利益処分に関する<u>審査請求事案</u>(事案番号第 号)について、<u>審査請求書記載事項</u>に変更を<u>生じたので</u>、次のとおり届け出ます。

備考 事案番号が未定の場合は空欄にしておく。

第3号様式

(不利益処分についての不服申立てに関する規則第3条)

代理人選任(解任)届

昭和 年 月 日

那覇市公平委員会殿

不服申立人(処分者氏名) 印

所属機関名

処分者(職氏名)<u>不服申立人</u>(職氏名、勤務部課名)を当事者とする不利益処分に関する <u>不服申立事案</u>(事案番号第 号)について、次のとおり代理人を選任(解任)した<u>からお届けします</u>。

代理人氏名

住 所

職名

備考 委任状の写しを添付すること。

[改正後 別記] 第3号様式(第3条関係)

代理人選任(解任)届

年 月 日

那覇市公平委員会 宛

審査請求人(処分者氏名) 印

所属機関名

処分者(職氏名)<u>審査請求人</u>(職氏名、勤務部課名)を当事者とする不利益処分に関する <u>審査請求事案</u>(事案番号第 号)について、次のとおり代理人を選任(解任)した<u>ので、</u> 届け出ます。

代理人氏名

住 所

職名

備考 委任状の写しを添付すること。

第4号様式

(不利益処分についての不服申立てに関する規則第7条)

併合審査申請書

昭和 年 月 日

那覇市公平委員会殿

不服申立人(処分者)氏名 印

所属機関名

処分者(職氏名)<u>不服申立人</u>(職氏名、勤務部課名)を当事者とする不利益処分に関する <u>不服申立事案</u>(事案番号第 号)は、次の事案と同一(関連)事案と思われるので、<u>不利</u> <u>益処分についての不服申立てに関する規則</u>第7条第1項の規定により、併合審査を<u>行なう</u> よう申請します。

1 事案番号

当事者

[改正後 別記] 第4号様式(第7条関係)

併合審査申請書

年 月 日

那覇市公平委員会 宛

審査請求人(処分者)氏名 印

所属機関名

処分者(職氏名)<u>審査請求人</u>(職氏名、勤務部課名)を当事者とする不利益処分に関する <u>審査請求事案</u>(事案番号第 号)は、次の事案と同一(関連)事案と思われるので、<u>不利</u> <u>益処分についての審査請求に関する規則</u>第7条第1項の規定により、併合審査を<u>行う</u>よう 申請します。

1 事案番号

当事者

第5号様式

(不利益処分についての不服申立てに関する規則第8条)

代表者選任(解任)届

昭和 年 月 日

那覇市公平委員会殿

不服申立人氏名

所属機関名

印

不服申立人氏名

所属機関名

印

処分者(職氏名)、<u>不服申立人</u>(職氏名、勤務部課名)ほか 人を当事者とする不利益処分に関する<u>不服申立事案</u>(事案第 号ないし第 号)について、次のとおり代表者を選任(解任)<u>しましたからお届けします</u>。

代表者氏名

備考 <u>不服申立人</u>が多数にわたるときは、うち1人のみを記載し、「ほか 人(別紙のとおり)」として、その他の<u>不服申立人</u>の氏名印所属機関名を別紙に記載添付すること。

[改正後 別記] 第5号様式(第8条関係)

代表者選任(解任)届

年 月 日

那覇市公平委員会 宛

審查請求人氏名

所属機関名 印

審查請求人氏名

所属機関名 印

処分者(職氏名)、<u>審査請求人</u>(職氏名、勤務部課名)ほか 人を当事者とする不利益処分に関する<u>審査請求事案</u>(事案第 号ないし第 号)について、次のとおり代表者を選任(解任)<u>したので、届け出ます</u>。

代表者氏名

備考 <u>審査請求人</u>が多数にわたるときは、うち1人のみを記載し、「ほか 人(別紙のとおり)」として、その他の審査請求人の氏名印所属機関名を別紙に記載添付すること。

## 第6号様式

(不利益処分についての不服申立に関する規則第9条7項、第10条8項)

証 拠 調 申 請 書

昭和 年 月 日

那覇市公平委員会殿

不服申立人(処分者)氏名 印

所属機関名

処分者(職氏名)、<u>不服申立人</u>(職氏名、勤務部課名)を当事者とする不利益処分に関する<u>不服申立事案</u>(事案番号第 号)について、次のとおり証拠調を申請します。

- 1 証拠の表示
- 2 証拠の所在
- 3 証明しようとする事項

備考 記載事項が長文にわたる場合は該当欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙に記載添付すること。

[改正後 別記]

第6号様式(第9条、第10条関係)

証 拠 調 申 請 書

年 月 日

那覇市公平委員会 宛

審查請求人(処分者)氏名 印

所属機関名

処分者(職氏名)、<u>審査請求人</u>(職氏名、勤務部課名)を当事者とする不利益処分に関する審査請求事案(事案番号第 号)について、次のとおり証拠調を申請します。

- 1 証拠の表示
- 2 証拠の所在
- 3 証明しようとする事項

備考 記載事項が長文にわたる場合は該当欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙に記載添付すること。

## 第7号様式

(不利益処分についての不服申立てに関する規則第9条7項、第10条8項)

証 人 喚 問 申 請 書

昭和 年 月 日

那覇市公平委員会殿

不服申立人(処分者)氏名 印

所属機関名処分者

処分者(職氏名)、<u>不服申立人</u>(職氏名、勤務部課名)を当事者とする不利益処分に関する不服申立事案について次の者を証人として喚問されるよう申請します。

1 証人として指定する者の

氏 名

住 所

職 名(又は職業)

2 証言を求めようとする事項

### [改正後 別記]

第7号様式(第9条、第10条関係)

証人喚問申請書

年 月 日

那覇市公平委員会 宛

審查請求人(処分者)氏名 印

所属機関名処分者

処分者(職氏名)、<u>審査請求人</u>(職氏名、勤務部課名)を当事者とする不利益処分に関する審査請求事案について次の者を証人として喚問されるよう申請します。

1 証人として指定する者の

氏 名

住 所

職 名(又は職業)

2 証言を求めようとする事項

$\Gamma \rightarrow I$ . $\rightarrow \rightarrow \rightarrow \leftarrow$	H (1.44 → 1
[改正前	別記
	בום נינג

## 第8号様式

(不利益処分についての不服申立てに関する規則第9条第9項)

宣 誓 書

私は、良心に<u>従つて</u>真実を述べ、何事も<u>かくさず</u>、何事も<u>つけ加えない</u>ことを誓います。

昭和 年 月 日

氏名 印

[改正後 別記]

第8号様式(第9条関係)

宣誓書

私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、何事も付け加えないことを誓います。

年 月 日

氏名 印

第9号様式

(不利益処分についての不服申立てに関する規則第13条)

不服申立取下申出書

昭和 年 月 日

那覇市公平委員会殿

不服申立人氏名 印

所属機関名

処分者(職氏名)、<u>不服申立人</u>(職氏名、勤務部課名)を当事者とする不利益処分に関する

1 理由

[改正後 別記]

第9号様式(第13条関係)

## 審査請求取下げ申出書

年 月 日

那覇市公平委員会 宛

審查請求人氏名 印

所属機関名

処分者(職氏名)、<u>審査請求人</u>(職氏名、勤務部課名)を当事者とする不利益処分に関する

審査請求事案 (全 部 を次の理由により取り下げます。

1 理由

### 第10号様式

(不利益処分についての不服申立てに関する規則第17条)

再 審 請 求 書

昭和 年 月 日

那覇市公平委員会殿

再審請求者氏名 印

所属機関名

<u>昭和</u> 年 月 日第 号を<u>もつて送達あった</u>不利益処分に関する<u>不服申立事</u> <u>案</u>に対する判定について不服であるから、<u>不利益処分についての不服申立てに関する規</u> 則第 条の規定により、次のとおり再審を請求します。

1 再審を請求するもの

氏 名

住 所

職 名(または職業)

- 2 判定の内容
- 3 判定書の送達を受けた年月日
- 4 再審を請求する理由

[改正後 別記] 第10号様式(第17条関係)

再審請求書

年 月 日

那覇市公平委員会 宛

再審請求者氏名 印

所属機関名

年 月 日第 号を<u>もって送達があった</u>不利益処分に関する<u>審査請求事案</u>に対する判定について不服であるから、<u>不利益処分についての審査請求に関する規則</u>第 条の規定により、次のとおり再審を請求します。

1 再審を請求するもの

氏 名

住 所

職 名(または職業)

- 2 判定の内容
- 3 判定書の送達を受けた年月日
- 4 再審を請求する理由

**那覇市公平委員会規則第4号** 平 成 28年 3 月 31日 公 布 済

那覇市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 阿 波 連 光

那覇市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市情報公開条例施行規則(昭和63年那覇市公平委員会規則第1号)の一部を次のよう に改正する。

改正前	改正後
(事務の委任)	(事務の委任)
第3条 那覇市公平委員会は、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第180条の7の規定 に基づき、次に掲げる事務を市長事務部 局の総務部総務課情報公開担当職員に委	第3条 那覇市公平委員会は、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第180条の7の <u>規定</u> により、次の各号に掲げる事務の区分に 応じ、当該各号に定める市長事務部局の
任する。 (1) 条例 <u>第6条第1項</u> の規定による <u>公開</u> <u>請求</u> の受付及び受理に <u>関すること。</u>	職員に委任する。         (1) 条例 <u>第5条第1項</u> の規定による <u>請求</u> の受付及び受理に関すること 市民文         化部市民生活安全課の情報公開担当職員
(2) 条例第19条第1項の規定による <u>不服</u> <u>申立て</u> の受付及び受理に <u>関すること。</u>	(2) 条例第19条第1項の規定による <u>審査</u> <u>請求</u> の受付及び受理に <u>関すること 総</u> <u>務部法制契約課の審査請求担当職員</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以	下「改正部分」という。)に対応する改正後

の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正 部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**那覇市公平委員会規則第5号** 平 成 28年 3 月 31日 公 布 済

那覇市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 阿 波 連 光

那覇市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市個人情報保護条例施行規則(平成4年那覇市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務の補助執行)	(事務の委任)
第3条 那覇市公平委員会は、地方自治法	第3条 那覇市公平委員会は、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定	(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定
に基づき、次に掲げる事務を市長事務部	により、次の各号に掲げる事務の区分に
局の総務部総務課個人情報保護担当職員	<u>応じ、当該各号に定める市長事務部局の</u>
に補助執行させるものとする。この場合	職員に委任する。
において、当該個人情報保護担当職員は、	<u>(1) 条例第12条、第13条、第15条及び第</u>
<u>委員長の指揮監督を受けるものとする。</u>	15条の2の規定による請求の受付及び
(1) 条例第12条、第13条、第15条及び第	受理に関すること 市民文化部市民生
15条の2の規定による請求の受付及び	活安全課の個人情報保護担当職員
受理に関すること。	(2) 条例第20条第1項の規定による審査
(2) 条例第20条の規定による不服申立	請求の受付及び受理に関すること 総
ての受付及び受理に関すること。	務部法制契約課の審査請求担当職員
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以	

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正 部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 公平委員会訓令

**那覇市公平委員会訓令第1号** 平 成 28年 3 月 31日 公 表 済

那覇市公平委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市公平委員会委員長 阿 波 連 光

#### 那覇市公平委員会処務規程の一部を改正する訓令

那覇市公平委員会処務規程(昭和49年那覇市公平委員会訓令第1号)の一部を次のように 改正する。

改正前	改正後
-----	-----

#### (趣旨)

下「委員会」という。)の事務処理に関し 必要な事項を定めるものとする。

(事務職員)

第2条 [略]

- 2 「略]
- 3 事務長に総務部総務課法規担当の担当 副参事をもって充てる。
- 担当の職員をもって充てる。

(専決事項)

- ついて専決することができる。
  - (1) 勤務条件に関する措置要求書及び 不利益処分についての不服申立書の補 正に関すること。
  - (2) 「略]
  - (3) 公文書の公開又は非公開の決定及 び当該決定の期間延長に関すること。

(趣旨)

第1条 この規程は、那覇市公平委員会(以 | 第1条 この訓令は、那覇市公平委員会(以 下「委員会」という。)の事務処理に関し 必要な事項を定めるものとする。

(事務職員)

第2条 [略]

- 2 「略]
- |3 事務長に総務部法制契約課の審査請求 担当の担当副参事をもって充てる。
- 4 その他の事務職員に総務部総務課法規 4 前項の事務長を除くその他の事務職員 に総務部法制契約課の審査請求担当職員 をもって充てる。

(専決事項)

- 第4条 事務長は、次の各号に掲げる事項に | 第4条 事務長は、次に掲げる事項について 専決することができる。
  - (1) 勤務条件に関する措置要求書及び 不利益処分についての審査請求書の補 正に関すること。
  - (2) 「略]
  - (3) 那覇市情報公開条例(平成26年那覇 市条例第26号)に基づく公文書の公開 又は非公開の決定(同条例第9条第1項 の規定による公文書の公開又は同条例 第10条第1項若しくは第11条第1項の規 定による公開請求の拒否の決定に関す ることを除く。)及び当該決定の期間延 長に関すること。
  - (4) 那覇市個人情報保護条例(平成3年 那覇市条例第21号)に基づく保有個人 情報の開示、訂正又は利用停止の請求 に係る諾否の決定及び当該決定の期間 延長に関すること。

 $(5) \sim (7)$  [略]

 $(4) \sim (6)$  [略]

(その他の事項)

の処理については市長事務部局の例によ

(その他の事項)

第5条 この規程に定めるもののほか、事務 | 第5条 この訓令に定めるもののほか、事務 の処理については市長事務部局の例によ る。

### 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあ る全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

## 保健所長訓令

那覇市保健所長訓令第1号 平成 28 年 4 月 1 日 公表 済

那覇市保健所長の事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市保健所長 東 朝 幸

## 那覇市保健所長の事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市保健所長の事務決裁規程(平成25年保健所長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正後
(保健所長の決裁事項)
第3条 [略]
(1)~(11) [略]
(12) 建築物における衛生的環境の確保
に関する法律に基づく事業の登録の取消
<u>しに関すること。</u>
<u>(13)∼(16) [略]</u>
(課長の専決事項)
第4条 [略]
[表 別記]

#### 付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

## [改正前 別記]

### [第4条の表]

課	専決事項
健康増進課	(1) 検疫法(昭和26年法律第201号)に基づく検疫所長からの通知及び通
	報の受理に関すること。
	(2) 感染症法に基づく届出の受理及び報告に関すること。
	(3) 感染症法に基づく感染症に係る他の行政機関等との協力及び連携
	<u>並びに情報の公表に関すること。</u>
	(4) 感染症法に基づく結核及び感染症に係る病原体検査の実施に関す
	<u>ること。</u>
	(5) 感染症法に基づく結核登録票の記録及び保存に関すること。
	(6) 感染症法に基づく結核登録患者の訪問指導及び精密検査の実施に
	<u>関すること。</u>
	(7) 感染症法に基づく結核患者定期病状調査の実施に関すること。

	(8) 健康増進法に基づく立入検査に関すること
	(9) 健康増進法に基づく特定給食施設の事業開始の届出並びに事業の
	変更、休止及び廃止の届出の受理に関すること。
	(10) 前各号に掲げるもののほか定例的な事項に関すること。
生活衛生課	(1)~(45) [略]
	$(46) \sim (50)$ [略]
[略]	

## [改正後 別記]

# [第4条の表]

課	専決事項
保健総務課	(1) 検疫法(昭和26年法律第201号)に基づく検疫所長からの通知及び通
	報の受理に関すること。
	(2) 感染症法に基づく届出の受理及び報告に関すること。
	(3) 感染症法に基づく感染症に係る他の行政機関等との協力及び連携
	<u>並びに情報の公表に関すること。</u>
	(4) 感染症法に基づく結核及び感染症に係る病原体検査の実施に関す
	<u>ること。</u>
	(5) 感染症法に基づく結核登録票の記録及び保存に関すること。
	(6) 感染症法に基づく結核登録患者の訪問指導及び精密検査の実施に
	関すること。
	(7) 感染症法に基づく結核患者定期病状調査の実施に関すること。
	(8) 感染症法に基づく結核患者及び感染症入院患者の医療費負担の決
	定に関すること
	(9) 前各号に掲げるもののほか定例的な事項に関すること。 
健康増進課	(1) 健康増進法に基づく立入検査に関すること。 
	(2) 健康増進法に基づく特定給食施設の事業開始の届出並びに事業の変
	<u>更、休止及び廃止の届出の受理に関すること。</u>
11 300 /40 11 310	(3) 前各号に掲げるもののほか定例的な事項に関すること。
生活衛生課	(1)~(45) [略]
	(46) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物環   境衛生事業登録の申請に関すること。
	<u>現開生事未登録の甲頭に関すること。</u>  (47) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物環
	境衛生事業登録事項の事業報告、変更及び廃止の届出の受理に関する
	こと。
[略]	,